

災害対策基本法第42条の2に基づき
定める地区防災計画

大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
桂瀬地区

桂瀬地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
206人	94世帯	34.0% <small>(平成31年1月現在)</small>

桂瀬地区の特徴

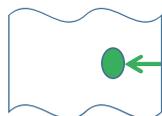
集落は大きく3つの地区に分かれ、阪内川右岸の国道166号線沿いの茶屋、茶屋から南側に入った河原出地区、里地区となっている。里地区は山に近いが急傾斜ではない。いずれも集落の周囲は田畑が多い。里地区から河原出、茶屋地区へと桂瀬川が流れ、阪内川に流れている。

過去の災害経験

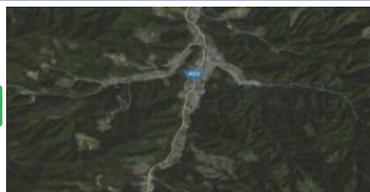
・昭和57年の台風10号により地区の住民宅の近くで川が増水し、浸水の恐れが生じた。

南海トラフ地震時の被害想定

・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



桂瀬地区



別紙①

被害想定

・震度5強から7の強い揺れが生じることから

1. 建物倒壊による人的被害として死者、重症・軽症者が発生する。
2. 建物の全壊、半壊がおこる。
3. 建物に火災がおこる。
4. ライフラインの被害として、
 - ①上水道の断水がおこる。
 - ②下水道に支障が生じる。
 - ③電気が停電する。
 - ④電話が不通となる。
 - ⑤携帯電話がつながりにくくなる。充電できないため、通信できない。
5. 1～4の被害により、避難生活をしなければならぬ地区が発生する。
6. がれき等の廃棄物が多く発生する。

桂瀬地区避難計画

桂瀬地区の目標

「自助・共助により命を守る」

桂瀬地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 避難先を隣近所に連絡する。家族で避難先、連絡方法を決めておく。
- 安全な服装、靴等で歩いて避難する。(要支援者の車での避難は可)
- 要支援者の避難は複数の支援者で対応する。

避難所運営時の基本ルール

- 避難者で共に助け合うことに努める。
- 要支援者を優先したスペース、配置とする。
- ペット類は入室を禁止する。(アレルギー)等の問題もある)

桂瀬地区における避難所等の位置



桂瀬地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- ・親類や友人宅等の安全な場所（土砂災害警戒区域にからない場所）へ早期に避難
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難

②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕のある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定緊急避難場所へ避難する。
- ・桂瀬集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報（土砂）発表時には、避難場所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、安全な避難場所へ避難する前の中継所とする。

③避難勧告等発令時

- ・土砂災害警戒区域外の指定緊急避難場所へ避難することが困難な場合は、集会所やその他へ避難

④桂瀬川増水時

- ・浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時の留意点

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会（自主防災協議会）会長へ報告する。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難する。
- ・自治会（自主防災協議会）会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要なものがないかどうかを確認する。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して複数の支援者で対応するよう取り決めておく。

桂瀬地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

- ・避難場所への経路に危険な場所がないか、確認する。（くずれやすい場所など）

②地震発生直後の行動

- ・建物の外に飛び出さない（落下物に注意）
- ・揺れがおさまったら、ガスの元栓をしめる。電気のブレーカーを切る。

③避難行動時

- ・堀ぎわ、がけのそばなどを避けて避難する。
- ・垂れ下がった電線に触れない、近づかない
- ・落下物、ガラス片、ブロック塀などに気をつける。

④避難所到着後

- ・避難所開設者、自治会長等へ氏名、人数などを報告する。
- ・避難所の運営に参加し、共に助け合う。

避難時の留意点

- ・避難するときは、避難先を隣近所に連絡する。連絡を受けた人は、速やかに自治会長に連絡する。
- ・災害発生時、避難時の家族間の連絡方法を日頃から、決めておく。
- ・非常持ち出し品を持って避難する。水、非常食は出来る限り、各個人でもって避難する。
- ・車を使わず、歩いて避難する。（要支援者の避難は除く）

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
- 活用組織 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
阪内地区

阪内地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
257人	109世帯	45.1%

(平成31年1月現在)

阪内地区の特徴

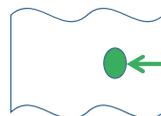
東西に流れる阪内川と川に沿って県道青山29号線沿いに集落が点在し、95%以上が山林ですが、静かで住みよい地域であります。昭和30年代は150世帯もあり、人口も600人以上が住んでいた時もありますが、年々人口減少が続き、空き家や田畑の放棄地が増へ高齢化が益々進んでいます。

過去の災害経験

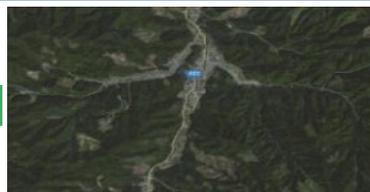
- ・昭和34年9月26日の伊勢湾台風
- ・昭和57年台風10号（57災害）

風水害や南海トラフ地震の被害想定

- ・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



阪内地区



別紙①

被害想定

- 1、山崩れ・崖崩れ・地すべり・川の氾濫・土砂災害
- 2、土砂崩れによる建物倒壊
- 3、電気・水道・道路・通信の不通
- 4、地域の孤立化（県道29号線決壊、倒木などに伴う時）

阪内地区避難計画

阪内地区の目標

「災害時の安心安全は
一人一人の助け合い」

阪内地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 普段から家族及び地域で基本ルールを話し合う
- 避難時のコースと最寄りの避難場所確認・避難時の非常持ち出し品の確認
- 避難時の適切な行動と連絡方法など
- 高齢者等の要支援者の避難優先、地域の家族構成、安否確認

避難所運営時の基本ルール

- 役割分担を決め一人一人が助け合い
- 避難所内での生活ルールを作成し、他者への配慮をする
- 高齢者等の要配慮者への心配り

阪内地区における避難所等の位置



阪内地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

・阪内町安心安全連絡網による状況・情報連絡の徹底・お年寄りや一人住まいの方には、早期に避難準備と避難場所、避難方法を連絡

②台風接近直前の避難

・避難準備と避難場所、非常持ち出し品の確認
 ・大雨警報（土砂災害）発表時、阪内防災センターは、土砂災害警戒区域に掛かるため、大河内小学校か大河内地区市民センターに避難支援する。

③避難勧告等発令時

・各世帯に対し連絡網により連絡を図り、避難場所・避難者等の安否状況を取る。

④阪内川増水時

・安全な住人の家に避難し、班長に連絡する。班長は随時自治会（自主防災会）会長に連絡する。

避難時の留意点

・班長は「安心安全」連絡網により、各家庭の避難状況を把握した後、自治会（自主防災会）会長に報告
 ・自治会（自主防災会）会長は、地区住民の避難状況を把握した後、支援が必要な人がいないかどうかを確認する。
 ・要配慮者に対しては、複数人員で対応する。

阪内地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

・日頃から危険箇所（家屋や家具類の転倒及び耐震などをチェック）点検
 ・阪内町の「安心安全」連絡網を確認と整備

②地震発生直後の行動

・身を守る行動をする、火元やブレーカーを切っているか確認
 ・阪内町連絡網による地震被害の把握と住民の安否確認

③避難行動時

・大きな地震の場合、余震に注意し、阪内防災センターが安全な場所へ避難する。
 ・隣近所の安否確認

④避難所到着後

・住民の安否を班長または自治会（自主防災会）会長に連絡

避難時の留意点

・風水害時の避難の留意点に準ずる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

作成目的	大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
活用組織	自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
活用費用	市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
笹川町山村地区

笹川町山村地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
212人	64世帯	28.8%

(平成30年3月現在)

山村地区の特徴

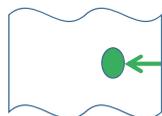
北西に堀坂山・観音岳があり、山村地区は東西斜面に位置しています。山村地域と高畑地域に分かれて丘陵地に位置します。主に北西には、果樹園が広がり南東側に住宅地域があります。大きな河川はなく水害の危険はほとんど見られない。

過去の災害経験

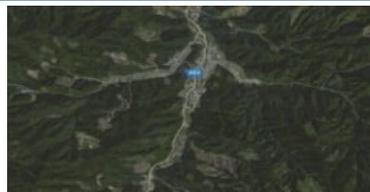
全焼の住宅火災が、数件ありました。集中豪雨や台風による田畑の水害が時々ありました。川の増水により、道路の通行が困難になる。

南海トラフ地震等の被害想定

・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



山村地区



別紙①

1. 風水害の被害想定

時間当たりの大雨が50mm/hを超えるようになると小さな河川がオーバーフローして道路上に氾濫し始める。

要支援者の方には、不安なため、事前に状態の把握や精神的な援助が必要であり、状況に応じて親戚や集会所の避難を促す必要がある。基本は自宅待機である。

2. 地震の被害想定

緊急地震速報の時には、あわてずまず身の安全を確保することを第一とするが、震度6～7の地震が発生すれば、耐震補強していない住宅が90%を超えるため倒壊の危険があります。

丘陵地のため、ところどころに石積があり、崩れる危険があります。地震の時には、火災を起こさないことに注意が必要である。停電、断水が発生する恐れがあるため、井戸のある家では飲料水の確保が必要。

笹川町山村地区避難計画

山村地区の目標

「防災の役割(自己責任で)」

山村地区の緊急避難場所

「山村集会所、大河内小学校」

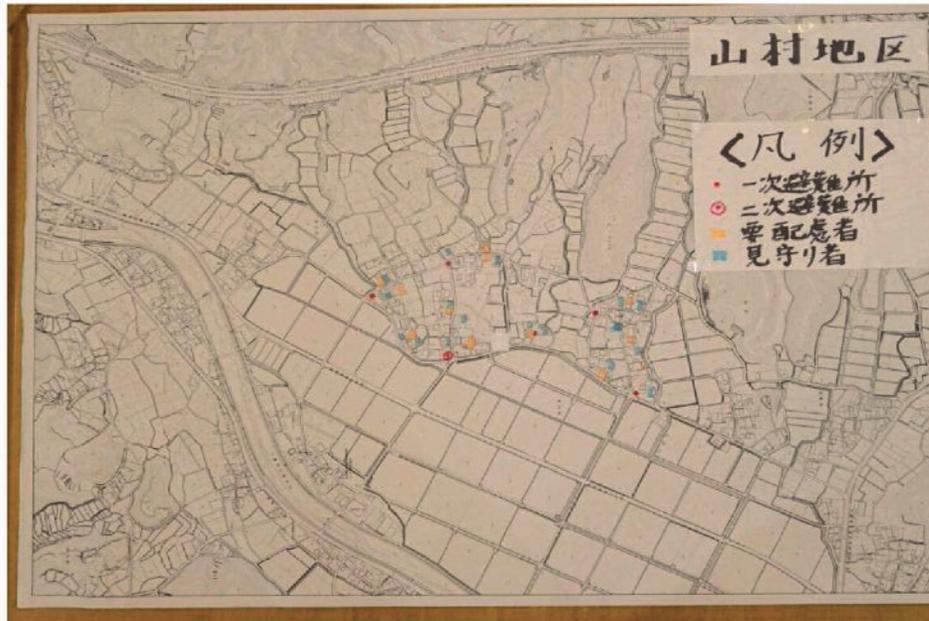
避難行動時の基本ルール

- 両隣にお声がけをする。
- 要支援者の方を優先して避難する。
- 地区避難場所に集合して徒歩にて避難する。

避難所運営時の基本ルール(地区一時避難所)

- 要支援者・乳幼児を優先して、避難所内に場所を決める。
- プライバシーを守ること。
- 自主防災組織の役割をしっかりと実行して、リーダーとして行動する。

笹川町山村地区における避難所等の位置



笹川町山村地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・一人暮らしの方へ、事前に訪問して避難できるか確認する。

②台風接近直前の避難

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・自宅に請われるところがある場合を除いては、自宅待機が良い。
- ・一時避難所の場合は、坂・石垣があるので十分気を付けて避難する。

③避難勧告等発令時

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・もし発令されれば、十分気を付け地区一時避難所に避難する。

④付近の用排水路増水時

- ・小さな川であるが、水かさが増えると危険になるので、川の近くを避けて避難する。

避難時の留意点

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会（自主防災協議会）会長へ報告する。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難する。
- ・自治会（自主防災協議会）会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認する。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して複数の支援者で対応するように予め取り決めておく。

笹川町山村地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

- ・家族で防災について話し合う。・非常時の備蓄品を準備しておく。
- ・倒れそうな家具等がないか確認しておく。緊急連絡先をすぐわかるようにしておく。

②地震発生直後の行動

- ・落ち着いて、身を隠す。
- ・家族の安否確認、火の元を確認する。
- ・ラジオをつける。
- ・靴を履く。

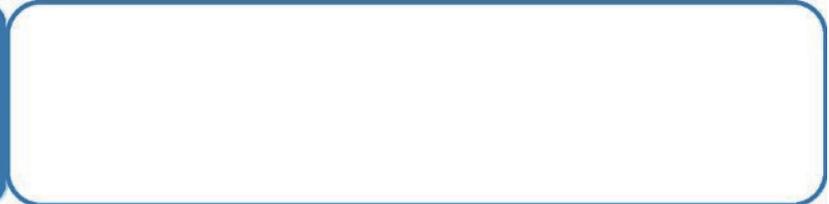
③避難行動時

- ・余震に注意、隣近所で助け合う。
- ・ブロック塀、かれきに近づくな、漏電・ガス漏れに注意。

④避難所到着後

- ・住所氏名の確認、家族の安否。・自宅、近隣の状況報告。

避難時の留意点



大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
笹川町寺井地区

笹川町寺井地区の概要

寺井地区の特徴

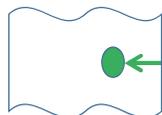
阪内川を跨いで、平地と山端の集落である。

過去の災害経験

これまでは特に大きな被害は無かった。

風水害の被害想定

・台風などの風水害ではどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



寺井地区



人口	世帯数	65歳以上の割合
243人	76世帯	45,0%

(平成30年3月現在)

別紙①

被害想定

- ・阪内川の増水による、住宅・道路の浸水被害
- ・山からの流水による土砂災害

笹川町寺井地区避難計画

寺井地区の目標

「安全・安心」

寺井地区の緊急避難場所

大河内小学校
寺井公会所

避難行動時の基本ルール

- リーダーを立てる。
- 情報を収集すること。
- 災害時要配慮者へ手を差し伸べる。

避難所運営時の基本ルール

- 災害要配慮者を優先しサポートする。
- 地区のすべての住民に気を配る。
- 食事や衛生面に気を付ける。

笹川町寺井地区における避難所等の位置



笹川町寺井地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

・近くて安全な建物に早めに避難する

②台風接近直前の避難

・基本的に自宅待機も良いが、危険と感じたら寺井公会所へ避難

③避難勧告等発令時

・寺井公会所または大河内小学校へ避難する

④阪内川増水時

・寺井公会所または大河内小学校へ河川の近くを避けて避難する

避難時の留意点

- ・夜間については、慌てず照明器具を携帯し、足元などに気を付けて避難する
- ・河川の水位が時は、水路や水溜りには十分に気を付ける
- ・強風時は飛散物に十分に気を付ける

寺井地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

- ・非常食の賞味期限のチェック
- ・毛布などの在庫確認

②地震発生直後の行動

- ・ガスの元栓チェックや電気のブレーカーを切り、その他の火元確認
- ・次の余震を考え近くの安全な場所へ一時避難

③避難行動時

・避難の際には、あらかじめ決めておいた安全なルートに沿って、近隣の方々と助け合い避難する

④避難所到着後

・まず、家族や近所の方々の安否確認をする

避難時の留意点

- ・夜間の場合は慌てず、明かりを持って足元や周辺の瓦礫に十分注意し避難する
- ・道路の亀裂や地滑り・落石、特に建物の崩壊現場付近には十分注意する

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
勢津地区

勢津地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
97人	41世帯	38.1%

(平成31年1月現在)

勢津地区の特徴

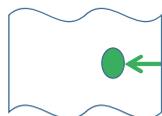
- ・勢津川沿いに集落が点在している。
- ・集落の距離が長い。(2.7km)
- ・両側の山が急峻で、土砂災害の危険度が高い。
- ・橋の数が多し。(土石流等の被害拡大)
- ・他地区への通り抜けができない。(山道で危険度が高い)

過去の災害経験

- ・昭和57年台風10号で大きな被害が発生した。
- ・全ての橋が流され、孤立した。

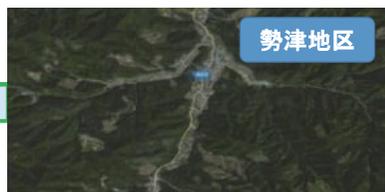
風水害の被害想定

- ・風水害や南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



勢津地区

勢津地区



別紙①

被害想定

- ・多くの場所で土砂崩れが発生する。
- ・地震により家屋が倒壊する。(大半が木造住宅で、耐震基準を満たしていない)
- ・土石流により家が倒壊・流失する。
- ・堀坂山周辺の地形は急峻で表土が柔らかい。また昭和37年ごろ植林された杉檜の人工林が多く、大量の雨水を保水できない。そのため、山林表層が崩壊し、流木・土石が川に流れ込むことにより、橋に詰まり大洪水を引き起こす。
- ・橋が流されると集落が孤立する。
- ・水道のパイプが破損し、断水となり、ライフラインに影響が出る。
- ・火災が発生する。

勢津地区避難計画

勢津地区の目標

「危険を感じたら早く避難する」

勢津地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 土石流が予想される時は、川の近くを通らない。
- 要支援者の避難を迅速に行う。
- 地鳴り等を感じたら、山の近くを通らない。

避難所運営時の基本ルール

○勢津地区の避難所(公会堂、お寺)の安全性について検討の余地あり。
お寺集会所:土砂災害のおそれがある時は使えないようになっており、一昨年の台風で裏山が崩壊し、崩壊場所のみの工事が終了しているものの、大雨が降るとかなり危険である。また、橋を渡っての避難となるため、水量によっては危険度が高まる。
勢津公会堂:昭和30年代に裏山が崩壊して、全壊している。その後建替えられた建物であるが、依然裏山の崩落が心配である。
住民の中には依然として自分の方がまだ安全であるとの認識が強く、今後この一時避難所をどのように位置付けしていくか、大きな課題である。

勢津地区における避難所等の位置



勢津地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- ・親戚や友人宅等の安全な場所（土砂災害警戒区域にかからない場所）へ早期に避難する。
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、特に早期に避難する。
（有線放送を利用した呼びかけ、防災委員との連携）

②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定緊急避難場所へ避難する。
（道中が長いので、難しい）

③避難勧告等発令時

- ・外出することでかえって危険が及ぶような場合、自宅内のより安全な場所を探し避難する。
（防災委員との連絡をとり、居場所等をはっきりさせる）

④勢津川増水時

- ・被害のおそれのないより高い場所にある隣家へ避難する。

避難時の留意点

- ・避難する際には、避難先を防災委員等に連絡することとし、連絡を受けた防災委員は、速やかに自治会（自主防災協議会）会長へ報告する。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難する。
- ・自治会（自主防災協議会）会長は地区住民の把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認する。

勢津地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

大規模地震の場合どの程度の山崩れが起き、被害が見込まれるかを検討していないため、今後の課題となる

②地震発生直後の行動

③避難行動時

④避難所到着後

毎年12月に防災訓練を実施しており、平常の啓蒙活動及び訓練が必要との認識で一致しております。今後も、自助・共助の精神を各人が持てるよう、地区自主防災会として活動して行きます。

避難時の留意点

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
大河内町

大河内町の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
403人	160世帯	32.8%

(平成31年1月現在)

大河内町の特徴

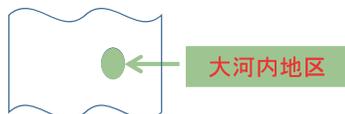
- 脇谷、根木、茶屋、広阪の4地区で成り立つ
- 一部を除き殆どの家屋は阪内川の両脇に建立している
- 国道の西側は、山林開発中である

過去の災害経験

- 直近では昭和57年台風10号による家屋崩壊、床上・床下浸水

大河内町の被害想定

- 台風及び集中豪雨時にほどの様な状況になると思われるか？(別紙①に記入)



別紙①

台風及び集中豪雨による被害想定

- 阪内川の氾濫による家屋への浸水災害
- 山林の開発に伴う土石流発生、家屋の倒壊
- 急傾斜地の崩壊

大河内町避難計画

大河内町の目標

「災害に強いまちづくり」

大河内町の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

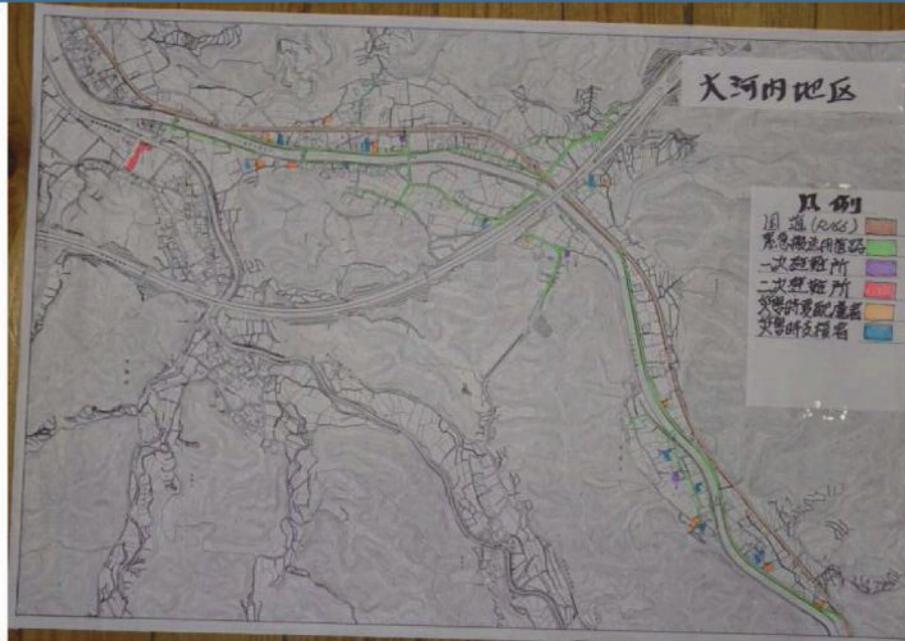
避難行動時の基本ルール

- 最新の情報収集
- 早めの避難
- 携行品は必要最小限

避難所運営時の基本ルール

- 周囲の人への心配りをしよう
- 避難所内でのルールを守ろう
- 健康管理に努め

大河内町における避難所等の位置



大河内町の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

○正確な気象情報を収集し、安全な場所へ早期に避難

②台風接近直前の避難

○最新の気象情報に注意し、身の周りの環境の変化にも注意しながら緊急避難場所へ避難
○緊急通報メール(エリアメール)に従い、緊急避難場所へ避難

③避難勧告等発令時

○直ちに緊急避難場所へ避難する

④阪内川増水時

○浸水のおそれの無い場所へ早期に避難

避難時の留意点

○避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告
○大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難
○自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認

大河内町の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

○家具の転倒や、落下防止する対策をとる
○地震発生時を想定し、家族で避難方法及び連絡方法を話し合う

②地震発生直後の行動

○机などの下にもぐり、倒れてくる家具や落下物に注意する
○ドアや窓を開けて逃げ道を確保する
○ラジオ及びテレビで最新情報を入手する

③避難行動時

○家族及び隣近所の安全を確認する
○出火があれば初期の消火を行う

④避難所到着後

○町内住民の安全を確認する

避難時の留意点

○避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告
○大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難
○自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認

大河内町防災計画のPDCAサイクル

作成目的 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
活用組織 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
辻原地区

辻原地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
238人	102世帯	44・1%

(平成31年1月現在)

辻原地区の特徴

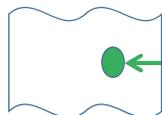
辻原地区内は国道166号線、県道松阪青山線が通っている。また東西に阪内川が流れ、阪内川を挟んで南北に住居が点在する山間(やまあい)の狭い地区であり、津波以外の全ての災害が想定される。最近の事例では平成29年10月の台風21号による土砂災害で国道166号線が寸断され、他地域にも大きな影響を及ぼす地区である。

過去の災害経験

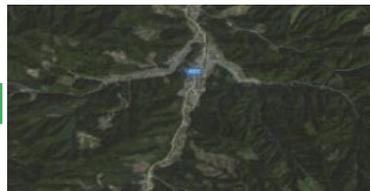
・昭和57年台風10号

風水害や南海トラフ地震の被害想定

・台風や南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



辻原町



別紙①

被害想定

- 1、家屋の倒壊
- 2、土砂崩れ
- 3、土砂流入による河川の氾濫
- 4、道路の寸断
- 5、インフラの喪失
- 6、火災
- 7、上記の災害による人的被害

辻原地区避難計画

辻原地区の目標

「自助の確立」

辻原地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター
浦出集会所

避難行動時の基本ルール

- 正確な情報収集
- 隣近所の人との連絡
- 早めの避難(一人では行動しない)
- 非常持出袋を携帯する。

避難所運営時の基本ルール

- 運営協議会の設置
- 避難者に守ってもらいたいルールの説明
- 災害時要配慮者へ配慮した運営を心がける

辻原地区における避難所等の位置



辻原地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

災害時要配慮者は早期に一次避難所に避難させる。(警報、避難情報に関わらず)

②台風接近直前の避難

正確な情報収集に努め、早めの避難準備と近所の人たちとの連絡を取り合う。

③避難勧告等発令時

正確な情報収集に努め、避難できるかどうか早期に決断し、できない場合は近くのより安全な場所に避難する。速やかに自治会役員、または自主防災組織役員に連絡する。

④阪内川増水時

氾濫した場合は浸水、または道路の寸断のおそれがあり無理に避難せず2階で待機する。

避難時の留意点

一人では行動しない。
ラジオ、通信機器を携帯し情報を収集する。
家からの持出品は最小限にする。
長靴は履かない。

辻原地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

自助による備えの確認 避難経路の確認 連絡を取り合う方法の確認 非常時持出品の確認

②地震発生直後の行動

1. ガス栓、電気ブレーカーの遮断
2. 家族の安全確認
3. 隣近所の安全確認
4. 要配慮者の安全確認及び共助による救出
5. 正確な情報収集(SNSを活用する)

③避難行動時

余震に気を付け安全な避難経路を確認し避難所に向かう。安全が確認されない場合は留まる勇気も必要であり、より安全な場所で公助を待つ。非常時持出品を携帯する。

④避難所到着後

一次避難所の安全確認 ダメな場合は二次避難所に向かう。避難所運営体制に積極的に参加する。

避難時の留意点

一人では行動しない。
私有車ではできるだけ移動しない。渋滞の原因になる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
矢津地区

矢津地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
302人	123世帯	38.4%

(平成31年1月現在)

矢津地区の特徴

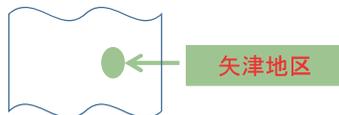
- 高齢者の家庭や一人暮らしの家庭が多い
- 手入れのされていない山林が多い
- 耕作放棄地も多くなりシカ・イノシシ・サルが出没している
- 地区内での交流が少なくなっている
- メイン道路が一本しかなく通勤通学時の事故が心配
- 傾斜地のため家屋や田畑に石積みが多い

過去の災害経験

- 昭和57年台風10号により矢津川が氾濫し中矢津の寺7の庫裡が全壊した

矢津地区の被害想定

- 南海トラフ地震時にどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



別紙①

南海トラフ地震による被害想定

- 古い家の倒壊
- 石垣の崩壊・山崩れの多発
- 土砂崩れによる道路の寸断
- 高速道路の橋梁の倒壊

矢津地区避難計画

矢津地区の目標

「迅速・適切な支持と行動」

矢津地区の緊急避難場所

大河内小学校
矢津公会堂

避難行動時の基本ルール

- 火元の確認
- 近隣への声かけ
- 指導者の指示に従う

避難所運営時の基本ルール

- 通路・トイレの確保
- 平等な扱いと弱者優先
- 指導者の指示を守る

矢津地区における避難所等の位置



矢津地区の避難先と避難時のルール（地震）

① 平時の確認事項

- 危険箇所の確認
- 避難ルートの確認
- 要支援者と救助者の確認

② 地震発生直後の行動

- 倒壊家屋や道路の寸断などの状況を把握する
- 周囲の安全確保

③ 避難行動時

- 助け合いの精神で行動
- 安全確認

④ 避難所到着後

- ルールを守る
- リーダーの指示に従う

避難時の
留意点

矢津地区の避難先と避難時のルール（風水害）

① 台風接近前の避難

- 持出物の用意
- 一人暮らしの老人等に声をかけ早めの避難

② 台風接近直前の避難

- 自力での移動が困難な高齢者を送る
- 自宅の方が安全な時は外に出ない
- 川(矢津川等)には近づかない

③ 避難勧告等発令時

- 独居老人に声をかける
- 自宅が安全と考えた時は外に出ない

④ 矢津川増水時

- 絶対に近づかない

避難時の
留意点

- 自分の居場所を家族や隣人に知らせる
- 独居老人の安否を確認する

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



西

西黒部地区防災計画

～地震・津波避難編～

NISHIKUROBE

黒部

平成31年2月
西黒部まちづくり協議会

目次

序章.....	1
1 計画の対象地区の範囲.....	1
2 活動目標.....	2
3 地区の特性.....	3
4 地区の災害履歴及び想定される災害.....	4
5 平常時の活動.....	6
6 発災後の活動.....	8
7 津波避難時の経路と避難先.....	10
8 課題や問題点.....	14
9 今後の活動目標.....	16
参考 計画策定に向けての検討経過.....	17

改訂履歴

・平成31年2月 策定



序章

計画策定に至った背景

平成 29 年度に、松阪市津波避難対策基本方針が策定され、五須町、高須町、松名瀬町（それぞれ一部）が津波避難困難地域として抽出されました。

平成 30 年度には、『松阪市津波避難計画』を市が作成し、西黒部地区では『地区津波避難計画』の作成を目的として、様々なワークショップなどを実施してきました。

ワークショップでは、自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、その成果として平成 31 年 2 月に『西黒部地区防災計画～地震・津波避難編～』を作成しました。

1 計画の対象地区の範囲

計画の対象地区は松阪市のうち、「高須町」「西黒部町」「松名瀬町」からなる西黒部地区です。

図 対象地区の範囲



2 活動目標

活動目標は以下のとおりです。



住民の防災意識向上

⇒西黒部地区防災計画の概要版を各戸に配布するとともに、住民への理解を求める呼びかけを行います。



地震・津波の発生に備えた実行動の実施

⇒災害発生前の対策として、個人・家族ですること、西黒部地区ですることを確実に実施します。

3 地区の特性

3-1. 西黒部地区の地理

西黒部地区は松阪市の東部に位置し、1級河川の櫛田川下流の両岸に位置し、北は伊勢湾に面し、南は国道23号線が通り、西には2級河川の金剛川が流れています。

田畑に囲まれ、河口には日本でも有数の干潟があり、はまぼう群生地などの自然があります。松名瀬町には、松阪市唯一の海水浴場があり、潮干狩りも盛んで、県内はもちろん、他県からも多くの人々が訪れる観光地として知られています。

3-2. 西黒部地区の人口

平成30年1月現在の人口は以下のとおりです。

	人口	世帯数	内75～ 79歳	内80～ 84歳	内85～ 89歳	内90～ 94歳	内95～ 99歳	100歳 以上
高須町	625	243	40	27	28	14	8	0
西黒部町	977	383	62	55	36	25	4	1
松名瀬町	545	226	30	33	25	7	1	0
合計	2,147	852	132	115	89	46	13	1

4 地区の災害履歴及び想定される災害

4-1. 西黒部地区の災害履歴

昭和34年 伊勢湾台風(9月26日～27日)

9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第15号は、中心気圧が1日に91hPa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26日18時頃和歌山県潮岬の西に上陸した。

上陸後6時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通して太平洋側に出た。

旧松阪市内の被害状況(松阪市史より)

人的被害 死者3人、重傷者5人、軽症者21人
 建物被害 全壊163戸、流出6戸、半壊283戸、
 床上浸水769戸、床下浸水1,958戸

昭和57年 台風第10号と前線(8月1日～3日)

志摩半島の先端をかすめ、渥美半島西部に上陸。中部地方に大雨が降り、名松線の全線が土砂崩れのため不通となり、嬉野小原で民家4棟が土砂で押しつぶされた。そのあと南岸の前線と9号台風崩れの低気圧で再び大雨となり、南勢地方で住宅の浸水が相次ぎ、自衛隊の派遣要請をおこない、災害救助法も適用されました。

松阪市内の被害状況(松阪市地域防災計画より)

人的被害 死者19人、行方不明者2人、重傷者8人
 建物被害 全壊38戸、半壊42戸、浸水3,965戸

平成29年 台風第21号(10月21日)

非常に強い台風第21号は、21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸しました。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧となりましたが、台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で記録的な大雨となりました。

三重河川国道事務所が設置している、櫛田川水系豊原雨量観測所では総雨量485mm(時間最大50mm/h)が観測され、櫛田川水系佐奈川では計画高水位を超過しました。

西黒部地区においては、各地で道路冠水や家屋の浸水被害が発生しました。

住家被害 床上浸水17戸、床下浸水14戸(松阪市災害対策本部発表資料より)

4-2. 想定される災害

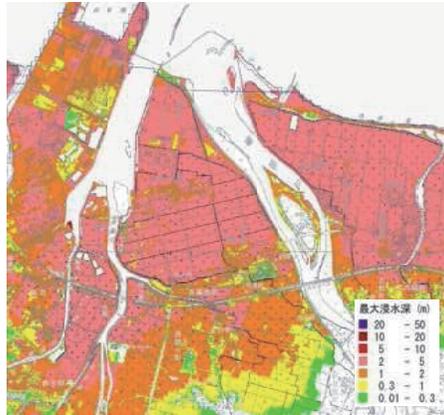
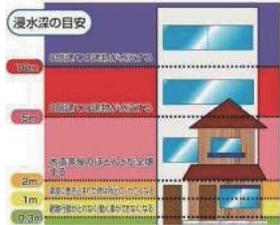
南海トラフでは、過去 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生しており、今後
もその発生が予測されていることから、**南海トラフ地震を想定**します。

津波浸水予測図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合にどの範囲まで浸水するかを、示した図です。

浸水の深さに応じて色分けしてあります。

西黒部地区においては、**2～5m**の最大浸水深が想定されています。



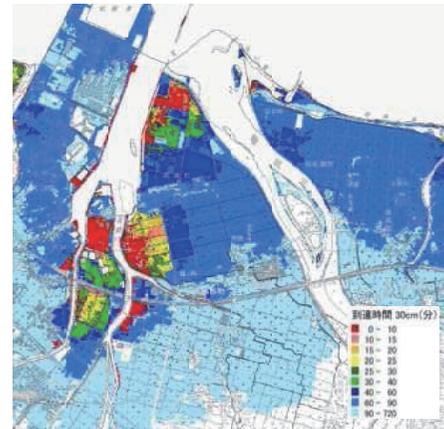
(引用：三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月))

津波浸水深 30cm到達予測時間分布図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深 30cm」に、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けした図です。

西黒部地区においては、**概ね 40～60分**の想定がされています。

「いつまでに、どの方向に避難しなければいけないか」を判断するためのものです。



(引用：三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月))

5 平常時の活動

5-1. 個人・家族ですること



南海トラフ地震を知る

⇒西黒部地区では、震度 6 強～7 が想定されています。
液状化の危険性も極めて高いです。
津波は、最大津波高 3.8m。最大浸水深 2～5mです。



住宅やブロック塀の耐震化、家具の転倒防止

⇒自宅の耐震化をしましょう。また、家具の転倒防止も実施しましょう。
家や家具に潰されるだけでなく、避難経路が通れなくなるかもしれません。



非常持ち出し袋を家族人数分準備

⇒家庭備蓄も重要ですが、まずは非常持ち出し袋を準備し、避難の備えをしましょう。

また、家族構成にあった持ち出し品を準備しましょう。

(例)：赤ちゃん・・・粉ミルクやオムツ
薬を常用している人・・・お薬手帳のコピーや予備の薬など



家族防災会議をする

⇒災害時の連絡手段や避難場所、避難経路などを話し合っておきましょう。

(例)：連絡手段として災害用伝言ダイヤル『171』の利用
遠くの親戚に伝言板になってもらう



近所付き合い

⇒顔の見えるお付き合いを日頃よりしておきましょう。

5-2. 西黒部地区ですること

防災意識の高揚

⇒西黒部地区が抱える自然災害のリスクを住民に知ってもらいます。

定期的にタウンウォッチングを実施

⇒災害発生時の危険箇所などをチェックし、避難経路を見直します。



津波避難訓練、防災訓練の実施（西黒部まちづくり協議会）

⇒避難経路、避難先、避難にかかる時間を再確認します。
さらに、避難行動要支援者への対応を考え、訓練を実施します。



安否確認方法の確立と訓練の実施（各自治会）

⇒安否確認は、災害発生時に一番重要です。
自治会でできることを考え、繰り返し訓練を実施します。

6 発災後の活動

6-1. 発災直後の活動

地震発生直後は、まずは自分自身の命を守らなければいけません。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物等による負傷です。身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から離れる、低くなる、頭を守るのが効果的です。



（引用：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議）

自主防災隊や消防団も被災者となります。
共助活動のためにも、自分や家族が負傷ないようにしましょう。



6-2. 発災後の個人・家族ですること

家族の安否確認

⇒家族の安否確認だけでなく、となり近所の安否確認も忘れないようにしましょう。

火の始末

⇒都市ガスやプロパンガスを使用している場合、震度5弱以上の揺れをガスメーターが感知すると、自動的に遮断されるため、慌てて火を止めに行かないでください。また、ろうそく等の裸火の場合火災発生リスクが高いです。木造住宅が密集している地域のため、揺れがおさまったら必ず初期消火に努めてください。

避難する

⇒電気器具のスイッチを切り、コンセントを抜きましょう。
(感震ブレーカーの設置などを考えてみてはいかがでしょうか。)
電気のブレーカーやガスの元栓を切りましょう。
非常持ち出し袋を持参しましょう。
となり近所へも声をかけ避難しましょう。



津波からの避難

⇒より早く！より遠く！より高く！避難しましょう。

【津波避難の三原則】(岩手県釜石市の津波防災教育より)

1. 「想定にとられるな」
2. 「最善を尽くせ」
3. 「率先避難者たれ」



6-3. 発災後の西黒部地区ですること

安否確認

⇒自治会単位で安否確認を実施します。
西黒部まちづくり協議会で安否情報を集約します。

避難の呼びかけ、避難誘導

⇒逃げ遅れをゼロにします。

避難行動要支援者への対応

⇒一人で避難できない人の介添えを実施します。

避難先での情報発信

⇒津波緊急一時避難ビル(学校など)で、避難者数を確認し、災害対策本部へ情報を伝えます。

7 津波避難時の経路と避難先

7-1. 高須町の避難

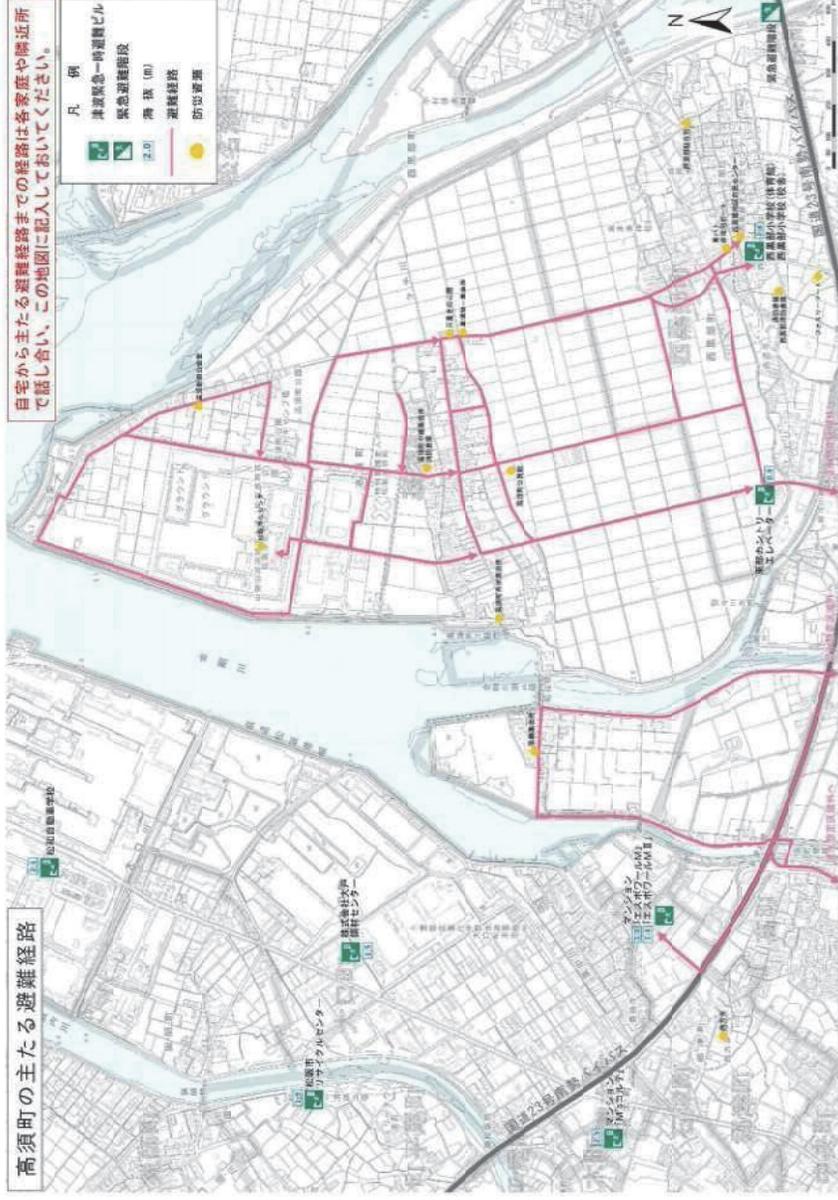
- ・津波発生時の緊急一時避難先は「松阪浄化センター」、「西黒部小学校」、「東部カントリーエレベーター」を想定します。
- ・後藤組については「丸亀ビル」「松阪商工会議所」「マンションエスポワール M」、「マンションエスポワール MII」への避難も想定します。
- ・時間に余裕があれば、もっと南(内陸)へ避難します。
- ・主たる避難経路には、海岸沿いや河川沿いの道路も想定していますが、地震発生時には危険をとまなう可能性があります。そのため、実際の避難にあたっては、安全性を確認したうえで避難します。

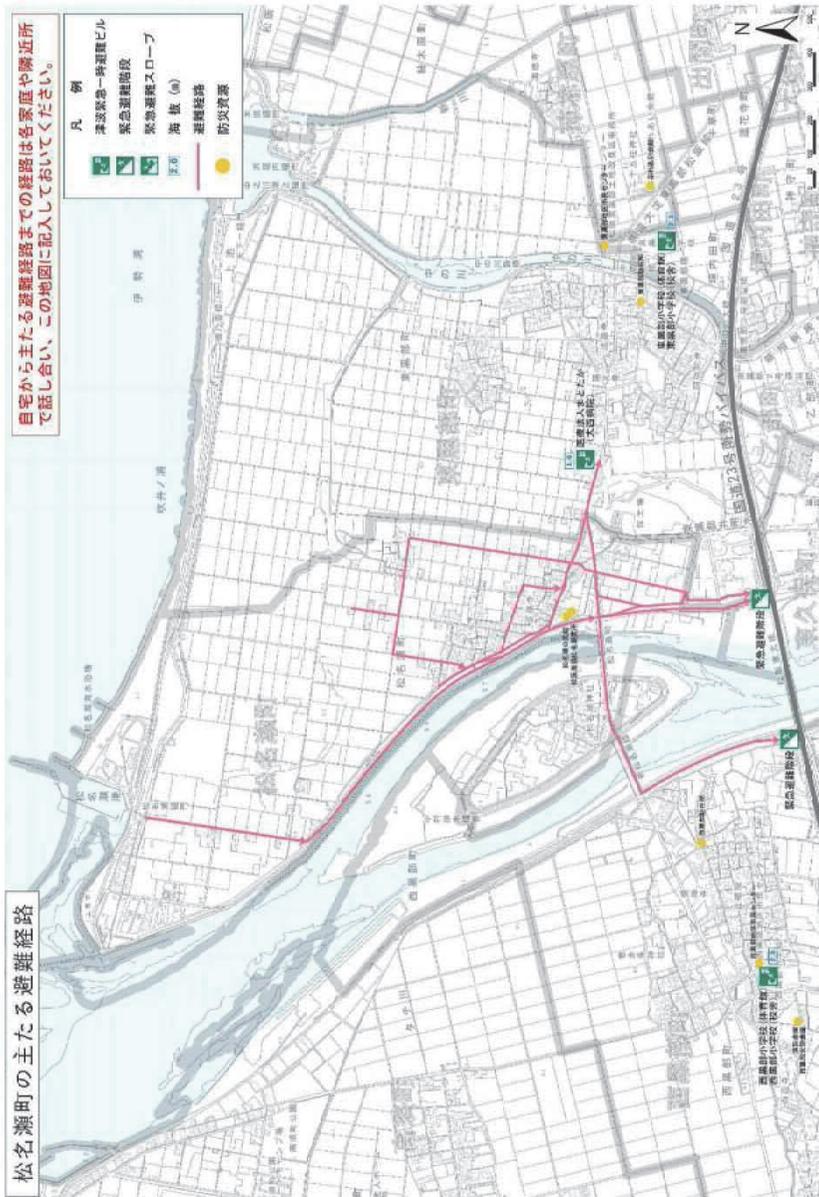
7-2. 西黒部町の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「西黒部小学校」、「東部カントリーエレベーター」、「朝見小学校」を想定します。
- ・時間に余裕があれば、もっと南(内陸)へ避難します。
- ・南(内陸)へ避難する際の主たる避難経路は「松阪・多岐バイパス」「主要地方道松阪第2環状線」とします。

7-3. 松名瀬町の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「医療法人まとかた(大西病院)」、国道23号南勢バイパスの「緊急避難階段」を想定します。
- ・主たる避難経路には、松名瀬橋や新松名瀬橋、河川沿いの道路も想定していますが、地震発生時には危険をとまなう可能性があります。そのため、実際の避難にあたっては、安全性を確認したうえで避難します。



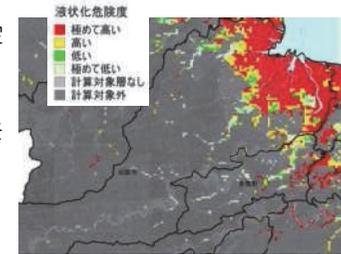


8 課題や問題点

✓ **避難先が決まっていない**
 ⇒自宅から津波時の緊急避難先が近いが、海側にある場合など避難先に迷われている方がみえました。また、落橋がなければ地区外への避難を想定されている方もみえました。被害の状況にもよりますが、複数の避難先や避難経路を決めておき、災害の状況により判断しましょう。
 的確な判断ができるよう、日頃より避難経路や避難先の確認。避難訓練、防災訓練へ積極的に参加しましょう。

✓ **道路は割れていないか？液状化は大丈夫か？**
 ⇒液状化については、三重県が液状化危険度予測分布図を公表しています。着色部分（特に赤色部分）が全て液状化するとは限らないため、事前に避難経路を複数想定しておき、発災時の状況により避難経路を選択してください。

- ※様々な要因により、避難経路の損壊が想定されるため、事前の備えとして
- ・複数の避難経路を考えておく
 - ・破損箇所を早く確認し伝達できる体制を作っておく



(引用：三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月）)

✓ **避難する手段で迷う（自動車？自転車？）**
ブロック塀が道路側に倒壊すれば通れない。
 ⇒車での避難を考えている方がみえました。
 津波避難時に車を利用すると、家屋などの倒壊により、道路閉塞が発生し通行障害が予想されます。また、一斉に車避難した場合、渋滞で逃げ遅れることも予想されます。緊急車両の通行の妨げにもなるので、基本的に車両の使用は控えましょう。
 地震によるブロック塀や電柱の倒壊も予想されます。避難の際、障害となる物が少ない避難経路を考えておくことも重要です。

- ・自助：家屋の耐震化、ブロック塀の除却を行う。
- ・共助：車避難は基本的に控え、近隣で声を掛け合い、早期避難に努める。

※避難行動要支援者への対応として、車いすやリヤカーでの避難も想定しておきましょう。

✓ **要支援者の避難誘導は ⇒ 消防団の対応**

⇒発災時刻にもよります。

消防団員が在宅の場合、避難誘導や救出救助活動を期待できますが、不在の場合近隣での助け合いが必要不可欠になります。

- 日頃より、近隣での助け合いができるよう『顔の見えるお付き合い』をしておきましょう。
- 消防団においては津波発生時の退避ルールが決められているため、相互理解を深め二次被害防止のため、地域住民も同様に退避行動をとるようにしましょう。

9 今後の活動目標

本計画の策定に向けワークショップを実施し、多くの住民が参加しながらたくさんの意見を出し合い、地震・津波について考えてきました。しかし、まだ西黒部地区の全員に認知されたわけではありません。また、高齢者を連れての避難をどうするか？（避難行動要支援者への対応）といった課題も残されています。

●やるべきこと、できることを考える

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】 ←—————

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】 ←—————

これからは、個人や家族、西黒部地区がそれぞれできることに対して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

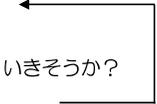
それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

●継続的な活動のスタート（PDCA サイクル）

課題はまだあり、まちの状況は変化していきます。

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、災害に強い西黒部を目指します。

- Plan（計画）：避難計画をつくる。
- Do（実施_(訓練)）：避難訓練を行う。
- Check（検証）：訓練を行ってみて、うまくいきそうか？
- Action（見直し）：問題点・修正点はないか。



見直して
計画を書
き直す

参考 計画策定に向けての検討経過

日付	会議名等	議題等
平成30年 5月21日	代表者会議	地区津波避難計画作成に向けた説明
平成30年 6月14日	全体会議	(1) 松阪市津波避難対策基本方針について (2) ワークショップの取り組みについて
平成30年 7月18日	第1回ワークショップ	(1) 防災講演会 (三重大学大学院工学研究科 川口准教授) (2) 今後の進め方(説明)
平成30年 9月23日	第2回ワークショップ	(1) 津波を想定した避難訓練 ⇒西黒部小学校から朝見小学校まで徒歩 避難 (西黒部小学校児童と合同開催)
平成30年 9月～12月	第3回ワークショップ	(1) 災害図上訓練(DIG) ⇒避難経路をみんなで考える 西黒部町・高須町:組単位で実施 松名瀬町:全体で実施
今後の予定	ワークショップ	(1) 災害図上訓練(DIG)の振り返り
今後の予定	代表者会議、全体会議	(1) 地区防災計画の修正

～災害図上訓練(DIG)実施詳細～

実施日	時間	自治会	地区	参加人数
8月25日(土)	19:00-20:00	高須町	中	15
8月25日(土)	20:15-21:00	高須町	後藤	20
9月17日(月)	19:00-20:30	高須町	旭二・高須	40
9月23日(日)	19:00-20:30	高須町	旭一	20
10月7日(日)	18:00-20:00	松名瀬町	(全体)	37
10月7日(日)	19:00-20:30	高須町	浦新田	20
10月20日(土)	18:00-19:30	高須町	共栄	20
11月17日(土)	19:00-20:30	西黒部町	網屋	38
11月23日(金)	19:00-20:30	西黒部町	西浦	27
12月1日(土)	19:00-20:30	西黒部町	一色	23
12月2日(日)	19:00-20:30	西黒部町	北出	45
12月9日(日)	14:30-16:15	西黒部町	山之世古	40
1月13日(日)	14:00-15:30	西黒部町	四ツ谷	30

鶴

鶴地区防災計画

～地震・津波避難編～

KASASAGI



平成31年2月 鶴まちづくり協議会

目次

序章.....	1
1 計画の対象地区の範囲.....	1
2 基本方針（目的）.....	2
3 活動目標.....	2
4 地区の特性.....	3
5 地区の災害履歴及び想定される災害.....	4
6 平常時の活動.....	6
7 発災後の活動.....	8
8 津波避難時の経路と避難先.....	10
9 課題や問題点.....	12
10 今後の活動目標.....	13
参考 計画策定に向けての検討経過.....	14

改訂履歴

・平成31年2月 策定

序章

計画策定に至った背景

平成 29 年度に、松阪市津波避難対策基本方針が策定され、五主町、高須町、松名瀬町（それぞれ一部）が津波避難困難地域として抽出されました。

平成 30 年度には、『松阪市津波避難計画』を市が作成し、鵜地区では『地区津波避難計画』の作成を目的として、様々なワークショップなどを実施してきました。

ワークショップでは、自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、その成果として平成 31 年 2 月に『鵜地区防災計画 ～地震・津波避難編～』を作成しました。

1 計画の対象地区の範囲

計画の対象地区は松阪市のうち、「五主町」「笠松町」「小舟江町」「星合町」からなる鵜地区です。

図 対象地区の範囲



2 基本方針（目的）

松阪市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を実現するため、鵜地区が目指す地区防災のスローガンとして以下を掲げます。

全員参加で被害者『0』
みんなで作ろう強い鵜

平成 29 年度に松阪市津波避難対策基本方針において、鵜地区の一部が、津波避難困難地域と指定されました。そこで地区でできる事を考え、実行していくためにも、上記スローガンを合言葉に、様々なワークショップを実施し本計画を作成しました。

今後も、住民の皆さまと防災訓練等を通じ『鵜地区防災計画』の周知、見直しを行っていきたいと思います。

ご協力よろしくお願ひします。

鵜まちづくり協議会 会長 高瀬 良弘

3 活動目標

活動目標は以下のとおりです。

← **住民の防災意識向上**

⇒鵜地区防災計画の概要版を各戸に配布するとともに、住民への理解を求める呼びかけを行います。

← **地震・津波の発生に備えた実行動の実施**

⇒災害発生前の対策として、個人・家族ですること、鵜地区ですることを確実に実施します。

4 地区の特性

4-1. 鵜地区の地理

鵜地区は松阪市の北東部に位置し、北には1級河川の雲出川、南には2級河川の碧川が流れ、西には国道23号線が一部横断しており、東は伊勢湾に面しています。面積は4.39km²で平坦な田園風景が広がる自然豊かな地域です。

4-2. 鵜地区の人口

平成30年1月現在の人口は以下のとおりです。

	人口	世帯数	内75～ 79歳	内80～ 84歳	内85～ 89歳	内90～ 94歳	内95～ 99歳	100歳 以上
小舟江町	337	150	12	6	5	11	0	0
笠松町	470	198	24	33	14	7	5	0
豊合町	343	131	22	17	9	4	1	0
五主町	951	410	38	32	29	17	3	3
合計	2,101	889	96	88	57	39	9	3

4-3. 『鵜防災の日』

昭和28年台風第13号の襲来を受け、当地区は甚大な被害を受けました。

そこで、被災した教訓を忘れないためにも9月25日を『鵜防災の日』と制定し、毎年防災訓練などを実施し、命を守るための活動をしています。

5 地区の災害履歴及び想定される災害

5-1. 鵜地区の災害履歴

昭和28年台風第13号(9月22日～26日)

9月18日にグアム島の南東海上で発生した台風第13号は、22日になって急速に発達し、非常に強い勢力を保ったまま北緯30度まで北上した。その後はやや衰えたが、25日17時に三重県志摩半島を横断し、伊勢湾を経て18時半頃愛知県知多半島に上陸した。21時には長野県諏訪市付近、26日00時に新潟市の東を通過、06時には三陸沖に進んだ。

四国から関東地方にかけての広い範囲で20～30m/sの最大風速を観測した。また、期間降水量は舞鶴(京都府舞鶴市)で507.0mmに達したほか、四国、近畿、東海、北陸地方で200mmを超え、愛知、三重、京都、滋賀、大阪、福井の各府県では甚大な被害が発生した。

鵜地区においては、死者9名、流出家屋15戸、全壊家屋10戸、半壊家屋30戸、床上浸水277戸、床下浸水全村であった。



昭和34年 伊勢湾台風(9月26日～27日)

9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第15号は、中心気圧が1日に91hPa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26日18時頃和歌山県潮岬の西に上陸した。上陸後6時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通過して太平洋側に出た。

勢力が強く暴風域も広がったため、広い範囲で強風が吹き、伊良湖(愛知県渥美町)で最大風速45.4m/s(最大瞬間風速55.3m/s)、名古屋で37.0m/s(同45.7m/s)を観測するなど、九州から北海道にかけてのほぼ全国で20m/sを超える最大風速と30m/sを超える最大瞬間風速を観測した。

鵜地区においては、昭和28年台風第13号を受け、堤防を建設したため甚大な被害はなかった。

5-2. 想定される災害

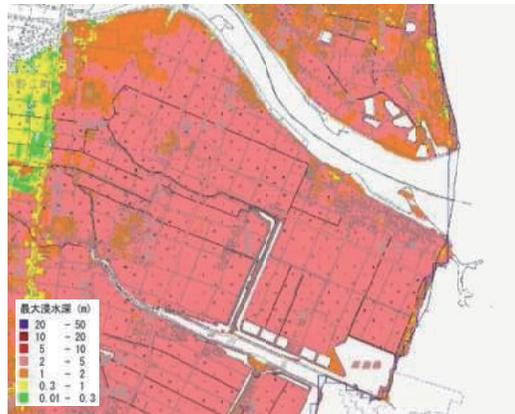
南海トラフでは、過去 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生しており、今後
もその発生が予測されていることから、**南海トラフ地震を想定**します。

津波浸水予測図

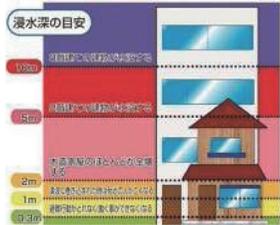
南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合にどの範囲まで浸水するかを、示した図です。

浸水の深さに応じて色分けしてあります。

鵜地区においては、**2～5m**の最大浸水深が想定されています。



(引用：三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月))

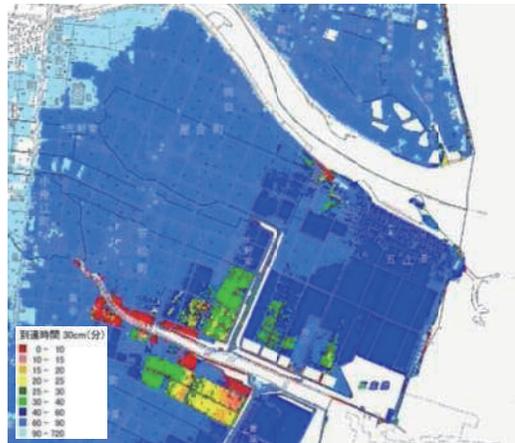


津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深 30cm」に、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けした図です。

「いつまでに、どの方向に避難しなければいけないか」を判断するためのものです。

鵜地区においては、**概ね 40～60分**の想定がされています。



(引用：三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月))

6 平常時の活動

6-1. 個人・家族ですること

南海トラフ地震を知る

⇒鵜地区では、震度 6 強～7 が想定されています。
液状化の危険性も極めて高いです。
津波は、最大津波高 3.8m。最大浸水深 2～5mです。



住宅やブロック塀の耐震化、家具の転倒防止

⇒自宅の耐震化をしましょう。また、家具の転倒防止も実施しましょう。
家や家具に潰されるだけでなく、避難経路が通れなくなるかもしれません。



非常持ち出し袋を家族人数分準備

⇒家庭備蓄も重要ですが、まずは非常持ち出し袋を準備し、避難の備えをしましょう。
また、家族構成にあった持ち出し品を準備しましょう。

(例)：赤ちゃん・・・粉ミルクやオムツ
薬を常用している人・・・お薬手帳のコピーや予備の薬など



家族防災会議をする

⇒災害時の連絡手段や避難場所、避難経路などを話し合っておきましょう。

(例)：連絡手段として災害用伝言ダイヤル『171』の利用
遠くの親戚に伝言板になってもらう



近所付き合い

⇒顔の見えるお付き合いを日頃よりしておきましょう。

6-2. 鶴地区ですること

防災意識の高揚

⇒鶴地区が抱える、自然災害リスクを住民に知ってもらいます。

定期的にタウンウォッチングを実施

⇒災害発生時の危険箇所などをチェックし、避難経路を見直します。



津波避難訓練、防災訓練の実施（鶴まちづくり協議会）

⇒避難経路、避難先、避難に要する時間を再確認します。
さらに、避難行動要支援者への対応を考え、訓練を実施します。



安否確認方法の確立と訓練の実施（各自治会）

⇒安否確認は、災害発生時に一番重要です。
自治会でできることを考え、繰り返し訓練を実施します。

7 発災後の活動

7-1. 発災直後の活動

地震発生直後は、まずは自分自身の命を守らなければいけません。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物等による負傷です。身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から離れる、低くなる、頭を守るのが効果的です。



（引用：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議）

自主防災隊や消防団も被災者となります。

共助活動のためにも、自分や家族が負傷しないようにしましょう。



7-2. 発災後の個人・家族ですること

家族の安否確認

⇒家族の安否確認だけでなく、となり近所の安否確認も忘れないようにしましょう。

火の始末

⇒都市ガスやプロパンガスを使用している場合、震度5弱以上の揺れをガスメーターが感知すると、自動的に遮断されるため、慌てて火を止めに行かないでください。また、ろうそく等の裸火の場合火災発生リスクが高いです。木造住宅が密集している地域のため、揺れがおさまったら必ず初期消火に努めてください。

避難する

⇒電気器具のスイッチを切り、コンセントを抜きましょう。
(感震ブレーカーの設置などを考えてみてはいかがでしょうか。)
電気のブレーカーやガスの元栓を切りましょう。
非常持ち出し袋を持参しましょう。
となり近所へも声をかけ、避難しましょう。



津波からの避難

⇒より早く！より遠く！より高く！避難しましょう。

【津波避難の三原則】(岩手県釜石市の津波防災教育より)

1. 「想定にとらわれるな」
2. 「最善を尽くせ」
3. 「率先避難者たれ」



7-3. 発災後の鵜地区ですること

安否確認

⇒自治会単位で安否確認を実施します。
鵜まちづくり協議会で安否情報を集約します。

避難の呼びかけ、避難誘導

⇒逃げ遅れをゼロにします。

避難行動要支援者への対応

⇒一人で避難できない人の介添えを実施します。

避難先での情報発信

⇒津波緊急一時避難ビル(学校など)で、避難者数を確認し、災害対策本部へ情報を伝えます。

8 津波避難時の経路と避難先

8-1. 五主町自治会・五主団地自治会の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「鵜小学校」を想定します。
時間に余裕があれば、もっと西(内陸)へ避難します。
- ・主たる避難経路は市道星合五主1号線・市道小津星合線とし、想定される液状化等の被害状況によっては、市道星合五主線(通学路)・市道小津星合線とします。

8-2. 岡田区自治会の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「鵜小学校」、「小野江小学校」を想定します。
- ・主たる避難経路は、小野江小学校方面は市道星合1号線・農道201号線・市道舞出小野江線とし、鵜小学校方面は市道小津星合線・県道津三雲線とします。また、雲出川堤防は主たる避難経路の被害状況を鑑み、やむを得ない場合のみ使用しません。

8-3. 星合町自治会の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「小野江小学校」及び「津波浸水想定区域外」を想定します。
- ・主たる避難経路は県道津三雲線・市道星合舞出線・県道嬉野津線とします。

8-4. 笠松町自治会の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「クリーニング米若本社」、「ニチレイ・ロジスティクス東海三重物流センター」を想定します。
逃げ遅れた際の緊急一時避難先として、「鵜小学校」も想定します。
- ・主たる避難経路は県道津三雲線・市道笠松中林線・国道23号線とします。十軒屋住民に関しては、主たる避難経路は市道笠松十軒屋線とします。市道笠松西肥留線沿い住民に関しては、主たる避難経路は市道笠松西肥留線とします。

8-5. 小舟江町自治会の避難

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「津波浸水想定区域外」を想定します。
逃げ遅れた際の緊急一時避難先に関して、国道23号線以東の住民はクリーニング米若本社とし、国道23号線以西の住民はニチレイ・ロジスティクス東海三重物流センターとします。
- ・主たる避難経路は市道笠松中林線・国道23号線または市道小舟江草原1号線・県道三雲久居線・県道嬉野津線とします。

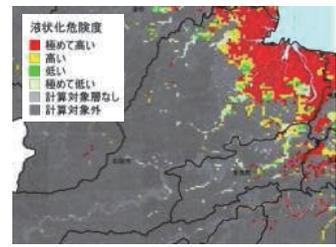


9 課題や問題点

✓ 液状化は大丈夫か？

⇒液状化については、三重県が液状化危険度予測分布図を公表しています。着色部分（特に赤色部分）が全て液状化するとは限らないため、事前に避難経路を複数想定しておき、発災時の状況により避難経路を選択してください。

- ※様々な要因により、避難経路の損壊が想定されるため、事前の備えとして
- ・複数の避難経路を考慮しておく
 - ・破損箇所を早く確認し伝達できる体制を作っておく



(引用：三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

✓ 車で避難できない。(家屋・ブロック塀倒壊)

✓ 電柱が倒れ、避難経路が阻まれる。

⇒家屋などの倒壊により、道路閉塞が発生し車両の通行障害が予想されます。また、一斉に車避難した場合、渋滞で逃げ遅れることも予想されます。緊急車両の通行の妨げにもなるので、基本的に車両の使用は控えましょう。地震による電柱の倒壊も予想されます。なるべく電柱の少ない避難経路を考慮しておくことも重要です。

✓ 要支援者の避難誘導は ⇒ 消防団の対応

⇒発災時刻にもよります。消防団員が在宅の場合、避難誘導や救出救助活動を期待できますが、不在の場合近隣での助け合いが必要不可欠になります。

- ・日頃より、近隣での助け合いができるよう『顔の見えるお付き合い』をしておきましょう。
- ・消防団においては津波発生時の退避ルールが決められているため、相互理解を深め二次被害防止のため、地域住民も同様に退避行動をとるようにしましょう。

10 今後の活動目標

本計画の策定に向けワークショップを実施し、多くの住民が参加しながらたくさんの意見を出し合い、地震・津波について考えてきました。しかし、まだ鶴地区の全員に認知されたわけではありません。また、高齢者を連れての避難をどうするか？（避難行動要支援者への対応）といった課題も残されています。

●やるべきこと、できることを考える

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】 ←

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】 ←

これからは、個人や家族、鶴地区がそれぞれできることに対して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

●継続的な活動のスタート（PDCA サイクル）

課題はまだまだあり、まちの状況は変化していきます。

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、『全員参加で被害者『0』 みんなで作ろう強い鶴』を目指します。



Plan（計画）：避難計画をつくる。

Do（実行（訓練））：避難訓練を行う。

Check（評価）：訓練を行ってみて、うまくいきそうか？

Action（改善）：問題点・修正点はないか。

見直して
計画を書
き直す

参考 計画策定に向けての検討経過

日付	会議名等	議題等
平成30年 5月15日	代表者会議	地区津波避難計画作成に向けた説明
平成30年 7月9日	代表者会議	第1回ワークショップ実施に向けての調整
平成30年 7月19日	全体会議	(1) 松阪市津波避難対策基本方針について (2) ワークショップの取り組みについて
平成30年 7月22日	第1回ワークショップ	(1) 防災講演会（川口准教授） (2) 今後の進め方（説明）
平成30年 8月31日 9月7日	第2回ワークショップ	(1) 災害図上訓練（D I G） ⇒避難経路をみんなで考える 対象地区 8月31日：皇合町、五主町 9月7日：小舟江町、笠松町
平成30年 9月24日	第3回ワークショップ	(1) 津波を想定した避難訓練 (2) 防災講演会（川口准教授）
平成31年 1月23日	第4回ワークショップ	(1) 災害図上訓練（D I G）の振り返り

大石地区防災計画 (風水害編)



大石地区まちづくり協議会
マスコットキャラクター
おいしいたけ

令和2年3月

大石地区まちづくり協議会

■目次

序章	1
1 計画の対象地区の範囲	1
2 基本方針(目的)	2
3 活動目標	2
4 地区の特性(地理、人口など)	3
5 地区の災害履歴および想定される災害	3
6 ふだんの災害への備え	4
7 災害が発生したときの行動	4
8 災害避難時の経路と避難先	5
9 課題や問題点	8
10 今後の活動目標	8
資料	9
参考 計画策定に向けての検討経過	12

■改定履歴

令和2年3月 策定



序章

■計画策定に至った経緯

大石地区では、平成29年度土砂災害防止法にもとづく基礎調査が実施され、大石町、小片野町、六呂木町の急傾斜地を中心に、土砂災害警戒、特別警戒区域の指定がなされました。また、近年の気候変動により大雨、台風の多発がみられるなど、水害・土砂災害から大切な家族と地域を守る、防災・減災の行動について、「大石地区防災計画（風水害編）」として取りまとめました。

1 計画の対象地区の範囲

「大石町」「小片野町」「六呂木町」からなる大石地区を計画の対象範囲とします。



2 基本方針（目的）

松阪市の防災ビジョンである【災害時の人的被害ゼロ】を実現するため、以下のとおり基本方針（目的）を定めます。

**家庭・地域の防災・減災力を高め、
「災害時の人的被害ゼロ」を目指す避難行動を！**

3 活動目標

活動方針（目的）を実現するための活動目標を以下のとおり定めます。

雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう

■防災意識の向上と防災・減災力の強化

- ・家庭で災害時対応（防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、経路の確認）について話し合いを行う。
- ・訓練で「チェックリスト」を配布、家庭で「非常持ち出し袋」、「非常食（備蓄品）」の備えを行う。

■風水害（土砂災害等）の発生にそなえ防災・減災点検活動の実施

- ・防災組織（自治会、組長等）で避難経路の安全確認を行う。
- ・ハザードマップ等で土砂災害、浸水等の災害危険箇所の確認を行う。
- ・風水害の備え、誰もが「土嚢作り、積み込み」が出来るように訓練を行う。

■身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施

- ・「風水害タイムライン」を作成、個人、家庭、地域の防災組織（自治会・自主防災隊・消防団など）の行動計画を定める。
- ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時要支援（防災カルテ等）対象者の安否確認を行う。
- ・自治会、まちづくり協議会では「緊急連絡網」に基づき、災害情報、安否確認を集約、把握する。

4 地区の特性（地理、人口など）

大石地区の地理や人口などの特性は、以下のとおりです。

- 地区の地理など
市域のほぼ中間に位置する中山間地域
一級河川櫛田川の中流域左岸河岸段丘及び、支流の山間地集落
国道 166 号線と県道（小片野駅部田線、古江小片野線）の交通結節点
- 地区の人口など
人口 1,462 人、715 世帯（令和 2 年 2 月 1 日現在）

5 地区の災害履歴および想定される災害

■地区の災害履歴

- 昭和 34 年伊勢湾台風（9 月 26 日～27 日）で櫛田川が増水、氾濫し旧大石村役場 1 階部分の水没
- 昭和 43 年大石町谷川河川災害、谷地区上流部護岸の破損
- 平成 29 年台風 21 号（10 月 21 日～22 日）に伴う集中豪雨により大石町、小片野町、六呂木町各地で斜面崩壊、倒木による通行止め、そして、最長 4 日間に及び停電



■想定される災害

- 大雨、台風、地震等による風水害（土砂災害、河川、山地災害等）
（山崩れ、地滑り、風倒木、生活道路の通行止め、長期停電、冠水被害等）

6 ふうだんの災害への備え

■個人・家族ですること

- 防災気象情報の入手、雨の降り方、川が増水、危険斜面の状況を知る。
- 土砂災害ハザードマップの警戒、特別警戒区域を知る。
- 屋内安全箇所、近隣の安全箇所、指定緊急避難所を知る。
- 住宅耐震化、家具転倒防止、非常持出常備、家族で情報共有、近所付き合い。

■地域ですること

- 防災研修、避難訓練を実施し防災・減災意識を高める。
- 定期的にタウンウォッチングを実施し危険箇所を確認する。
- 災害時要支援者の把握と安否確認、支援の取り決めをおこなう。
- 災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。

7 災害が発生したときの行動

「風水害タイムライン」に基づき行動する

■発災直後の行動は・・・

- 自分自身、家族の命を守る！

■発災後に個人・家族ですことは・・・

- 家族、近所の安否確認、自宅の安全場所、地域待避所、指定避難所への避難

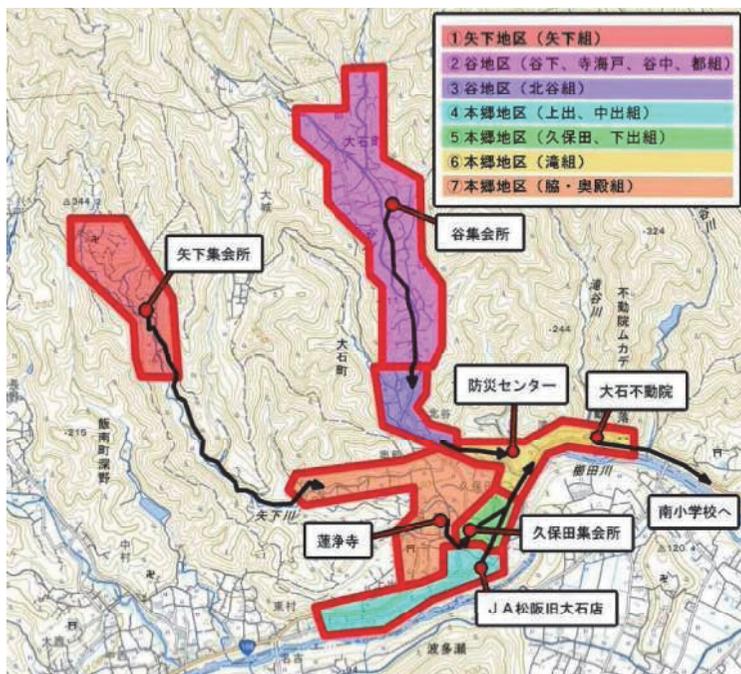
■発災後に地区ですことは・・・

- 住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援
- 避難行動要支援者の支援、避難所の運営、快適性の確保
- 避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝

8 災害避難時の経路と避難先

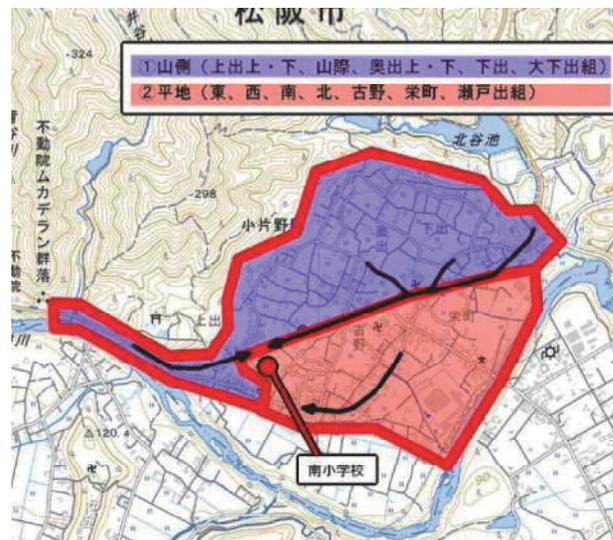
■大石町自治会の避難経路および集合先・一時待避所、指定避難所

- ①矢下地区（矢下組）
 自宅等 ▶ 一時待避所（矢下集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ②谷地区（谷下、寺海戸、谷中、都組）
 自宅等 ▶ 一時待避所（谷集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ③谷地区（北谷組）
 自宅等 ▶ 一時待避所（防災センター） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ④本郷地区（上出、中出組）
 自宅等 ▶ 集合場所（JA松阪旧大石店） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑤本郷地区（久保田、下出組）
 自宅等 ▶ 一時待避所（久保田集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑥本郷地区（滝組）
 自宅等 ▶ 集合場所（大石不動院） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑦本郷地区（脇・奥殿組）
 自宅等 ▶ 一時待避所（蓮浄寺） ▶ 指定避難所（南小学校）



■小片野町自治会の避難経路および指定避難所

- ①山側（上出上・下、山際、奥出上・下、下出、大下出組）
 自宅等 ▶ 指定避難所（南小学校） ※市道、国道中心に移動
- ②平地（東、西、南、北、古野、栄町、瀬戸出組）
 自宅等 ▶ 指定避難所（南小学校） ※市道・県道、国道中心に移動



■六呂木自治会の避難経路および一時待避所、指定避難所

①六呂木全地区（東広出、西広出、北出、上出、下出上・下組）

自宅等 ▶ 一時待避所（六呂木集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）

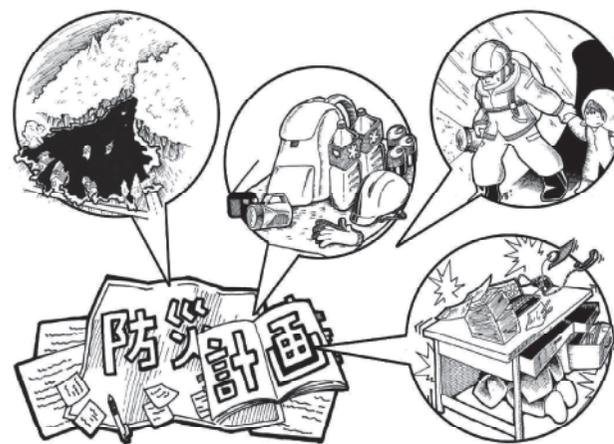


9 課題や問題点

- 急傾斜地等、地形上、斜面崩落により避難経路が確保できない災害発生
- 災害時の連絡、地域の助け合い、自主防災・減災体制づくり
- 災害時要支援者への支援の仕組み（ルール）と支援体制づくり
- ふだんの近所付き合い、居住地域での助け合い意識を高めること
- 地域の防災、減災力の育成（災害時の活動力等）と人材、資機材の整備

10 今後の活動目標

- やるべきこと、できることを考え、徐々に地域の防災・減災力を高める。
- 防災、減災活動の「継続」と計画の「レベルアップ（PDCA）」を図る。
- 自主防災組織（自治会、自主防災隊、消防団及びまちづくり協議会等）の役割と活動・行動の実践を進める。



■家族と地域を守る 松阪市大石地区風水害タイムライン

家族と地域を守る 松阪市大石地区風水害タイムライン

警戒レベル ・ 気象情報	警戒 レベル2 大雨注意報 洪水注意報	警戒 レベル3 大雨警報 洪水警報	警戒 レベル4 大雨特別警報	警戒 レベル5 大雨特別警報
松阪市の 避難情報	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)	災害発生情報
土砂災害警戒情報				

※避難のタイミングを判断する情報の入手は・・・

気象庁

テレビ・ラジオ・インターネットなど

大石地区の看板

地域の状況（わき水が高る・山鳴りがする・樹木が傾くなど）、土砂災害の前兆から判断

松阪市

エリアメール・防災無線・防災行政無線テレビホンサービスなど
0598-25-6045

大石地区の看板

緊急時の支援連絡先は・・・
(自治会・組長・親戚など)

（おなまえ）
（電話番号）

みなさんの行動 (個人・家庭)	指定避難所への避難	指定避難所への避難を完了
<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の確認 住居の点検 非常持出袋の確認 安全場所や避難場所の確認 避難経路の確認 災害リスクの確認 <p>私と家族は [] をしめます</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区集合場所や指定避難所への避難 地区集合場所 防災センター 集会所 など ◎指定避難所 南小学校 外出が危険な場合は自宅や近隣の安全な場所に避難 (山側から最も遠い2階の部屋など) <p>私と家族は [] に避難しめます</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全確認 災害状況の把握・通知 避難経路等の地域内安全周知 住民の安否と支援確認 <p>私と家族は [] にいます</p>

※私と家族の避難先は ① [] ② [] ③ (自宅内) [] です

防災組織の行動	避難経路の安全確認	避難経路の安全確認	災害状況の把握と情報
<ul style="list-style-type: none"> 非常時緊急連絡網の確認 気象情報の確認 危険区域の状況把握 地区集合場所の開設準備 災害時費支援者名簿の確認 <p>自治会・自主防災隊・消防団等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全確認 災害状況の把握・通知 避難経路等の地域内安全周知 住民の安否と支援確認 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全確認 災害状況の把握・通知 避難経路等の地域内安全周知 住民の安否と支援確認 	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況の把握と情報 住民の安否確認

家庭・地域の防災・減災力を高め、災害時の人的被害ゼロを目指す避難行動を！

(令和2年3月17日版)
大石地区まちづくり協議会
防災防犯部会

■松阪市大石地区防災計画（風水害編） 概要版

松阪市大石地区防災計画（風水害編） 概要版

■計画作成の背景は・・・

大石地区では、平成29年度土砂災害防止法にもとづく基礎調査が実施され、大石町・小片野町・六呂木町の急傾斜地を中心に、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定がなされました。また、近年の気候変動により大雨・台風の多発がみられるなど、水害・土砂災害から大切な家族と地域を守るための防災・減災の行動について、「大石地区防災計画（風水害編）」として取りまとめました。

■活動目標は・・・ **雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！**

- ▼防災意識の向上と防災・減災力の強化
 - ・家庭で災害時対応（防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、避難経路の確認）について話し合う。
 - ・訓練で「チェックリスト」を配布し、家庭で「災害時非常持ち出し袋」や「非常食（備蓄品）」の備えを行う。
- ▼風水害（土砂災害等）の発生にそなえ防災・減災点検活動の実施
 - ・防災組織（自治会・組長等）で避難経路の安全確認を行う。
 - ・ハザードマップ等土砂災害・浸水等の災害危険箇所の確認を行う。
 - ・風水害に備え、誰もが「土のうづくり・積み込み」ができるよう、訓練を行う。
- ▼身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施
 - ・「風水害タイムライン」を作成、個人・家庭・地域の防災組織（自主防災隊・消防団など）の行動計画を定める。
 - ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時費支援（防災カナル等）対象者の安否確認を行う。
 - ・自治会・まちづくり協議会では「緊急連絡網」に基づき、災害情報や安否確認を集約・把握する。

■普段の災害への備えは・・・

- ▼個人・家族ですることは・・・
 - ・防災気象情報の入手、雨の降り方、川の増水、危険斜面の状況を知る。
 - ・土砂災害ハザードマップの警戒・特別警戒区域を知る。
 - ・屋内安全箇所、近隣の安全箇所、指定避難場所を知る。
 - ・住居の備え、家具転倒防止、非常持ち出し品の準備、家族で情報の共有や近所づきあいを行う。
- ▼地域ですることは・・・
 - ・防災避難訓練、防災研修を実施し防災・減災意識を高める。
 - ・定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
 - ・災害時費支援者への把握と安否確認、支援の取り決めを作る。
 - ・災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。

■災害が発生したときの行動は・・・

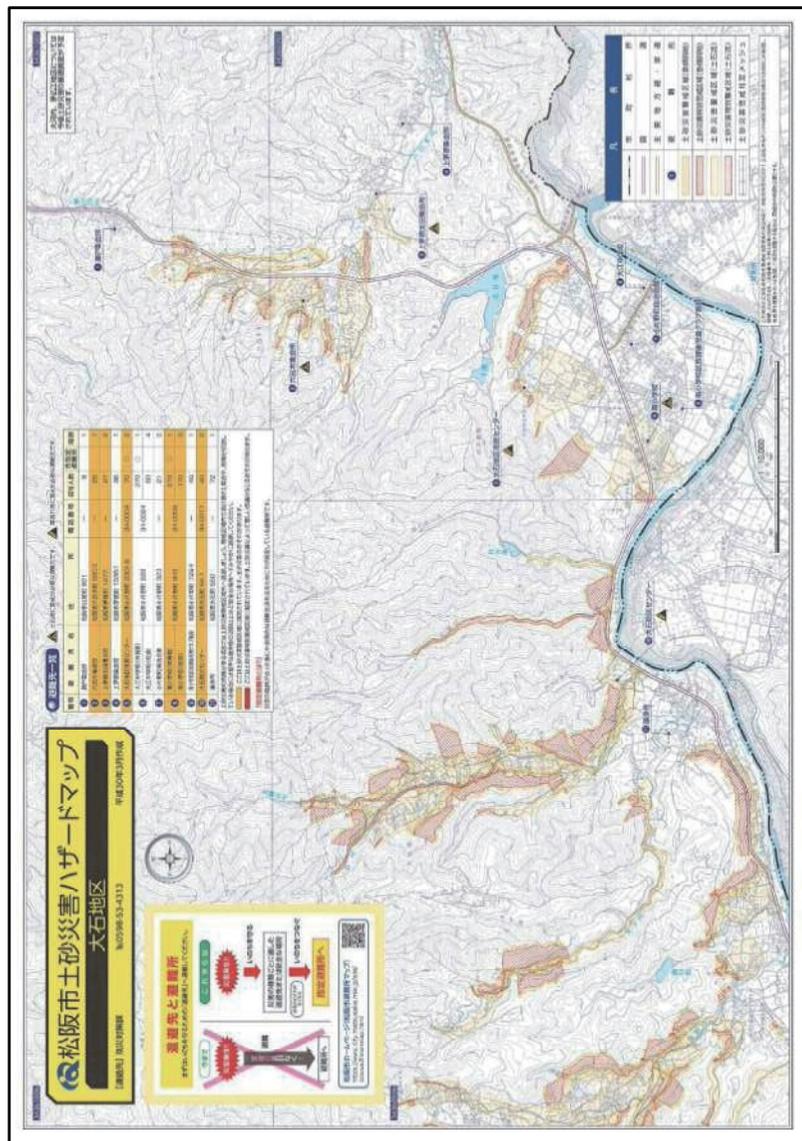
風水害タイムライン(この紙の裏面)にもとづき行動する！

- ▼災害発生直後の行動は・・・
 - ・自分自身と家族の命を守る！
- ▼災害発生後に個人・家族ですることは・・・
 - ・家族・近所の安否確認、自宅の安全な場所・地域待避所・指定避難所への避難。
- ▼災害発生後に地域ですることは・・・
 - ・住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援。
 - ・避難行動支援者への支援、避難所の運営・快活性の確保。
 - ・避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝。

■災害避難時の経路と避難先は・・・

- ▼大石町自治会の避難（経路および待避所・避難所）
 - ・自宅等 ⇒ 集合場所・一時待避所（集会所） ⇒ 指定避難所（南小学校）
- ▼小片野町自治会の避難（経路および避難所）
 - ・自宅等 ⇒ 指定避難所（南小学校）
- ▼六呂木自治会の避難（経路および一時待避所・避難所）
 - ・自宅等 ⇒ 一時待避所（集会所） ⇒ 指定避難所（南小学校）

■松阪市土砂災害ハザードマップ（大石地区）



参考 計画策定に向けての検討経過

- 令和元年 5月22日 第1回防災防犯部会
- 令和元年 5月29日 第1回全体会議
- 令和元年 6月21日 第2回防災防犯部会
- 令和元年 6月23日 防災講演会
講演会（三重大学 川口准教授）
住民説明会（地区防災計画について）
- 令和元年 7月 7日 ワークショップ
災害図上訓練（DIG）実施
- 令和元年 7月18日 第3回防災防犯部会
- 令和元年 8月 9日 第4回防災防犯部会
- 令和元年 9月13日 第5回防災防犯部会
- 令和元年 9月29日 防災訓練
指定避難所（南小学校）への避難訓練
防災報告会（多気町長谷地区土砂災害被害報告）
- 令和元年10月25日 第6回防災防犯部会
- 令和元年11月15日 第1回検討会
- 令和元年12月11日 第2回検討会
- 令和元年12月20日 第7回防災防犯部会
- 令和2年 1月23日 第8回防災防犯部会 兼 第2回全体会議
- 令和2年 2月 8日 防災計画説明会

地区防災計画

～地震・津波編～



はじめに	1
計画の範囲	1
スローガン	2
活動目標	2
港地区の地理	2
港地区の人口	3
港地区の災害履歴	4
想定される災害	5
平時からの備え	6
発災時	7
港地区の津波避難経路と避難先	8
課題や問題点	12
今後の活動目標	13
本計画策定に向けての検討過程	14

令和2年3月

はじめに

平成30年度に、『松阪市津波避難計画』が策定され、津波避難困難地域が指定されました。

また、同計画策定過程で道路幅を3m以上とする条件でのシミュレーションしたところ、避難可能距離としては十分であるものの、幅員3m未満の道路が多い地域では、避難困難であり、対象地域として、町平尾町、狛師町が抽出されました。これらの地域は津波避難困難地域ではなく、道路へ出ることが困難である地域であることから、「避難道路狭あい地域」として位置づけられました。

港地区では『地区防災計画』の作成を目的として、様々なワークショップなどを実施し、自助の重要性を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、『港地区防災計画』を作成しました。

計画の範囲

計画の対象地区は松阪市のうち、「大塚町」「大平尾町」「久保田町」「新松ヶ島町」「船江町（船江町団地北）」「町平尾町」「狛師町」からなる港地区です。

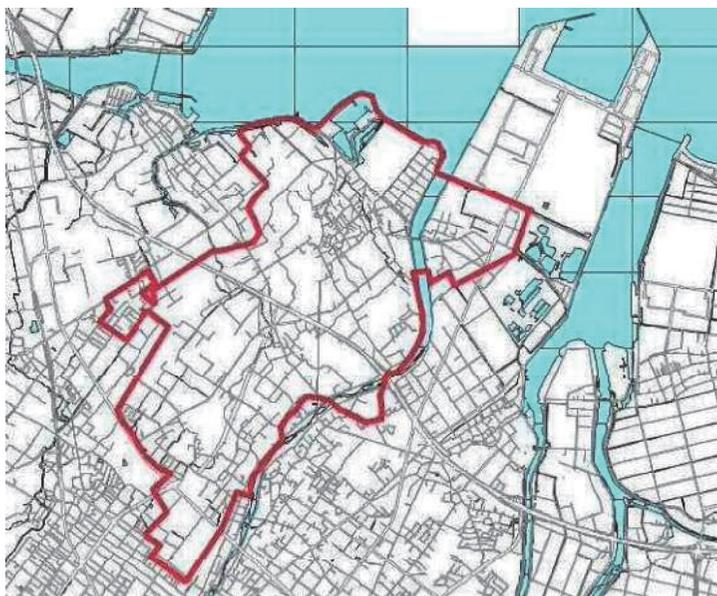


図 対象地区の範囲

スローガン



「み」 みんな いっしょ に

「な」 なかよ 仲良く ひなん 避難

「と」 とち 共に たす 助かるう

活動目標

- 港地区住民の防災意識の高揚
- 避難路に面したブロック塀の撤去又は耐震化
- 地震、津波の発生に備えた実行動の実施

港地区の地理

松阪市の沿岸部に位置し、北部は伊勢湾に面し、東部は2級河川の阪内川が流れ、地区内の中央に国道23号が東西に横断しています。

古くから漁業が盛んで、主要海産物は、あさり貝、あおさ、黒のりです。

写真またはイラスト

港地区の人口 (令和2年1月1日現在)

	人口	世帯数	年齢3区分別割合		
			年少 (0~14歳)	生産年齢 (15~64歳)	老年 (65歳以上)
大塚町	416	194	12.5%	67.3%	20.2%
大平尾町	295	140	10.8%	65.1%	24.1%
久保田町	464	198	13.4%	54.3%	32.3%
新松ヶ島町	810	320	9.5%	61.0%	29.5%
船江町 (船江町団地北)	162	83	11.7%	53.7%	34.6%
町平尾町	1,122	477	11.6%	54.9%	33.5%
獺師町	1,139	549	8.3%	57.2%	34.6%
合計	4,408	1,961	10.8%	57.4%	31.8%

港地区の災害履歴

昭和28年台風第13号(9月22日~26日)

9月18日にグアム島の南東海上で発生した台風第13号は、22日になって急速に発達し、非常に強い勢力を保ったまま北緯30度まで北上した。その後はやや衰えたが、25日17時に三重県志摩半島を横断し、伊勢湾を経て18時半頃愛知県知多半島に上陸した。21時には長野県諏訪市付近、26日00時に新潟市の東を通過して、06時には三陸沖に進んだ。

四国から関東地方にかけての広い範囲で20~30m/sの最大風速を観測した。また、期間降水量は舞鶴(京都府舞鶴市)で507.0mmに達したほか、四国、近畿、東海、北陸地方で200mmを超え、愛知、三重、京都、滋賀、大阪、福井の各府県では甚大な被害が発生した。

昭和34年 伊勢湾台風(9月26日~27日)

9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第15号は、中心気圧が1日に91hPa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26日18時頃和歌山県潮岬の西に上陸した。

上陸後6時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通過して太平洋側に出た。

旧松阪市内の被害状況(松阪市史より)

人的被害 死者3人、重傷者5人、軽症者21人
 建物被害 全壊163戸、流出6戸、半壊283戸、
 床上浸水769戸、床下浸水1,958戸

昭和57年 台風第10号と前線(8月1日~3日)

志摩半島の先端をかすめ、渥美半島西部に上陸。中部地方に大雨が降り、名松線の全線が土砂崩れのため不通となり、嬉野小原で民家4棟が土砂で押しつぶされた。そのあと南岸の前線と9号台風崩れの低気圧で再び大雨となり、南勢地方で住宅の浸水が相次ぎ、自衛隊の派遣要請をおこない、災害救助法も適用されました。

松阪市内の被害状況(松阪市地域防災計画より)

人的被害 死者19人、行方不明者2人、重傷者8人
 建物被害 全壊38戸、半壊42戸、浸水3,965戸

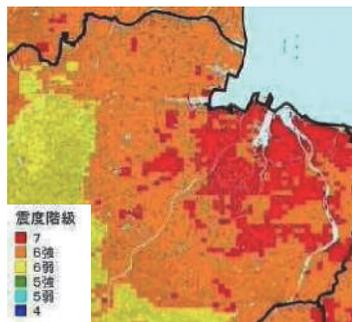
想定される災害

南海トラフでは、過去 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生しており、今後もその発生が予測されていることから、**南海トラフ地震を想定**します。

震度分布図

南海トラフの理論上最大クラスの震度分布図

港地区においては、震度 6 強～7 の想定がされています。

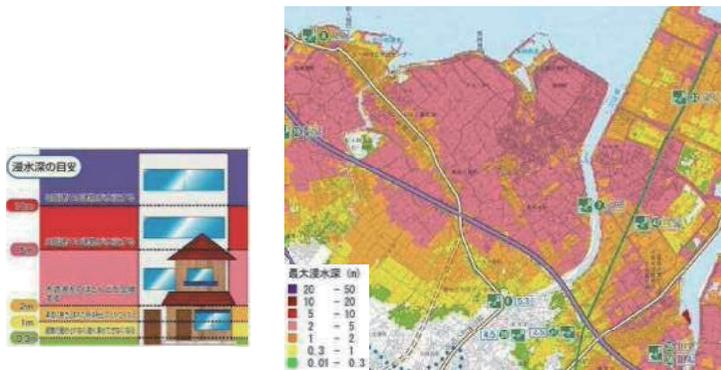


津波浸水予測図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合にどの範囲まで浸水するかを、示した図です。

浸水の深さに応じて色分けしてあります。

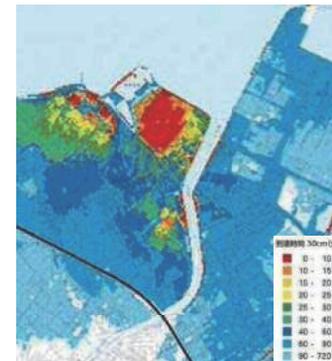
港地区においては、**2～5m**の最大浸水深が想定されています。



津波浸水深 30cm到達予測時間分布図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深 30cm」に、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けした図です。

港地区においては、**概ね 40～60 分**の想定がされていますが、一部地域は 0～10 分と想定されており、早期避難が求められます。



平時からの備え

(自助)

- 南海トラフ地震を知る
- 非常持ち出し袋の準備をする。
- 家具の固定をする。
- 地震に強い家にする。(住宅の耐震化)
- 地震に強いブロック塀にする。(ブロック塀の取り壊しをする。)
- 家族防災会議をして、避難先や連絡方法を話しておく。



(共助)

- 防災意識のさらなる高揚。(防災訓練や避難訓練の実施)
- 日頃からの近所付き合い。(顔の見える関係をつくりましょう)
- 安否確認の方法を確立し、訓練を実施。

発災時

(自助)

- 先ずは、自分や家族の命を守る
- 火の始末をする。(できる限り初期消火をする。)
- 避難するときは、電気ブレーカーOFF
ガスの元栓OFF



(共助)

- 隣近所の安否確認(ケガした人がいたら救助や応急手当を実施)
- 隣近所に声をかけて一緒に避難(避難行動要支援者のサポートも実施)
- 避難先での情報発信

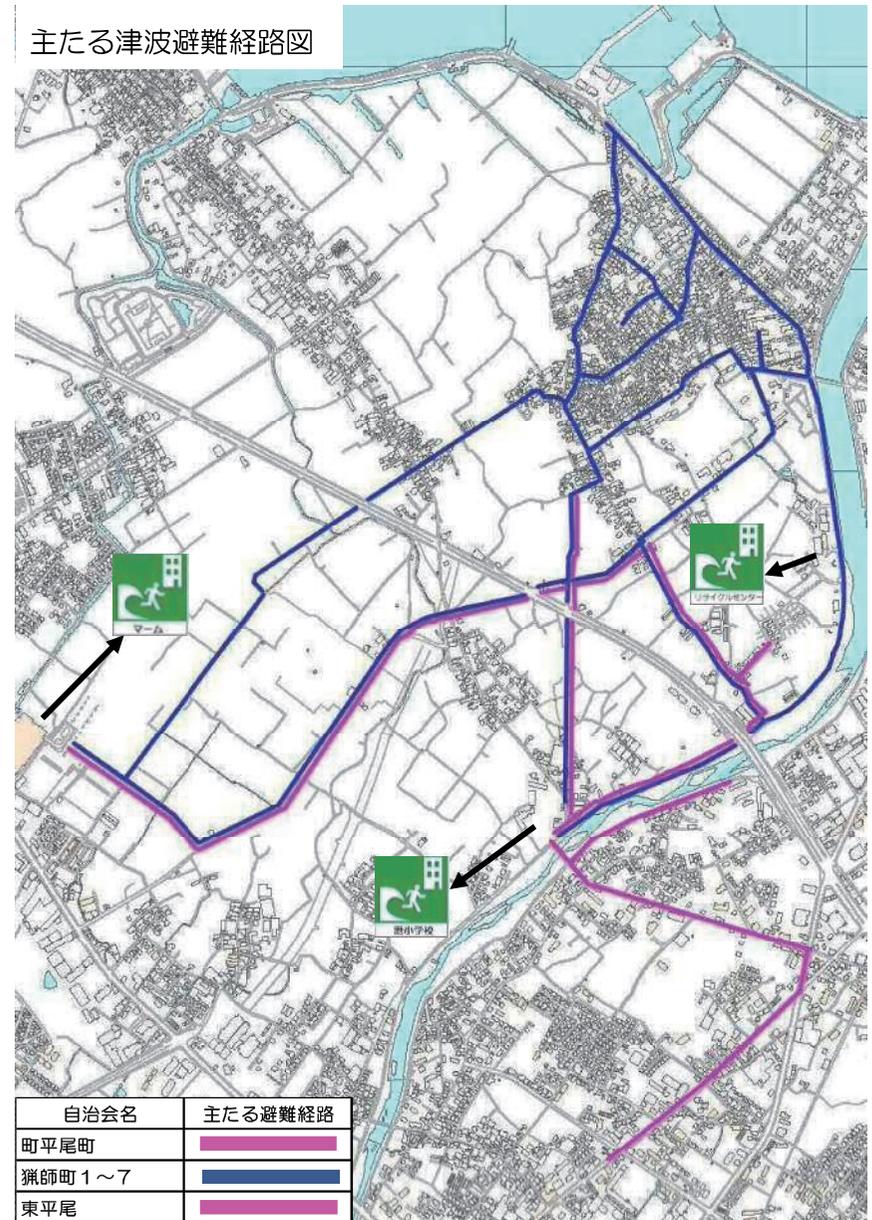
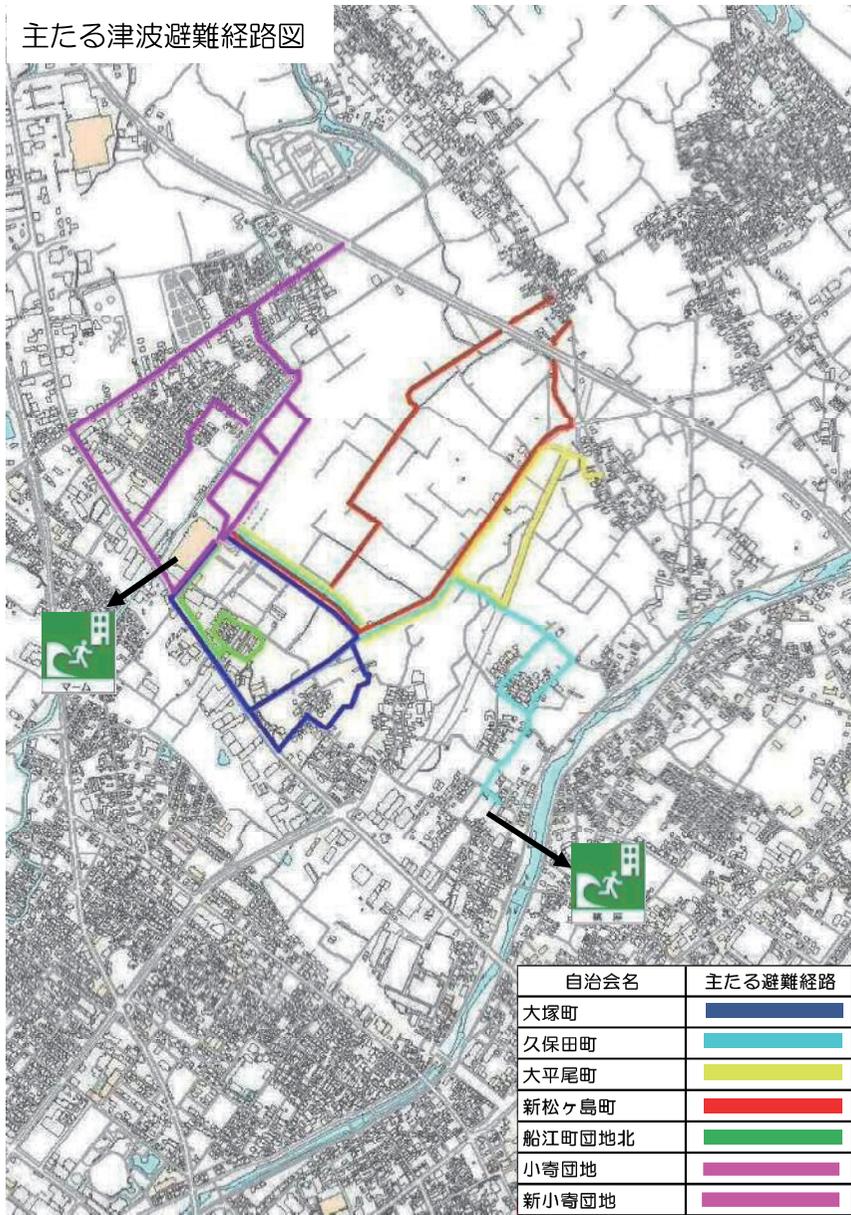


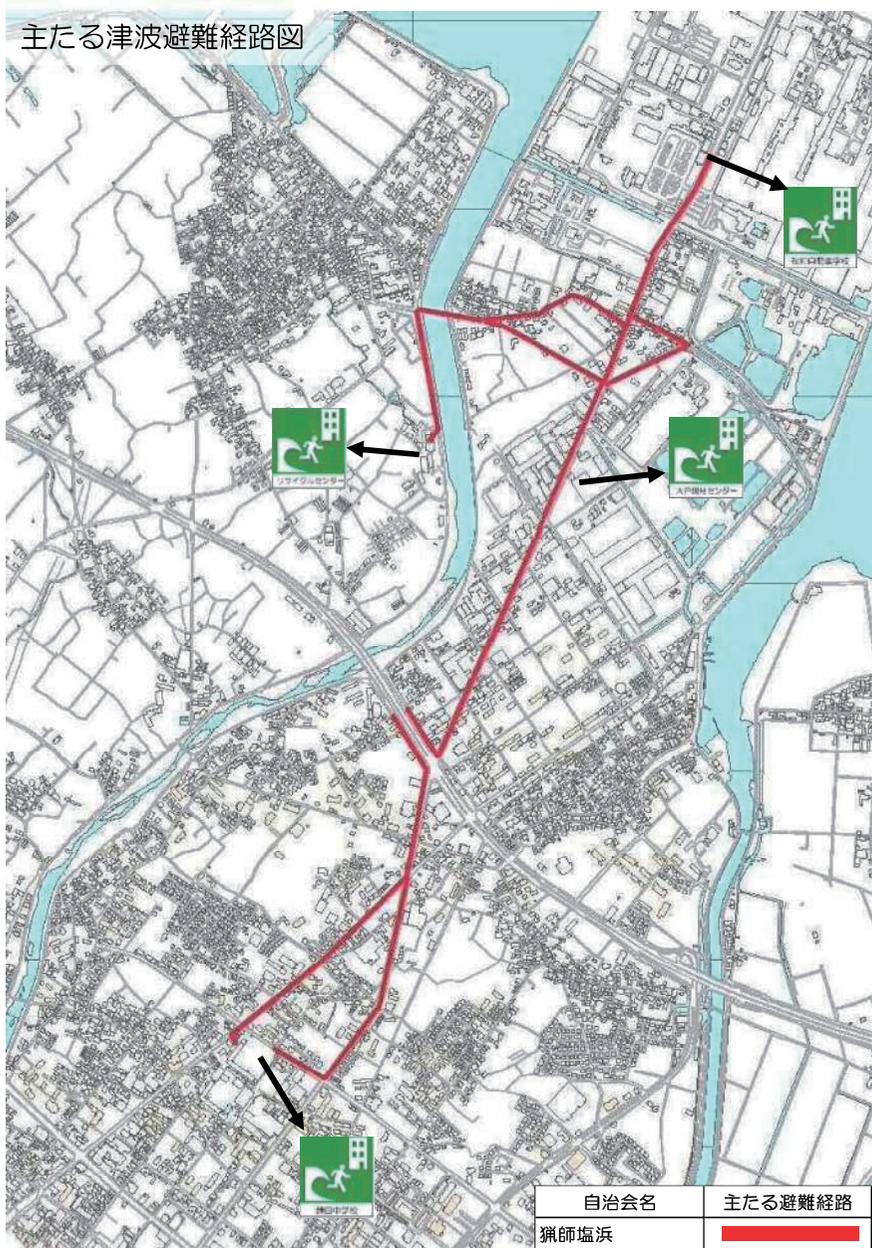
港地区の津波避難経路と避難先

津波の避難は、『遠く高く』を基本とし、可能であれば津波浸水エリアの外へ避難する。
津波緊急一時避難場所は下表のとおりです。

また、主たる津波避難経路については、別添地図のとおりです。

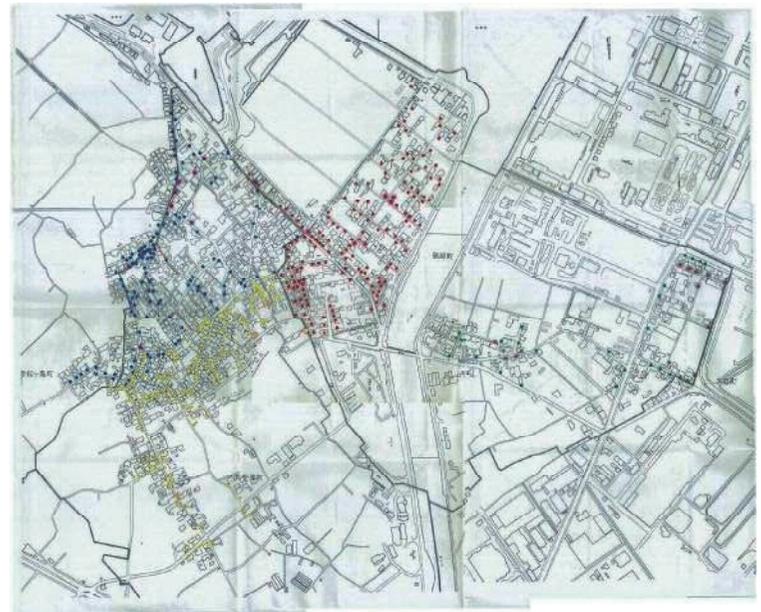
自治会名	津波緊急一時避難場所
大塚町	松阪ショッピングセンターマーム
久保田町	株式会社 桃屋松阪工場 松阪ショッピングセンターマーム
大平尾町	松阪ショッピングセンターマーム 港小学校 鎌田中学校
新松ヶ島町	松阪ショッピングセンターマーム
町平尾町	松阪ショッピングセンターマーム
獺師町1	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師町2	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師町3	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師町4	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師町5	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師町7	松阪ショッピングセンターマーム 松阪市リサイクルセンター
獺師塩浜	松和自動車学校 株式会社 大戸鋼材センター 松阪市リサイクルセンター 鎌田中学校
船江町団地北	松阪ショッピングセンターマーム
小寄団地	松阪ショッピングセンターマーム
新小寄団地	松阪ショッピングセンターマーム
東平尾	港小学校 松阪ショッピングセンターマーム





課題や問題点

- 港地区住民の防災意識のさらなる高揚が必要
各家庭で、避難計画を作成（自助）
地区防災計画を周知する（自助・共助）
⇒まちづくり協議会で、防災講演会や防災訓練を行い防災意識の高揚に努めましょう。
小学校・幼稚園と連携した防災事業の拡充をしましょう。
- 避難路沿いにあるブロック塀を取り壊し、避難路の確保（自助）
⇒自治会やまちづくり協議会で、危険ブロック塀の調査や周知を行い、ブロック塀取り壊しの啓発をしましょう。



（参考）獺師町ブロック塀調査地図（2018年7月調査）

- 避難行動要支援者（高齢者や障がい者）の避難について考える（自助・共助）
⇒避難行動要支援者名簿などで対象者を把握し、日頃から顔の見える関係を作りましょう。
また、防災訓練や地区のイベントへの参加の呼びかけをしましょう。
- 道路幅が狭いため拡幅が必要
- 津波避難タワーが必要

今後の活動目標

本計画の策定に向けワークショップを実施し、多くの住民が参加しながらたくさんの意見を出し合い、地震・津波について考えてきました。しかし、まだ港地区の全員に認知されたわけではありません。また、高齢者を連れての避難をどうするか？（避難行動要支援者への対応）といった課題も残されています。

●やるべきこと、できることを考える

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】

これからは、個人や家族、港地区がそれぞれできることに対して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

●継続的な活動のスタート（PDCA サイクル）

課題はまだあり、まちの状況は変化していきます。

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、災害に強い港地区を目指します。

- Plan（計画）：避難計画をつくる。
- Do（実施（訓練））：避難訓練を行う。
- Check（検証）：訓練を行ってみて、うまくいきそうか？
- Action（見直し）：問題点・修正点はないか。



本計画策定に向けての検討過程

日付	会議名など	議題など
令和元年5月9日	代表者会議	地区防災計画策定に向けた説明会
令和元年7月11日	全体会議	(1) 防災講演会 (三重大学院工研究科 川口准教授) (2) 地区防災計画について説明（防災対策課）
令和元年8月11日	代表者会議	(1) ワークショップの進め方について (2) 防災訓練について
令和元年8月～9月	ワークショップ	(8/26)小寄団地、新小寄団地、船江町団地北自治会 (9/6) 獺師塩浜自治会 (9/25) 獺師町1～7自治会 (9/26) 大平尾町、新松ヶ島町自治会 (9/27) 町平尾町自治会 (9/30) 大塚町、久保田町自治会
令和元年9月13日	代表者会議	防災訓練について
令和元年10月27日	ワークショップ	防災訓練 (津波避難訓練、物資搬送訓練、傷病者搬送訓練)
令和元年12月9日	全体会議	防災訓練のふりかえり
令和元年12月16日	代表者会議	防災訓練のふりかえり（報告）
令和元年12月21日	ワークショップ	防災訓練（港小と合同で実施）
令和2年1月27日	代表者会議	地区防災計画（素案）協議
令和2年2月20日	全体会議	地区防災計画（素案）説明及び採択
令和2年3月17日	松阪市防災会議	地区防災計画提案



令和2年3月17日 松阪市防災会議提案説明

茅広江地区 防災計画



令和3年3月
茅広江まちづくり協議会
茅広江地区自治連合会

目次

はじめに	1
1. 計画の対象地区の範囲	1
2. 基本方針（目的）	2
3. 活動目標	2
4. 地区の特性（地理、人口など）	3
5. 地区の災害履歴および想定される災害	3
6. 災害への備え	5
7. 災害が発生したときの行動	6
8. 課題や問題点	7
9. 茅広江地区防災計画策定までの歩み	8
10. 災害避難時の避難経路とタウンウォッチングによる危険箇所の把握（上茅原、下茅原）、茅広江地区防災計画策定検討会議録（広瀬町）	9
11. 上茅原・下茅原・広瀬町 風水害タイムライン	12
おわりに	15
資料. 各自治会防災資機材一覧表	16

はじめに

◆計画策定に至った経緯

茅広江地区では、土砂災害防止法に基づく基礎調査が平成30年10月から平成31年2月にかけて行われ、令和元年12月に地区内の急傾斜地を中心に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定があり、令和2年3月に土砂災害ハザードマップが作成されました。

近年、全国で頻発する台風等による風水害をはじめ、発生の予知が困難な震災から大切な家族と地域を守り「災害時の人的被害ゼロ」への行動として、「茅広江地区防災計画」を策定しました。

1. 計画の対象地区の範囲

上茅原、下茅原、広瀬町からなる茅広江地区を計画の対象範囲とします。



2. 基本方針（目的）

◎松阪市の基本ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を実現するため、以下のとおり基本方針（目的）を定めます。

地域・家庭で災害について考え・備えることにより、防災組織の強化、防災意識の向上を図り「災害時の人的被害ゼロ」を目指す！

3. 活動目標

◎基本方針（目的）を実現するための活動目標を以下のとおり定めます。

◆防災意識の向上と防災・減災力の強化

○家庭で災害時対応（防災情報入手、家庭の役割、安全な場所、集合・避難場所、経路の確認）について話し合いを行う。

また、非常持出袋（非常食等）を備える。

○自治会役員等は市・県等が開催する防災講習・防災講演会に参加し、組織の強化と意識の向上を図り、住民への情報共有を行う。

○三自治会で合同の訓練を行い、お互いの連携・組織の強化を図る。

○「風水害タイムライン」を作成し、個人、家庭、地域の防災組織（自治会・自主防災隊・消防団など）の行動計画を明確にする。

◆風水害（土砂災害等）の発生に備え防災・減災点検活動の実施

○防災組織（自治会、組長等）で避難経路の安全確認を行う。

○ハザードマップを活用したタウンウォッチングを定期的に行い、土砂災害・浸水等の災害危険箇所の確認を行う。

○2～3日を想定した、地区避難所（一時避難所）運営マニュアルを策定する。

○家庭でも事前に避難ルートに危険箇所が無いか確認を行う。

○防災用資機材の備蓄と点検、更新を行う。

◆身近な居住地域での日ごろの声かけ、助け合いの実施

○自治会は自主防災台帳を整理し、災害時要支援者の把握を行う。

○隣近所でも防災について一緒に考え、助け合える組織・関係を作る。



4. 地区の特性（地理、人口など）

◆茅広江地区の地理や人口などの特性は、以下のとおりです。

○地区の地理など

松阪市の南部、櫛田川の左岸に位置し、新緑や紅葉など自然豊かで美しい中山間地域。

地区の西を国道166号線、地区内を県道小片野駅部田線が通る。

上茅原から下茅原へかけて六呂木川が流れ、一級河川櫛田川と合流する。

広瀬町の北には標高400メートルの大明神山がそびえる。

○地区の人口など

人口 658人、275世帯（令和3年1月1日現在）

5. 地区の災害履歴および想定される災害

◆地区の災害履歴

○昭和34年伊勢湾台風（9月26日～27日）では下茅原において、六呂木川と櫛田川の合流付近の家6戸が浸水被害にあった。

また、広瀬町においては櫛田川の水位上昇により県道沿いに建つ家の周りに水が押し寄せ、孤立した。

○昭和49年七夕豪雨では下茅原において土砂流出が発生したため、昭和51年に砂防ダムが完成し、昭和53年に保安林の指定を受ける。

○平成29年台風21号（10月21日～22日）で地区内の各所において土砂流出、法面の崩落、道路の冠水が発生した。

上茅原と下茅原の境界、県道小片野駅部田線において、道路下の法面が大きく崩落したため、長期にわたる復旧工事が行われた。

上茅原においては、エン谷川周辺で床下浸水が発生したのをはじめ、ダイコ谷川で民家、工場、道路への土砂流出。また、石戸谷川で道路への土砂流出が発生するなど、上茅原地内で6箇所被害が発生した。

下茅原においては、下之宮谷川で法面が崩落したため復旧工事を行い、里谷川・北谷川でも3箇所の復旧工事を行った。また、帰命寺裏山の一部が崩落する被害も発生、六呂木川左岸の2箇所では竹等の倒木により土砂が堆積するなどの被害があり、下茅原地内で21箇所にも及ぶ土砂災害が発生した。

広瀬町においては、スブクリで田、農道へ土砂の流出、森下池上流では農道が陥没した。水車小屋では土砂が水路に堆積したため、水と土砂が畑へ流入し、また下茅原との境界付近では山の水と土砂が県道に流出するなどの被害があり広瀬町地内で6箇所の被害が発生した。

上記のように地区内の各所において土砂の流出、道路の冠水が発生したため、地区内の往来が困難となり、消防団が拠点としている茅広江地区市民センター（下茅原）から上茅原、広瀬町へ行くことができず活動に支障をきたす状況となった。

また根木峠や国道166号線（六呂木町）でも法面が崩落し、県道小片野駅部田線各所で冠水するなどしたため地区外への移動も困難な状況となった。

平成29年 台風21号 被害写真（県道小片野駅部田線）



上茅原と下茅原の境界



下茅原と広瀬町の境界付近

◆想定される災害

○大雨、台風による風水害や地震による震災（土砂災害、河川の氾濫、山崩れ、地滑り、倒木、生活道路の冠水・通行止め、停電等）

6. 災害への備え

◆個人・家族ですること

- 防災情報の入手先・入手方法を確認し、正しい情報を入手する。
- 土砂災害ハザードマップ等により危険箇所を知る。
- 安全な避難場所・避難経路を把握する。
- 水・食料はローリングストック法（少し多めに購入し消費した分をこまめに補充）等により最低3日分、できれば1週間分の備蓄を行う。
- 住宅耐震化、家具転倒防止、非常持出袋常備、家族での情報共有をする。
※非常持出袋（10kg以下にし、リュック等の背負える物）に入れておく物・・・非常食、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット（防災ずきん）、ティッシュ、タオル、ビニール袋、上着・下着、軍手、救急医薬品・常備薬（お薬手帳のコピー）、貴重品（現金、預貯金通帳のコピー）・健康保険証のコピー、携帯電話・スマートフォン等の予備バッテリー、マスク、消毒液。

◆地域ですること

- 自主防災組織の強化
 - ・隣近所での助け合い組織の編成、自主防災組織の規約、役割等の明確化。
 - ・自主防災台帳を作成し、災害時要支援者の把握、防災上役立つ資格保有者を把握する。
- 防災研修、避難訓練を実施し、防災・減災意識を高める。
 - ・各地区での防災訓練、非常時炊出し訓練を実施する。
 - ・三地区合同放水訓練を実施する。
- 定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
 - ・危険箇所を事前に把握し、自治会の自助努力、行政への要望等により災害を未然に防ぐ。
- 災害時要支援者名簿を作成し、避難・支援方法を確認する。
 - ・災害対策基本法に基づき松阪市で作成される避難行動要支援者名簿との整合性を図り、逃げ遅れ等を防止する。
- 災害発生時の情報共有と、避難所運営方法をマニュアル化する。
 - ・三地区での情報共有を綿密に行い、連携を強化する。
 - ・地区避難所は2～3日の一時避難を想定し、長引く場合は道中の安全を確認の上、市の指定避難所へ誘導する。
- 防災用資機材の備蓄・点検・更新を行う。
 - ・防災資機材の台帳（品名・数量）を作成する。
 - ・自主財源及び市補助金等を活用し資機材の整備を行う。



7. 災害が発生したときの行動

◎「風水害タイムライン」に基づき行動する

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限らない。気象情報に注意し早めに行動する。

【個人・家族で警戒レベルに応じた行動】

◆あわてず自分自身・家族の身の安全を

- 警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報・強風注意報・氾濫注意情報）
 - ・気象情報の確認、家の周りの安全確認、非常持出袋の確認、避難経路の確認
- 警戒レベル3【高齢者等避難】（大雨警報・洪水警報・暴風警報・氾濫警戒情報）
 - ・避難の準備、避難に時間がかかる方は避難の開始、自主防災隊への避難支援の要請、家族の居場所確認
- 警戒レベル4【避難指示】（土砂災害警戒情報・氾濫危険情報）
 - ・避難所への移動、避難所への移動が困難な場合は自宅や近くの安全な所へ移動（山から遠い2階の部屋など）
- 警戒レベル5【緊急安全確保】（大雨特別警報・氾濫発生情報）
 - ・危険が去るまで避難所・安全な所に留まる、災害が発生した場合は自主防災本部へ連絡

【地域で警戒レベルに応じた行動】

◆まずは自分自身・家族の身の安全を最優先に

- 警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報・強風注意報・氾濫注意情報）
 - 避難所の開設準備、気象情報の確認、要支援者の確認、連絡網の確認
- 警戒レベル3【高齢者等避難】（大雨警報・洪水警報・暴風警報・氾濫警戒情報）
 - 自主防災本部の設置、避難所の開設、避難経路の安全確認、要支援者への支援開始
- 警戒レベル4【避難指示】（土砂災害警戒情報・氾濫危険情報）
 - 避難所の運営、避難経路の安全確認、災害状況の把握・報告
- 警戒レベル5【緊急安全確保】（大雨特別警報・氾濫発生情報）
 - 災害状況の把握・報告、被災・救助の通報、住民の安否確認、避難所の運営
 - ※警戒レベル4、5での自主防災隊の参集・活動は危険が伴うため、警戒解除後に行う。
 - ※強風注意報・暴風警報（台風に伴う発表の場合）

◆発災直後の行動は・・・

○あわてず自分自身、家族の身の安全を！！

◆発災後に個人・家族ですることは・・・

○家族、近所の安否確認を行い、自主防災組織等の情報により、安全な避難場所へ移動する。

・家を離れて避難する際はガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、戸締りをする。

・道路の冠水、陥没、倒木、飛散物、落下物に注意する。

◆発災後に地区ですることは・・・

○住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援。

・自主防災隊員ご自身・家族の身の安全を確認後、住民の安否確認、避難の呼びかけ、安全な誘導を行う。

○災害時要支援者の支援、避難所の開設・運営。

・要支援者の支援と、2～3日の避難所運営を行う。

○避難所での情報発信。

・災害情報の把握と通報、報告。

・住民、行政へ災害や避難の情報を発信する。

※茅広江地区市民センター：0598-34-1001

松阪市災害対策本部：0598-22-4700



8. 課題や問題点

○想定していた避難ルートが通れない場合の新たな避難ルートの設定。

・道路の冠水、陥没により通れない場合の安全な迂回ルートの設定。

○自主防災組織の強化。

・自主防災隊員の人材確保。

○災害時要支援者への支援の仕組みづくり。

・高齢化が進みつつある中での支援方法。

・個人情報保護により要支援者の状況把握に支障をきたすおそれ。

○地域住民の防災意識の向上。

・地区防災訓練等への積極的な参加。

○地区の防災備蓄品・防災資機材の整備・補充・更新。

・定期的な整備等に伴う財源の確保。



9. 茅広江地区防災計画策定までの歩み

○令和2年 9月 3日・・・自治会長、事務局にて年度内の防災計画策定に向けた会議を行う。

○令和2年 9月 5日・・・広瀬町役員会

○令和2年 9月10日・・・第1回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年 9月・・・各地区においてタウンウォッチングの実施

○令和2年 9月26日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議、茅広江地区防災計画策定検討会議（広瀬町）

○令和2年10月12日・・・第2回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年10月15日・・・下茅原地区防災計画策定研修会

○令和2年11月 7日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議

○令和2年11月11日・・・第3回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年11月15日・・・上茅原地区防災計画策定研修会

○令和2年12月11日・・・第4回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年12月12日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議

○令和3年 1月13日・・・第5回茅広江地区防災計画策定会議

○令和3年 2月10日・・・第6回茅広江地区防災計画策定会議

○令和3年 2月14日・・・下茅原地区防災計画自治会総会決議

10. 災害避難時の避難経路とタウノウッチングによる危険箇所の把握（上茅原、下茅原、孝広江地区防災計画策定検討会議録（広瀬町））

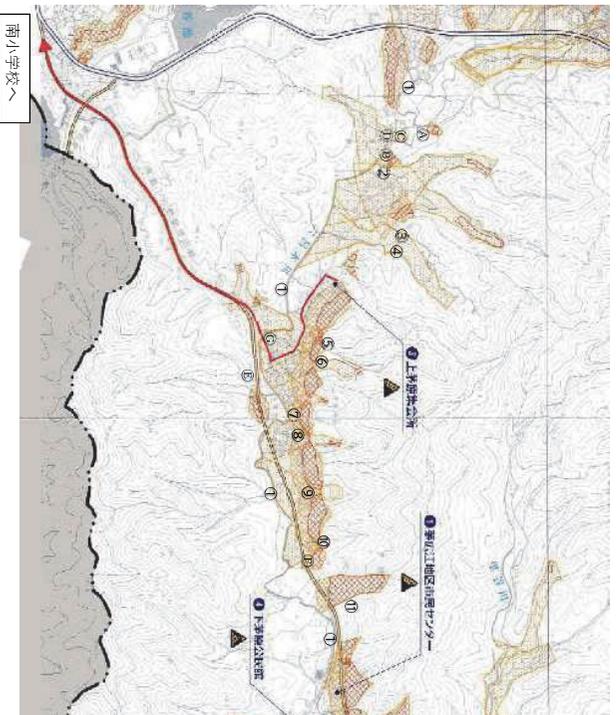
◆上茅原自治会の避難経路および集合先・一時避難所、指定避難所、指定避難所（南小学校）自宅等→一時避難所（上茅原集会所）▶指定避難所（南小学校）

タウノウッチングによる危険箇所の把握（上茅原）

- ① 六呂木川（本流）：川は蛇行しており木々や竹等が伸びて荒れている。
（太田地区～花鶴地区）木々や竹、ヨシ、つる等々の伐採が必要である。
- ② スベト川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に土石流発生。
- ③ ④ 太田奥川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。谷が深い。
太田奥川と広川が合流する。
- ⑤ 池谷川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に台風時に土石流が発生。
風呂屋谷川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に台風時に土石流が発生。
- ⑦ 谷川（勝田村一様方の裏山）：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に台風時に土石流が発生。
- ⑧ エン谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生し床下浸水も発生。
- ⑨ タイコ谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生し道路と工場に土砂災害発生。
- ⑩ 石戸谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生し市道および県道700号線に土砂災害発生。
- ⑪ 谷（上茅原と下茅原の境目）：普段の水量は無いが台風の時などは増水する。平成29年21号台風で土石流が発生し県道700号線に土砂災害発生。

土砂災害・浸水被害危険箇所

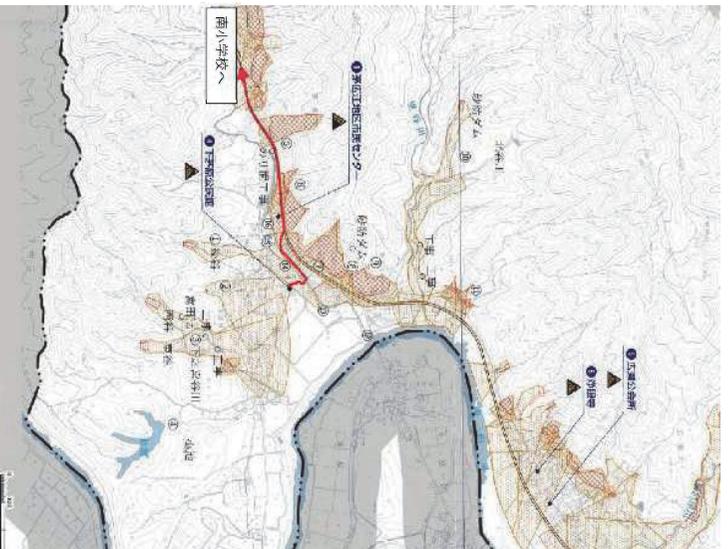
- ① 中村伊久子様宅 裏山 崩落。
- ② 鈴木貴司様宅 裏山 崩落。
- ③ 辻克己様宅 六呂木川岸 崩れ。
- ④ 谷法生様宅 六呂木川岸 崩れ。
- ⑤ 上茅原バス停の上 産業廃棄物場 土砂流出。
- ⑥ 谷喜好様宅 裏山 崩落。
- ⑦ 橋本なみえ様宅 浸水。



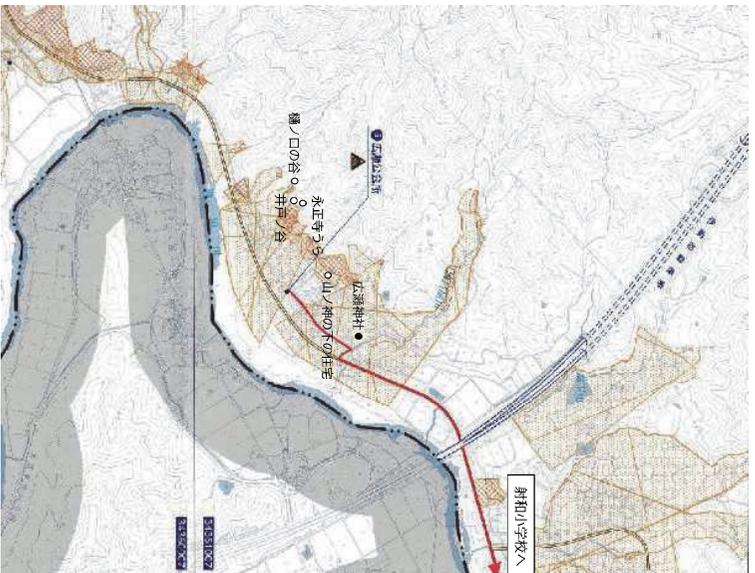
◆下茅原自治会の避難経路および集合先・一時避難所、指定避難所、指定避難所（南小学校）自宅等→一時避難所（下茅原公民館）▶指定避難所（南小学校）

タウノウッチングによる危険箇所の把握（下茅原）

- ① 後谷川：倒木が多い。川幅あり谷も深い。公民館近くまで土砂が到達する。
- ② 堀木組（山の神付近）の谷：谷が浅く水量も少ない。堀木組・栗出組の一部（14戸）に土砂が到達する。
- ③ 下之雲谷川：谷の奥行きが深い。西谷と東谷に枝分かれする。
（西谷）倒木が多い。川幅が広く水量が多い。途中に現在用されていない用水池（宮田地）がある。平成29年の台風で法面崩落修復工事をする。
（東谷）倒木が多く水量も多い。平成29年の台風で内埋め法面崩落。修復工事をする。警戒区域（黄）に含まれ栗出組の大半（14戸）が影響する。また、一部特別警戒区域（赤）もある。
- ④ フジコ谷：新地の決壊による警戒区域で、堤防の強度を調査するため、国の事業で堤防のボーリング調査が実施された。
- ⑤ 上茅原との境界付近の傾斜地：平成29年の台風で土砂流出。同時期に六呂木川左岸の風道法面が大きく崩落し修復工事が実施された。
- ⑥ 大西敏久さん宅横の谷川：川筋の擁壁が流れており危険。修復工事の必要がある。近年2回土砂・水の宅地に流入する。
- ⑦ 橋命寺裏山：標高が高く、平成29年の台風で裏山が一部崩落する。
- ⑧ 珍砂新種の谷川：平成29年の台風で土砂流出。また流出の頻度が高い。
- ⑨ 若山康重さん宅裏山：山腹に大岩が2つある。昭和53年に保安林の指定を受ける。令和2年に大岩の1つが0m落下し、撤去の要請書を提出する。
- ⑩ 里谷川、北谷川：里谷川は途中で枝分かれしている。平成29年の台風で3箇所崩落修復工事を実施する。里谷川奥に砂スタムがあるが現在把握していない。
- ⑪ 郷の谷川（堀木キミエさん宅横）：昭和50年以前に土砂流出。水路工事が行われている。
- ⑫ 六呂木川・榎田川合流地点～⑬地点（名古屋巴さん宅付近）：台風発生時に六呂木川および榎田川が増水し、特に榎田川の逆流により浸水被害が恐れがある。伊勢湾台風時には6戸の家が浸水被害にあっている。流域の竹等が倒れ修繕の必要がある。平成29年の台風で六呂木川流域左岸2箇所に土砂が堆積、土砂除去および倒れた竹の撤去工事を行う。
- ⑭ 上之かみチーソコ付近：竹の倒伏および左岸擁壁にひび割れがある。
- ⑮ 藪芳香さん宅付近：川が直角に曲がっており、藪および土砂が堆積し、川幅を著しく狭くしている。
- ⑯ 川に樹木・草等が覆いかぶさり、撤去が必要である。令和3年1月工事完了。



◆広瀬町自治会の避難経路および集合先・一時避難所、指定避難所
 自宅等→一時避難所（広瀬公民館）▶指定避難所（射和小学校）



- (1) 出席者20名の内、自宅以外へ避難すると答えたのは2名であり、残りの18名は自宅の2階や山から遠い部屋へ避難すると答えた。
 なお、自宅以外の避難先としては、公民館、浄明寺、兄弟の家との回答であった。
- (2) 自宅以外への避難を開始する判断材料としては以下のとおりであった。
 ○避難勧告が出た時、
 OTV等の情報を見て、
 ○備田川の増水・稼牧堆水帯が留まり雨が降り続いた様子で、
 ○谷川（井戸の谷、永正寺横の谷、樋ノ口の谷）の水重と濁り具合や土砂の溜り具合を見て。
- (3) 自宅以外へ避難するとき、どんなことに気を付けるか。
 ○ヘルメットをかぶる。（風で物が飛ばされてくるので）
 ○飲み水を持参する。 ○足元に気を付けながら避難する。
 ○避難行動は複数とする。
- (4) 自治会として公民館への避難は1泊2日程度を考えているが、避難場所としての公民館へ、どのようなものを備えておいて欲しいか。
 ○水 ○毛布 ○非常電源
- (5) 過去の災害状況、危険状況について、聞いていることはあるか。
 ○広瀬町内では、土砂崩れは何箇所かで発生しているが、昔から家が流されるなどの被害はなかったとので、言い伝えはない。
- (6) その他
 ○谷川内村の人たちのおくは、豪雨災害が起きるまで「谷川村は強い岩盤の上にある。」「昔から大きな災害は起きていない。」という認識だった。
 これまで災害が起きていないからと言って、これからは起こらないという保障はない。災害が起きるかもしれないという意識を生活することが大事である。
 ○予想していないことが起きてくるので、みんなで精一杯気を付ける。
 ○県道の方が住宅地よりも高いので排水路が詰まると床上浸水になる。
 ○公民館は、高い石積みの上に建っている。地震や豪雨により石垣が崩れたら、下の住宅は崩壊する。また、上に建っている公民館も倒れる。

11. 上茅原・下茅原・広瀬町・風水害タイムライン

警戒レベル1 （災害情報が発生）	公原市の避難情報（災害情報が発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の確認 ・非常時緊急連絡網の確認 ・非常時緊急連絡網の家族等の点検 ・非常時出発の確認 ・危険箇所や避難所の確認 ・避難経路の確認 ・私へ家族は
警戒レベル2 （危険な状況発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の点検 ・避難所への確認 ・非常時緊急連絡網の点検 ・非常時緊急連絡網の家族等の点検 ・非常時出発の確認 ・危険箇所や避難所の確認 ・避難経路の確認 ・私へ家族は 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル3 （大規模な被害発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル4 （避難勧告）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル5 （大規模な被害発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始

茅広江地区風水害タイムライン（上茅原）

警戒レベル1 （災害情報が発生）	公原市の避難情報（災害情報が発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の確認 ・非常時緊急連絡網の確認 ・非常時緊急連絡網の家族等の点検 ・非常時出発の確認 ・危険箇所や避難所の確認 ・避難経路の確認 ・私へ家族は
警戒レベル2 （危険な状況発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル3 （大規模な被害発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル4 （避難勧告）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始
警戒レベル5 （大規模な被害発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始 ・避難し時間のかかる方は避難開始

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限りません。気象情報に注意し早めに行動する。
 ※既風比較表・台風警報（台風に伴う発表の場合）

茅広江地区風水害タイムライン（下茅原）

警戒レベル 気象情報 (気象庁が発表)	松阪市の避難情報 (松阪市が発令)	地区防災組織の行動 (自治会・地区 防災隊・消防団等)	みなさんの行動 (個人・家庭)
警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 氾濫注意報		<ul style="list-style-type: none"> 非常時緊急連絡網の確認 気象情報の確認 危険箇所状況把握 避難所の開設準備 災害時要支援者名簿の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の確認 家屋等の点検 非常持出袋の確認 危険箇所や避難所の確認 避難経路の確認 私と家族は <input type="text"/> をします。
警戒レベル3 大雨警報 洪水警報 暴風警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 避難経路の安全確認 要支援者の安否確認、支援 災害時要支援活動の開始 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備 避難に時間のかかる方は避難開始 自主防災組織への避難支援要請 私と家族は <input type="text"/> をします。 に避難します。
警戒レベル4 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全確認 災害状況の把握、通報 避難経路等、地域内の安全経路の周知 住民の安否と支援確認 避難行動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所への避難 (下茅原公民館・茅広江地区市民センター・南小学校) 避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難(山側から遠い2階の部屋等へ避難) 私と家族は <input type="text"/> に避難します。
警戒レベル5 大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況の把握と通報 住民の安否確認 避難所の稼働 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所への避難完了 避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難完了 私と家族は <input type="text"/> に避難しています。

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限りません。気象情報に注意し早めに行動する。
※強風注意報・暴風警報（台風に伴う発表の場合）

住所	氏名	電話番号
松阪市 町 番地		

茅広江地区風水害タイムライン（広瀬町）

警戒レベル 気象情報 (気象庁が発表)	松阪市の避難情報 (松阪市が発令)	地区防災組織の行動 (自治会・地区 防災隊・消防団等)	私・家族の行動 (すること)
警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 氾濫注意報		<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の確認 危険箇所の状況把握 避難所の開設準備 災害時要支援者を名簿で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ニュースや天気予報などで、台風や大雨のようすを調べる。 家の周りの安全を確かめる。 非常持ち出し袋の中身を確かめる。 避難する道順を確かめる。
警戒レベル3 大雨警報 洪水警報 暴風警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 避難所の開設 (自治会3役が連絡を取り合う) 避難経路の安全確認 要支援活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする。 避難に時間のかかる方は早めに避難する。 自主防災隊へ避難の助けをお願いする。 連絡を取り、家族の居場所を確かめる。 私と家族は <input type="text"/> をします。 に避難します。
警戒レベル4 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 自治会役員は災害対策本部へ参集 避難経路の安全確認 災害状況の把握、報告 被災救助の要請 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ行く。 (広瀬公会所・射和小学校等) 避難所へ行くのが難しい場合は、自宅や近くの安全なところへ移動する。 (山側から遠い2階の部屋などへ移動する。) 私と家族は <input type="text"/> に避難します。
警戒レベル5 大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況の把握と報告 被災救助の通報 住民の安否確認 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所に留まる。 ニュースや天気予報などで、台風や大雨のようすを調べる。 災害が発生した場合は、本部へ連絡する。 私と家族は <input type="text"/> に避難しています。

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限りません。気象情報に注意し早めに行動する。
※強風注意報・暴風警報（台風に伴う発表の場合）

台風や大雨による土砂災害の時、私の家の危険なところ だから、次のことをします。
※無ければ、「特になし」と記入する。

住所	世帯主	電話番号
松阪市 町 番地		

おわりに

○近年多発する台風等による大雨は想定を超える規模で発生する危険性があり、また周期的に発生している南海トラフをはじめとする大規模な震災の可能性も高まりつつあります。

今回、下茅原において9月に行ったタウンウォッチング（10ページ、◎地点）で発見した大岩（高さ2m、胴回り7.6m）が、12月に確認した際20m落下しており、なぎ倒された竹で辛うじて止まっている状況であり（下の写真参照）、行政へ撤去の要望書を提出しました。

以上のことから、今後も定期的にタウンウォッチングを行い、防災計画を見直すことにより、地区防災組織の強化、各家庭の防災意識の向上を図り、防災計画の基本方針である「災害時の人的被害ゼロ」へ向け、より良い防災計画にしていきます。

落下した大岩



落下の危険がある別の大岩、高さ6m、胴回り15m



（令和2年12月撮影）

資料

各自治会防災資機材一覧表

（令和3年2月1日現在）

分類	No	種類	上茅原	下茅原	広瀬町
夜間対応	1	懐中電灯	2	2	2
	2	強力ライト	2		
	3	投光器	4		2
	4	投光器用三脚	1		
	5	発電機	1	1	
	6	キャップライト	2		3
情報機器	7	メガホン・ハンドマイク	1	1	1
	8	トランシーバー	5	1	2
	9	ラジオ	1	1	1
救助	10	軍手	80	72	50
	11	スコップ	2	2	5
	12	かけや		1	1
	13	大ハンマー		1	
	14	つるはし	1		
	15	パール	2	1	2
	16	クワ		1	
	17	ロープ	1		2
	18	折りたたみ脚立		1	1
	19	一輪車		1	
	20	組み立て式リヤカー			2
	21	チェーンソー		1	
救護	22	ランマー		1	
	23	救急箱（一式）	1	1	1
	24	毛布			2
避難生活	25	ポータブルトイレ		1	
	26	燃料缶（5ℓ）	1		
	27	コードリール			1
	28	テント	1	1	1
	29	ブルーシート	1	5	8
給食給水	30	真空パック毛布	10	10	10
	31	ポリタンク	2		19
	32	ポリバケツ			20
	33	非常食（賞味期限 2021年） （ 2024年） （ 2025年）	24 40 20	50 20 20	74 40 20
その他	34	杭（180cm） 杭（120cm）		10 15	10 120
	35	土のう袋（砂入り）	500	200	500
	36	カラーコーン			2
	37	コーンバー			1
	38	防災倉庫	1	1	1

宮前地区防災計画書 (土砂災害編)



令和3年(2021年)3月

みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難

宮前まちづくり協議会

目次

はじめに	2
1章 計画の対象地区の範囲	3
2章 基本的考えかた	4
2.1 基本方針	4
2.2 活動目標	4
2.3 長期的な活動計画	4
3章 地区の特性	5
3.1 自然特性	5
3.2 社会特性	5
3.3 防災マップ	6
3.3.1 地質	6
3.3.2 松阪市土砂災害ハザードマップ	7
3.3.3 三重県土砂災害情報提供システム拡大図	7
4章 防災活動の内容	24
4.1 防災活動の体制 組織図	24
4.2 これまでの活動事例	24
4.3 平常時の活動	32
4.4 発災直前の活動	33
4.5 発災後の活動	34
4.6 各種地域団体との連携	34
4.7 防災人材育成	34
5章 実践・検証と課題	35
5.1 防災訓練の実施・検証	35
5.2 課題	35
5.3 松阪市への要望事項	35
5.4 計画の見直し	36
本計画策定に向けての検討過程	37

はじめに

宮前まちづくり協議会（以下まち協）は平成 19 年 9 月に設立しました。既存の赤桶・宮前・下滝野地区の自主防災会は構成団体として参加しました。平成 25 年 防災カードを手上げ方式で制定、平成 28 年更新（健康状態・個人情報の取扱欄追記等）をしました。

防災訓練は平成 27 年までは各自主防災会が単独で開催をしてきました。指定避難所は宮前地区に 3 施設がありますが、赤桶・下滝野地区にはありません。この問題を解決するために、平成 28 年に 3 地区の自治会班長を対象とした H U G（避難所運営ゲーム）訓練を開催しました。振り返り会で実際に避難所運営訓練をする必要があると意見があり、平成 29 年に H U T（避難所運営体験初動期）を開催しました。平成 30 年には松阪市総合防災訓練が宮前小学校で開催されました。テーマは「住民主体の避難所運営訓練」であり まち協も当番地区という立場で参加しました。

平成 28 年・29 年・30 年の訓練では各班に動員をかけているので 100 人超の参加者がありました。しかしながら 過去の台風シーズンに発令された松阪市の避難情報によるまち協住民の避難者が少ないこと及び避難行動要支援者の避難を如何にするかが課題となりました。

この課題に対して防災部会は「声掛け避難」に取り組むこととし、令和 1 年度の防災部会でモデルとして神殿上・下班（住戸 59 戸）に検討・活動を依頼しました。

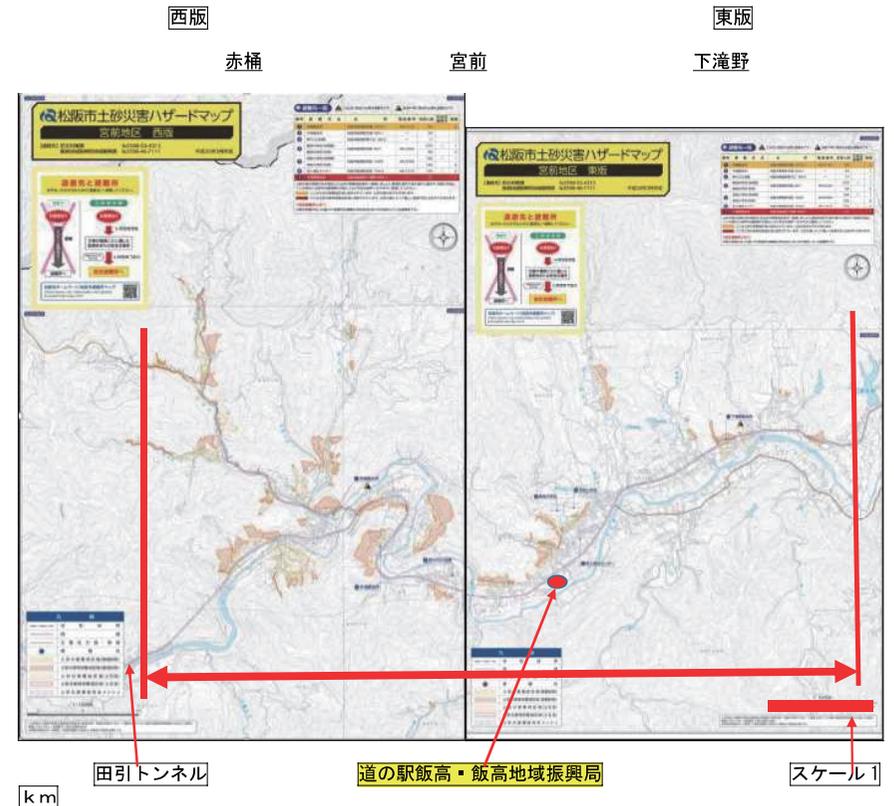
令和 2 年 3 月に神殿上・下班からの報告書が防災部会に提出されました。部会で検討をした結果令和 2 年度から「声掛け避難」をまち協の全 30 班に水平展開すると決定しました。

令和 2 年度は新型コロナの影響で多人数での活動は控えざるをえなくなりました。これを受けて啓発活動に重点を置いた「声掛け避難」を展開しました。

前述の防災・減災活動を取り纏めて宮前まちづくり協議会地区防災計画を策定しました。

1章 計画の対象地区の範囲

三重県松阪市飯高町 宮前まちづくり協議会（赤桶 宮前 下滝野）は下図の範囲です。
榊田川沿いの国道 166 号線が唯一の幹線道路です



出典：松阪市土砂災害ハザードマップ 宮前地区 縮尺 1：10,000

2章 基本的考えかた

2.1 基本方針

自然災害（土砂災害）から命を守る

2.2 活動目標

- ・ 声掛け避難で土砂災害からの逃げ遅れゼロ
- ・ 飯高中学校及び宮前小学校の防災教育
- ・ 防災人材の育成

スローガン **みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難**

2.3 長期的な活動計画

土砂災害

令和1年度 2019年 宮前まちづくり協議会声掛け避難制度モデル神殿地区制定

飯高中学校防災教育 HUG（避難所運営ゲーム）

宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業

令和2年度 2020年 地区防災計画策定 HUT（避難所運営体験－感染症対応訓練）

宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業

飯高中学校 課題解決型学習法支援

令和3年度 2021年 声掛け避難 タウンウォッチング HUT（避難所運営訓練）
（予定）

飯高中学校防災教育 タウンウォッチング

宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業

令和4年度 2022年 避難行動要支援者書式作成 HUT（避難所運営体験初動期）
（予定）

飯高中学校防災教育 HUG（避難所運営ゲーム）

宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業

地震災害

令和5年度 2023年 から着手予定

3章 地区の特性

3.1 自然特性

当地区は、松阪市の西部旧飯高町の東に位置し、周囲に1,000m級の山々が連なり、奈良県境の高見山を源流とする榊田川とその支流に沿って集落が点在しています。標高は飯高地域振興局で145m 面積は27.82km²で約90%が山林です。限られた農地では田や茶畑が耕作され、地区内の大半が香肌峡県立自然公園に指定されています。また、まちの中を東西に中央構造線が走り、その断層は荒滝不動尊の庄司川でみることができます。地区内の道路は榊田川沿いに走る国道166号線が唯一の幹線道路です。

3.2 社会特性

3.2.1 宮前まちづくり協議会範囲の人口

最大は昭和25年（1950年）3,733人が記録されています。

70年後の令和3年（2021年）1月1日現在では1,494人であり60%の減少です。

出典：「私たちのふる里」飯高町合併20周年記念誌 飯高町役場 昭和51年8月1日
松阪市ホームページ住民基本台帳 2021年1月1日

3.2.2 地区の災害履歴

■ 伊勢湾台風被害 昭和34年（1959年）9月26日

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

	項目	飯高町計	宮前地区	川保地区	森地区	波瀬地区
人的被害	死者	6	—	—	3	3
	行方不明	1	—	—	—	1
	重傷者	10	—	—	2	8
	軽傷者	41	—	25	3	13
住宅被害	全壊	47	4	12	20	11
	流出	44	7	8	18	11
	半壊	145	4	50	13	78
	床上浸水	217	35	76	71	35
	床下浸水	579	65	170	220	124
	一部破損	490	139	136	113	510
	小計	1,522	254	452	455	769

宮前地区 死者は無し

全壊 4戸

流出 7戸

半壊 4戸

床上浸水 35戸

床下浸水 65戸

一部破損 139戸



飯高（2500世帯）が孤立
 ヘリコプターで食料輸送
 食料・今夜分からは皆無
 雨で輸送が遅れる
 たべ物頼む！
 孤立化の飯高から必死の連絡

- 昭和57年8月1日 台風10号 飯高町赤桶地区内で 山崩れ発生 2名の犠牲者
 床上浸水9戸 床下浸水50戸
 出典：昭和57年9月 広報 いいたか 第275号

3.3 防災マップ

3.3.1 地質



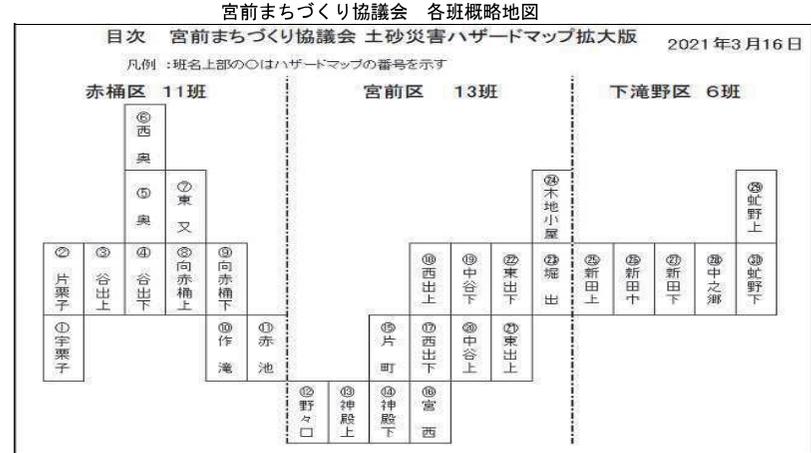
黄緑色は三波川変成岩類 約1億2000万年前—6000万年前に地中深くの強い圧力で形成された三波川変成岩類 宮前住民協議会は櫛田川及び国道166号線沿いに住宅が立地している。

3.3.2 松阪市土砂災害ハザードマップ

1章 計画の対象地区の範囲3頁 参照願います。

3.3.3 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップ

- 「三重県土砂災害情報提供システム」を基に、住戸が判読できるA3サイズに拡大し、ラミネート加工を施します。
- 拡大ハザードマップは住民協議会班毎に作成します。
- 各班への声掛け避難制度説明会時に全戸配布します。



1 宇栗子班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



2 片栗子班 自宅等⇒ 一時退避所(赤桶集会所)⇒ 指定避難所(飯高老人福祉センター)



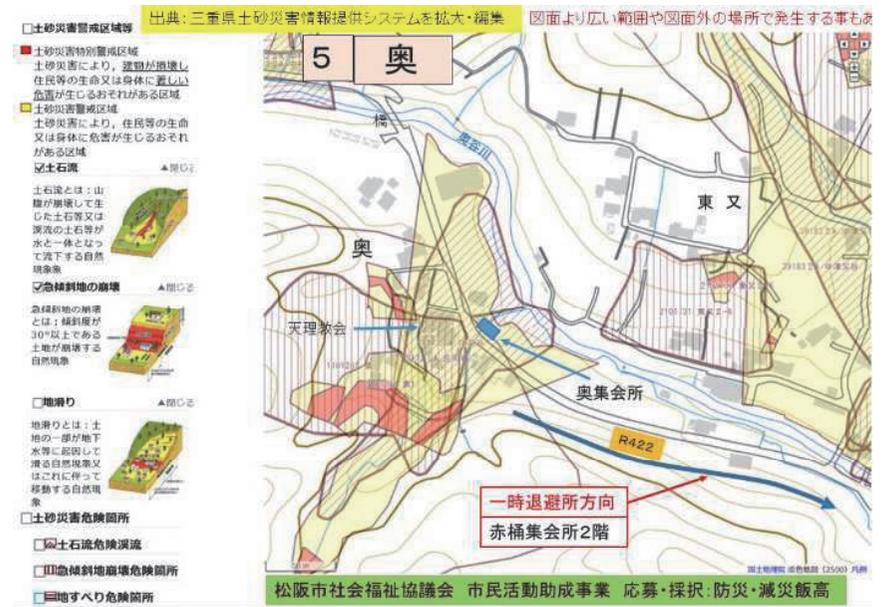
4 谷出下 班 自宅等⇒ 一時退避所(赤桶集会所)⇒ 指定避難所(飯高老人福祉センター)



3 谷出上 班 自宅等⇒ 一時退避所(赤桶集会所)⇒ 指定避難所(飯高老人福祉センター)



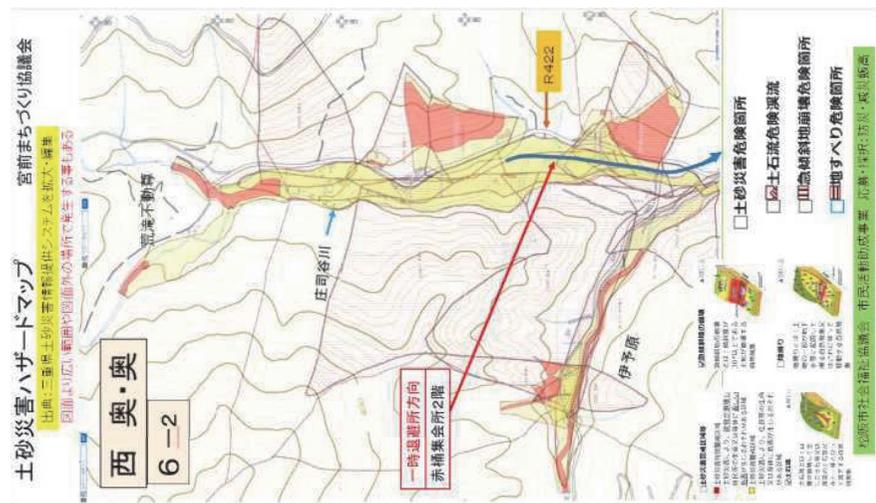
5 奥 班 自宅等⇒ 一時退避所(赤桶集会所)⇒ 指定避難所(飯高老人福祉センター)



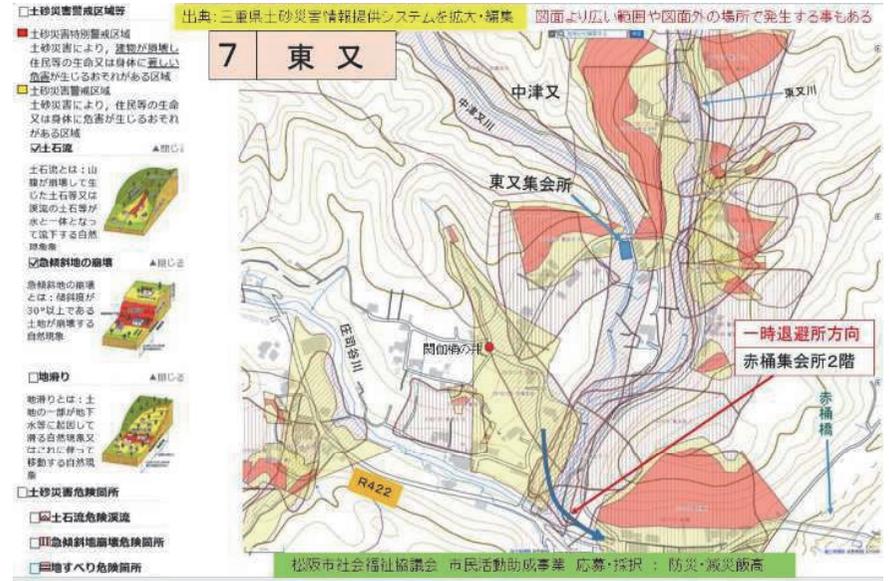
6-1 西奥・口 班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



6-2 西奥・奥 班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



7 東又 班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



8 向赤桶上 班 自宅等 → 一時退避所（向赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



9 向赤桶下 班 自宅等 → 一時退避所(向赤桶集会所) → 指定避難所(飯高老人福祉センター)



10 作滝 班 自宅等 → 一時退避所(作滝集会所) → 指定避難所(飯高老人福祉センター)



11 赤池 班 自宅等 → 一時退避所(赤池集会所) → 指定避難所(飯高老人福祉センター)



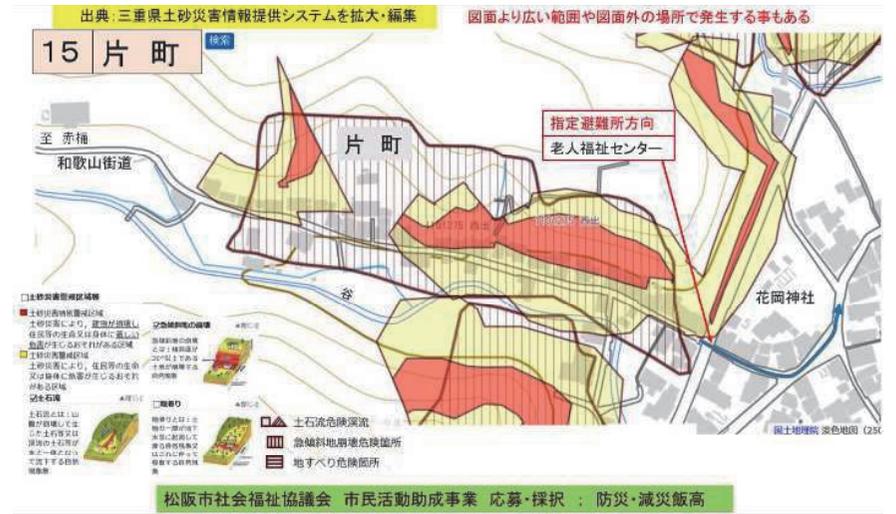
12 野々口 班 自宅等 → 一時退避所(野々口公民館) → 指定避難所(飯高老人福祉センター)



13 神殿上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



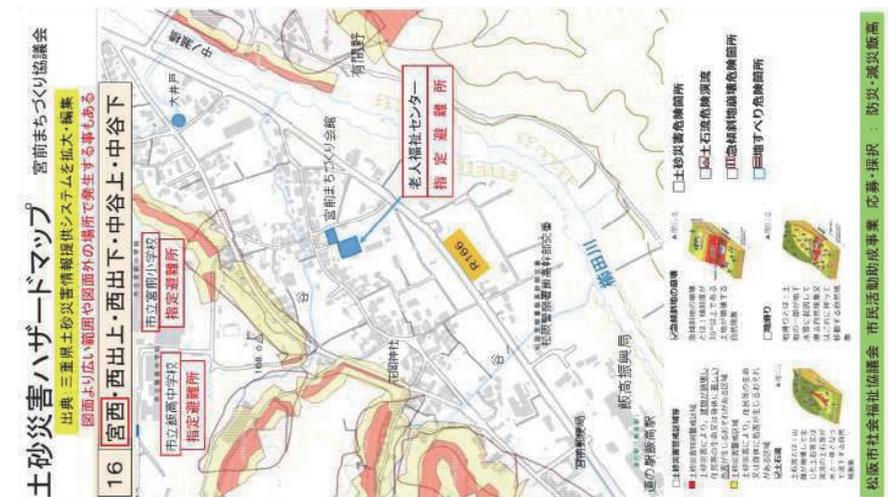
15 片町 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



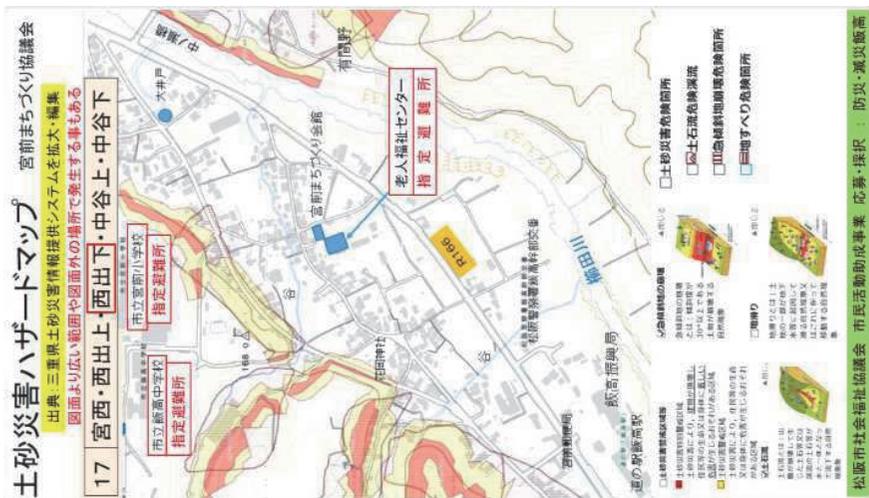
14 神殿下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



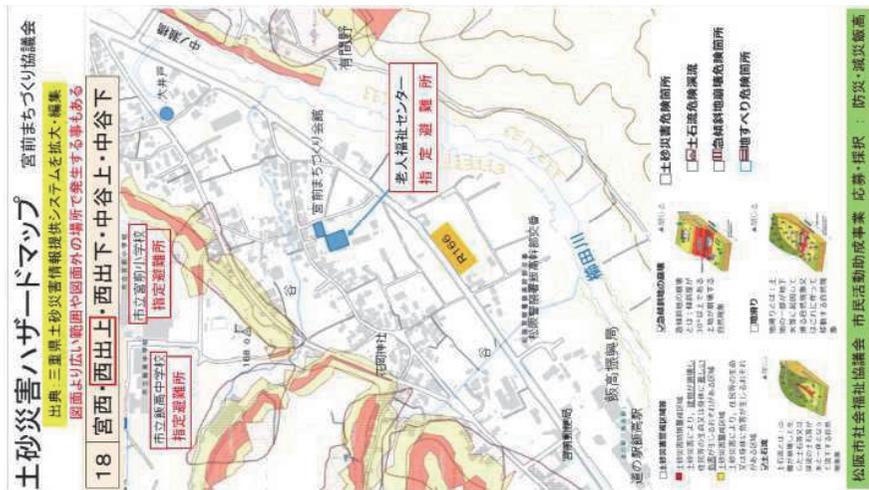
16 宮西 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



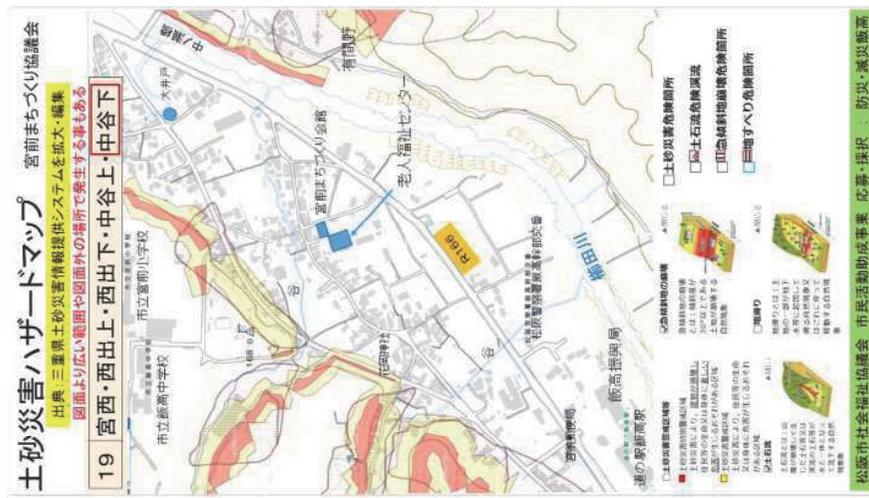
17 西谷下 班 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



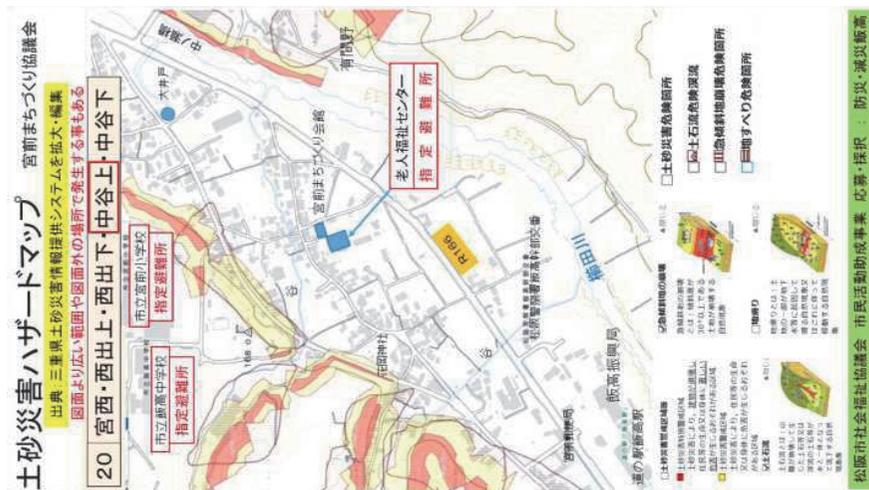
18 西出上 班 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



19 中谷下 班 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



20 中谷上 班 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



21 東出上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



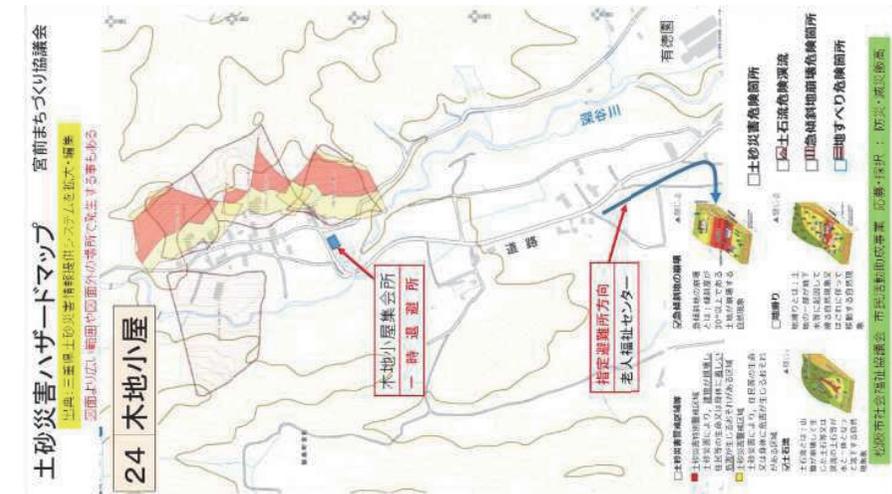
23 堀出 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



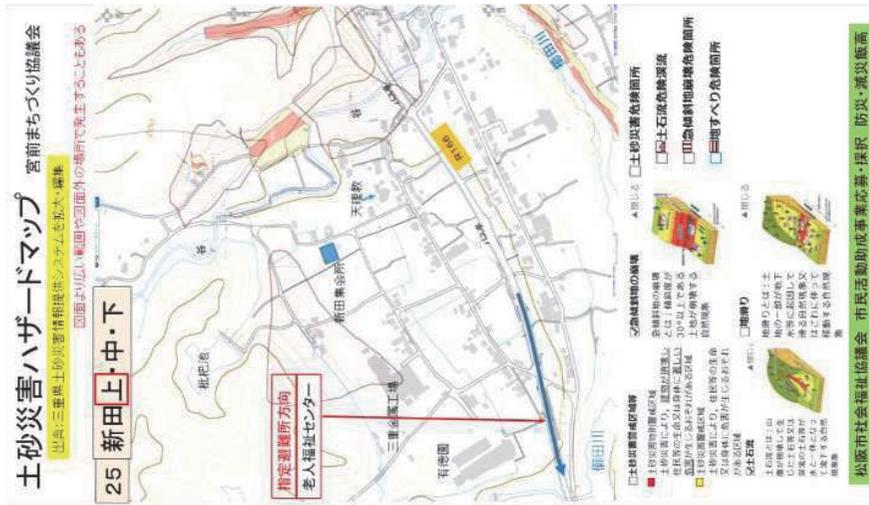
22 東出下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



24 木地小屋 班 自宅等⇒ 一時退避所（木地小屋集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



25 新田上 班 自宅等 → 一時退避所 (新田集会所) → 指定避難所 (飯高老人福祉センター)



26 新田中 班 自宅等 → 一時退避所 (新田集会所) → 指定避難所 (飯高老人福祉センター)

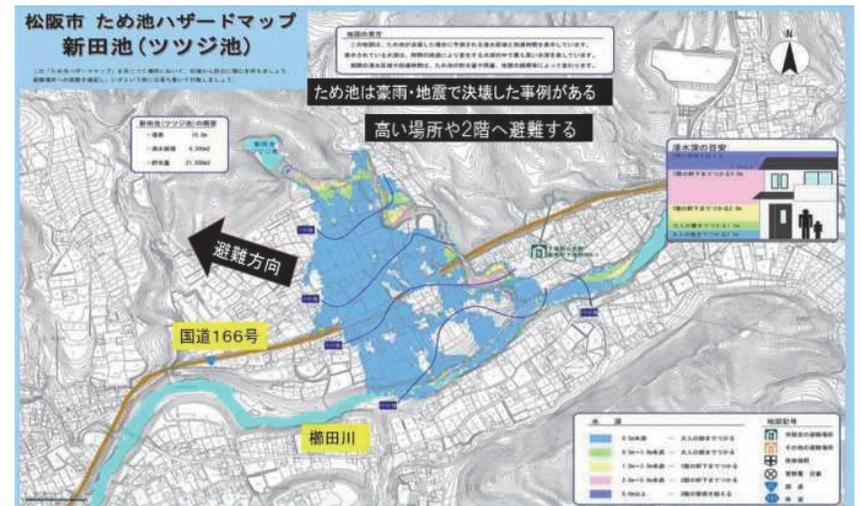


27 新田下 班 自宅等 → 一時退避所 (新田集会所) → 指定避難所 (飯高老人福祉センター)



ため池ハザードマップ (新田池) 自宅等 → 高い場所へ → 指定避難所 (飯高老人福祉センター)

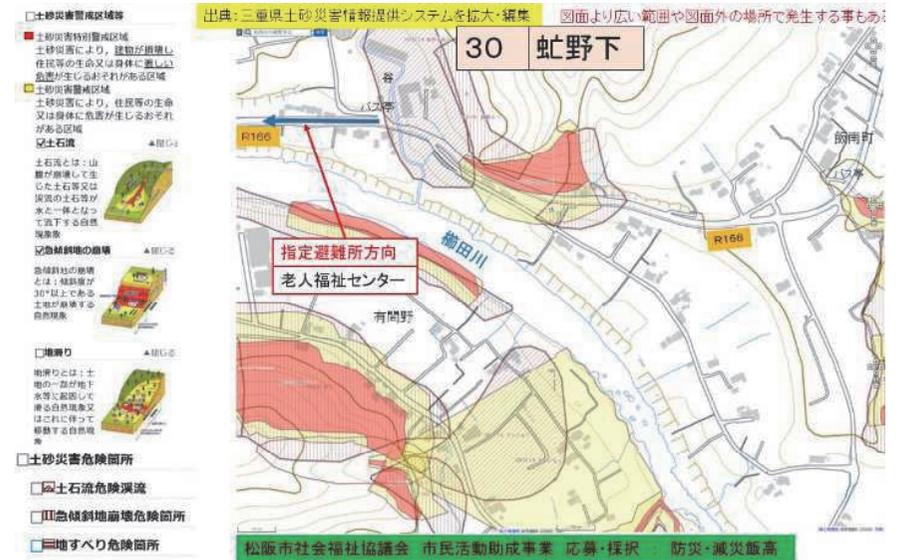
出典: 松阪市ため池ハザードマップ 新田池 (ツツジ池) 該当班 新田中・下・中之郷班
 堤高 15m 堤長 78m 貯水量 21,500 m³



28 中之郷 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



30 虻野下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



29 虻野上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



土砂災害ハザードマップについて 出典：国土交通省告示 35号 平成27年1月16日 6頁

土砂災害警戒区域等の指定は——また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に、予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生する恐れがある土地の区域について指定を行う。
 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等は指定対象外である

拡大版ハザードマップ 裏面 共通

土砂災害からの避難の心得 平常時・避難時

出典：松阪市「災害にそなえる」

土砂災害の前兆現象（必ず この通りに発生するわけではない）
 ■がけくずれ — 小石がバラバラと落ちてくる。・斜面から水が噴き出す。・斜面にひび割れができる。
 ■土石流 — 山鳴りがする。・降雨のなか、川の水位が下がる。・川がにごり、流木が混じりはじめる

平常時の心得

- 安全な場所での避難所確保
- 避難所での避難
- 避難所での避難
- 避難所での避難
- 避難所での避難

避難時の心得

- 雨が降り出したら気象情報に注意
- 大雨時には早めの避難
- 避難に大勢が予想される時は避難所を
- どうしても避難が難しいときは

4章 防災活動の内容

4.1 防災活動の体制 組織図



平成25年度 防災カード制定 26年度回収 28年度

防災カード

平成25年度版

平成28年度更新案 (宮前まちづくり協議会自主防災組織部会)

災害発生緊急支援員 (2016年4月1日現在)

住所: 飯高町
世帯主
電話番号: 0598-46-
性別: 男 女 年齢: 年 月 日

体調の様子等(○で囲む)
健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

①要支援事項
②緊急連絡先
③情報開示・用途

緊急連絡先
緊急災害時、ご協力いただける隣り等○で囲んで下さい。
1番 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番 9番 10番 11番 12番 13番 14番 15番 16番

その他、ご協力いただける隣り等が記入したところがない。

※ 防災時には公的機関(警察・消防・自衛隊・行政等)に開示します。取り消しは別途
とし、他の用途には使用しません。

4.2 これまでの防災活動事例

4.2.1 住民協議会防災活動

- 平成25年度(2013年) 防災カード制定
- 平成26年度(2014年) 防災カード記入・回収・集計 回収率91%
- 平成27年度(2015年) 3地区(赤桶・宮前・下滝野)各自主防災会が独自の防災訓練
- 平成28年度(2016年) HUG(避難所運営ゲーム)
- 平成29年度(2017年) HUT(避難所運営体験 初動期)
- 平成30年度(2018年) 松阪市総合防災訓練宮前小学校会場
- 令和1年度(2019年) HUT(避難所運営体験 初動期)・避難行動要支援者支援
ボランティア班に小学生が地域住民として参加 車椅子介助
非常用飲料水運搬 缶易トイレ製作体験
防災対策課職員による松阪市備蓄資機材取扱訓練
- 令和2年度(2020年) 感染症を考慮した避難者受入れ・指定避難所収容人員算定訓練
三重大学川口准教授防災講演「地区防災計画」

平成28年度 防災カード・名簿一覧 令和1年改訂 支援員3名追記

防災カード・名簿一覧

2016年9月1日 現在 (案) 2019年5月改訂

宮前まちづくり協議会

住所: 三重県松阪市飯高町宮前 市外局番: 0598

改訂箇所(追記)

NO	氏名	年齢	性別	住所	電話	携帯	健康(支援)状態	災害	支援員1	支援員2	支援員3
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

平成27年 赤桶地区 タウンウォッチング



平成27年 下滝野地区 タウンウォッチング



平成30年10月20日 松阪市総合防災訓練
避難者受入・名簿作成



「住民主体の避難所運営訓練」宮前小学校会場
松阪市指定避難所備蓄資機材の取扱訓練



平成28年(2016年)11月5日 防災部会HUG(避難所運営ゲーム) 班長対象50名



令和1年11月3日 HUT(避難所運営体験初動期) 避難行動要支援者避難

ボランティア班小学生 車椅子介助



缶易トイレ製作・講話(春告鳥)



平成29年10月15日 HUT(避難所運営体験初動期) 松阪市避難所運営マニュアル準拠8班
3班 被災者管理班 避難者受入名簿記入 4班 施設管理班 自家発電機運搬



1班 総務班 班長会議(8班班長)



5班 食料物資班 仮設給水ポンプから



令和1年 声掛け避難モデル班(神殿上・下班) 個別支援計画 防災部会で報告 2020年3月18日

個別支援計画

【個別支援計画の様式】
(関係機関と連携して活用する)

グループ名	担当	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先
グループ1 (避難者)	高木 一也				
グループ2 (避難者)	高木 一也				
グループ3 (避難者)	高木 一也				
グループ4 (避難者)	高木 一也				
グループ5 (避難者)	高木 一也				
グループ6 (避難者)	高木 一也				
グループ7 (避難者)	高木 一也				
グループ8 (避難者)	高木 一也				



令和2年度11月3日HUT（避難所運営体験）
指定避難所老人福祉センター 感染症対応器具



感染症対応・指定避難所の収容人員算定訓練
宮前小学校体育館 収容人員算定



平成29年度
6月17日 タウンウォッチング（TW）
飯高町国土交通省田引雨量観測所



11月18日 HUG 講師
講師 三重大学水木先生



川口先生講話演題 「地区防災計画」



防災訓練参加者 地区班長他 計 50名



平成30年度
6月16日 タウンウォッチング
新田ため池

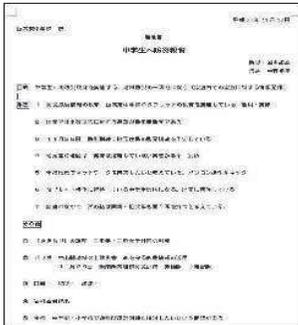


9月11日 アイ・ホープ（総合型学習）
環境コース 避難所班



4.2.2 飯高中学校防災教育

平成27年11月12日
飯高中学校へ防災教育提案書提出



平成28年5月21日 タウンウォッチング後 生徒総会



令和1年度
6月16日 HUG（避難所運営ゲーム）



6月16日 竹上市長 ワンポイント防災講話



令和2年度 I-HOPE（アイホープ 総合型学習）支援

環境コース太陽光発電班 9月28日



12月4日 発表会 参観



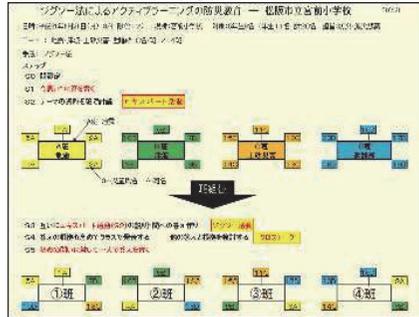
2020年12月1日 ジグソー法によるアクティブラーニング
防災ノートに準拠した教材 土砂災害ハザードマップ拡大版



避難所班教材 地震開錠ボックス 令和2年9月設置松阪市

4.2.3 宮前小学校防災教育 ジグソー法によるアクティブラーニング 2019年1月21日

概要図



授業風景



ひ-3

2019年 ジグソー法によるアクティブラーニング ポスターセッション12月18日
2019年12月5日 12月5日に学習した5年生が4年生に教える



4.2.4 防災人材育成（重複取得含む） 令和3年2月現在

三重のさきもり	3名
みえ防災コーディネーター	6名
防災士	6名
松阪社協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講者	18名

4.3 平常時の活動

- 4.3.1 11月3日の防災訓練 毎年この日に開催します
- 4.3.2 声掛け避難制度のパワーポイントを作成して 班員に啓発・周知します
- 4.3.3 下記声掛け避難制度構築進捗管理表に基づき推進します

宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表
 各班の進捗度を「見える化」(可視化)します

宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表

宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表										2021年3月1日 防災部会			
地区	自治会	班名	地区No	班戸数	班長説明会	班員説明会	ハザード マップ配布	要支援者・ 支援員名簿	タウン ウォッチング	住民協 遊難訓練	備	考	
赤穂	赤穂上	宇栗子	1	14									
		片栗子	2	9									
		谷出上	3	20									
		谷出下	4	13									
	赤穂中	奥	5	11									
		西奥・口	6-1	18									
		西奥・奥	6-2										
		奥又	7	27									
		向赤穂上	8	15									
		向赤穂下	9	15									
宮前	赤穂下	作滝	10	17									
		赤池	11	11									
	宮前	野々口	12	21									
		神殿上	13	39									令和1年度モデル地区
		神殿下	14	19									令和1年度モデル地区
		片町	15	15									
		宮西	16	12									
		西出下	17	16									
		西出上	18	13									
		中谷下	15	15									
		中谷上	20	19									
		東出上	21	19									
		東出下	22	12									
		堀出	23	21									
木地小屋	24	12											
下瀬野	新田	新田上	25	15									
		新田中	26	23									
		新田下	27	22									
	中之郷	中之郷	28	30									
		野野	29	18									
野野	野野下	30	21										
合計戸数											532		

4.4 発災直前の活動 電話連絡網 声掛け避難の呼び掛け

- ・ 松阪市の避難情報に基づき 電話連絡網により 声掛け避難をします
- ・ 避難行動要支援者に対しては 支援員が電話または訪問をして避難を支援します
- ・ 親戚知人宅等の分散避難も推奨します

令和3年度運用開始の警戒レベル一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベルを一覧表記する際の工夫例  
 ※A 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の間に区切り等を設ける。  
 また、区切り部分にその区切りの趣旨を可能な限り記載する。  
 ※B 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが重要であるため、警戒レベル4及び3を強調する

図2：警戒レベルの一覧表(改善案)

- ※ 1 警戒レベル5は必ず発令されるものではない
- ※ 2 警戒レベル3は高齢者以外の人も必要に応じ 自主的に避難するタイミングである

防災部会役員電話連絡網

防災部会・地区代表・自治会長・副会長 電話一覧表 令和3年度(2021年度) 宮前まちづくり協議会 防災部会

防災部会 携帯電話 123-4567-8910 固定電話 0598-46-1234

令和3年度職員総数 1 〇〇 地区代表 2 △△ 地区代表 3 □□地区代表

地区	地区代表	自治会長	自治会長名	役名	姓	名	年齢	職名	携帯電話番号	固定電話番号	副職名	携帯電話番号	固定電話番号		
赤穂	氏名 携帯電話 固定電話	赤穂下	氏名 携帯電話 固定電話	作原	17										
				赤穂	21										
				赤穂下	18										
				赤穂上	18										
				赤穂	27										
				赤穂	18										
	氏名 携帯電話 固定電話	赤穂中	氏名 携帯電話 固定電話	赤穂	11										
				赤穂下	13										
				赤穂上	20										
				赤穂	14										
				赤穂	9										
				赤穂	12										
宮前	氏名 携帯電話 固定電話	宮前	氏名 携帯電話 固定電話	新田	21										
				赤穂下	12										
				赤穂上	19										
				赤穂	18										
				赤穂	19										
				赤穂	16										
				赤穂	18										
				赤穂	12										
				赤穂	18										
				赤穂	19										
				赤穂	21										
				下池野	氏名 携帯電話 固定電話	下池野	氏名 携帯電話 固定電話	下池野	21	宮前次郎		123-4567-8910	123-4567-8910		
下池野	18														
下池野	30														
下池野	22														
下池野	23														
下池野	18														
計				30	歳	36名									

4.5 発災後の活動 避難所運営

HUT（避難所運営体験初動期）を体験した班長及び防災部会役員を中心に運営を行います。  
HUT（避難所運営体験初動期）で住民が主体となって運営すると周知します。

4.6 各種地域団体との連携

- 4.6.1 中学生 小学生への防災教育 飯高中学校防災教育・宮前小学校防災教育を継続します。
- 4.6.2 松阪市及び社会福祉協議会と連携して 個別避難行動要支援者カルテ作成を検討します

4.7 防災人材育成

防災関連人材の育成として 継続して下記取得を推進します  
 ・防災士 ・みえ防災コーディネーター ・三重のさきもり  
 ・松阪社協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講

5章 実践・検証・課題・松阪市への要望事項

5.1 防災訓練の実施・検証

5.1.1 実際に台風・豪雨時に松阪市の避難情報発令された事例では避難者は限定的です

過去に実施した防災訓練では防災部会から各班に動員をかけているので参加者人数は確保できていますが、松阪市の避難者人数実績報告によると宮前まちづくり協議会の避難者は少ない。住民は自宅がどのような土砂災害に襲われる危険があるかを明確に認識していないのも原因と考えられる。

令和2年度で拡大版ハザードマップを作成・配布するのは これに対処するためです。

5.1.2 令和2年度は感染症対応の防災訓練を計画しました。指定避難所老人福祉センター1階を発熱がある避難者 2階を健全な避難者と計画しましたが、動線が交差するという課題を指摘されました。宮前まちづくり協議会は近くに宮前小学校と飯高中学校の2つの指定避難所があるので、これらを含めて検討します。

5.2 課題

個別避難行動要支援者書式を整備します。

令和2年は既存の防災カード記載事項に基づき 各班において避難行動要支援者の選定・支援員決定から着手しました。まずは第一歩を踏み出そうという方針です。

今度 個別避難行動要支援者書式を内閣府・松阪市・社会福祉協議会等の資料を参考にして作成します。

5.3 松阪市への要望事項

松阪市指定避難所飯高中学校・宮前小学校への寄り道道路の安全性確保

両校への道路は土砂災害警戒区域に指定されています。(次葉参照)

小学校・中学校の防災教育及び住民へ防災訓練参加時においても懸念する声があります。

飯高中学校は災害時にヘリポートとして使用する計画がありますが土砂災害が発生すると機能しない恐れが危惧されます。

伊勢湾台風時 飯高中学校グラウンドは飯高町内の他地区へ物資補給ヘリポートして活用されました。(3.2.2 地区の災害履歴 6頁参照)

以上の理由により 松阪市へ市指定避難所である宮前小学校・飯高中学校まで安全な道路の建設を要望します



#### 5.4 計画の見直し

- 5.4.1 防災カード及び声掛け避難進捗表は毎年改善・更新をします
- 5.4.2 飯高中学校 宮前小学校の防災教育は継続します
- 5.4.3 防災人材育成は継続します
- 5.4.4 個別避難計画（避難支援プラン）整備をします。
  - 関係組織・団体との連携協議

#### 本計画策定に向けての検討過程

平成31年4月22日	防災部会「声掛け避難制度」のモデル班として神殿上・下班選定
令和2年3月18日	防災部会 同上報告書受領
令和2年6月29日	第1回防災部会 「声掛け避難制度」各班へ水平展開すると決定
令和2年8月5日	防災部会役員会「声掛け避難制度」⇒「地区防災計画」へと提案
令和2年8月20日	第2回防災部会 「地区防災計画策定」着手 承認
令和2年9月1日	地区防災計画策定説明会 地区30班の班長対象 飯高地域振興局 ▪ 「地区防災計画とは」 松阪市防災対策課職員による説明 ▪ 宮前まちづくり協議会地区防災計画策定方針案説明 防災部会員
令和2年10月16日	第3回防災部会
令和2年11月3日	宮前まちづくり協議会防災訓練 地区内30班の班長対象 ▪ 感染症対応の避難者受付訓練 ▪ 市指定避難所3施設 感染症予防を考慮した収容人員算定訓練 ▪ 地区防災計画 講演会 三重大学 川口准教授 ▪ 宮前まちづくり協議会地区防災計画 素案説明 自治会班長対象
令和3年2月9日	第4回防災部会
令和3年3月16日	松阪市へ宮前まちづくり協議会地区防災計画提出
令和3年3月16日	第5回防災部会 地区防災計画提出報告 次年度以降の展開説明

制定 令和3年（2021年）3月15日

改訂履歴

# 宮前地区防災計画書 (洪水編)



令和5年(2023年)3月

みんなで やろう まえむきに えがおで声掛け避難

宮前まちづくり協議会

## 目次

はじめに	2
1章 計画対象地区の範囲	4
2章 基本的考えかた	5
2.1 基本方針	5
2.2 活動目標	5
2.3 長期的な活動計画	5
3章 地区の特性	6
3.1 自然特性	6
3.2 社会特性・災害履歴	6
3.3 防災マップ	7
3.3.1 地質	7
3.3.3 宮前版洪水ハザードマップ	7
3.3.4 蓮ダム発信の防災情報	14
4章 防災活動の内容	18
4.1 防災活動の体制 組織図	18
4.2 これまでの活動事例	18
4.3 平常時の活動	28
4.4 発災直前の活動	32
4.5 発災後の活動	34
4.6 各種地域団体との連携	34
4.7 防災人材育成	34
5章 実践・検証と課題	34
5.1 防災訓練の実施・検証	34
5.2 課題	35
5.3 松阪市への要望事項・計画提案進捗状況	35
5.4 計画の見直し	36
本計画策定に向けての検討過程	36

## はじめに

宮前まちづくり協議会は平成 19 年9月に設立しました。

既存の赤桶・宮前・下滝野地区の各自防災会は構成団体として参加しました。平成25年 防災カードを手上げ方式で制定、平成 28 年更新(健康状態・個人情報の取扱欄追記等)をしました。

防災訓練は平成 27 年までは各自自主防災会が単独で開催してきました。指定避難所は宮前地区に3施設がありますが、赤桶・下滝野地区にはありません。この問題を解決するために、平成28年に3地区の自治会班長を対象としたHUG(避難所運営ゲーム)訓練を開催しました。

振り返り会で実際に避難所運営訓練をする必要があると意見があり、平成29年にHUT(避難所運営体験初動期)を開催しました。平成30年には松阪市総合防災訓練が宮前小学校で開催されました。テーマは「住民主体の避難所運営訓練」であり 宮前まちづくり協議会は当番地区という立場で参加しました。

平成28年・29年・30年の訓練では各班に動員をかけ100人超の参加者がありました。しかしながら過去の台風シーズに発令された松阪市の避難情報で住民の避難者が少ないこと及び避難行動要支援者の避難を如何にするかが課題となりました。

この課題に対して防災部会は「声掛け避難」に取り組むこととし、令和1年度の防災部会でモデルとして神殿班(住戸 59 戸)に検討・活動を依頼しました。

令和2年3月に神殿班から報告書が防災部会に提出されました。部会で検討をした結果令和2年度から「声掛け避難」を宮前まちづくり協議会全30班に水平展開すると決定しました。

令和2年度は新型コロナの影響で多人数での活動は控えざるをえなくなりました。これを受けて啓発活動に重点を置いた「声掛け避難」を各班展開しました。

前述の防災・減災活動を取り纏めて宮前地区防災計画(土砂災害編)を策定し、令和 3 年 3 月 16 日松阪市防災会議へ提案し 採択されました。

令和 3 年 3 月 31 日 蓮ダムホームページに「浸水想定図」が公開されました。この想定図によると赤桶・宮前・下滝野地区において浸水が発生することが判明しました。

公開された「洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」からは どのような状況(雨量)で 浸水が発生するのかが、理解できなかつたので蓮ダムへ出向き 説明を受けました。

宮前まちづくり協議会の赤桶、宮前、下滝野地区は1959年伊勢湾台風で住宅の被害は発生していますが、人的被害はゼロでした。その後 伊勢湾台風から32年後の1991年に蓮ダムが完成しました。

住民は伊勢湾台風で宮前まちづくり協議会は犠牲者が発生していない、ダムが完成したので洪水は心配することはない と洪水に対して警戒心は低下しています

土砂災害だけでなく浸水もあり得ると考えて、宮前地区防災計画(洪水編)を策定する運びとなりました。宮前地区防災計画(土砂災害編)の「声掛け避難」は 避難行動要支援者を対象として個別避難計画を推進します。

宮前地区防災計画 改訂経緯

### 宮前地区防災計画 改定経緯

策定年月	土砂災害編(令和3年3月)	洪水編(令和5年3月)
基本方針	1 声掛け避難で洪水からの逃げ遅れゼロ	
	2 飯高中学校・宮前小学校 防災教育	
	3 防災人材育成	
改訂項目	防災カード(宮前)書式	
		個別避難計画(松阪市書式)
作成マップ	宮前版 土砂災害ハザードマップ	宮前版 洪水ハザードマップ
元 資 料	三重県土砂災害情報提供システム	蓮ダム 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
特 記	中山間地域 喫緊の課題	令和3年3月31日蓮ダムHP公開

宮前地区防災計画(土砂災害編)は松阪市と内閣府のホームページに掲載されています

松阪市 URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/54700.pdf>

松阪市地区防災計画 ⇒ 地区防災計画 -防災- ⇒ 令和2年度策定 ⇒ 宮前地区  
⇒ 宮前地区防災計画(土砂災害編)

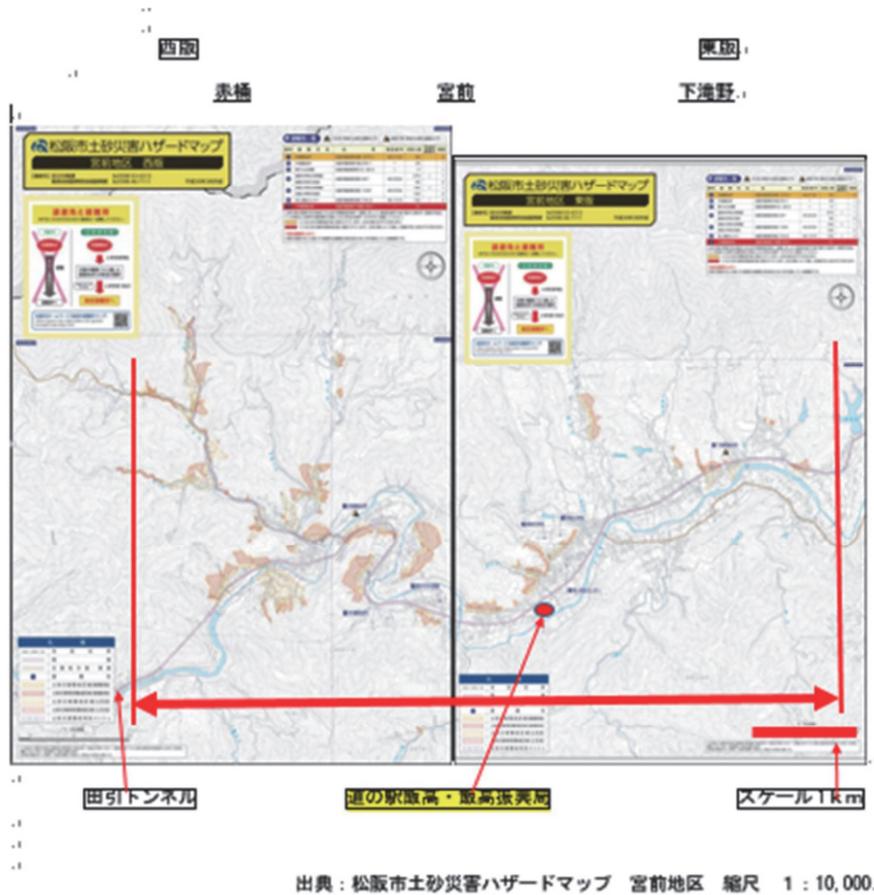
内閣府 URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/54700.pdf>

内閣府 ⇒ みんなでつくる地区防災計画 ⇒ 地区防災計画ライブラリー ⇒ 都道府県別 ⇒ 近畿  
⇒ 三重県 ⇒ 松阪市 ⇒ 宮前地区 ⇒ 宮前地区防災計画(土砂災害編)

## 1章 計画対象地区の範囲

三重県松阪市飯高町 宮前まちづくり協議会(赤桶・宮前・下滝野)は下図の範囲です。

榊田川沿いの国道166号線が唯一の幹線道路です



## 2章 基本的考えかた

### 2.1 基本方針

自然災害（洪水）から命を守る

### 2.2 活動目標

- ・声掛け避難で洪水からの逃げ遅れゼロ
- ・飯高中学校及び宮前小学校の防災教育
- ・防災人材の育成

スローガン **みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難**

### 2.3 長期的な活動計画

#### 2.3.1 土砂災害

- 令和1年度 2019年 宮前まちづくり協議会版声掛け避難制度モデル神殿班 検証
- 令和2年度 2020年 宮前地区防災計画策定
- 令和3年度 2021年 防災訓練 講演 蓮ダム下流の水害リスク 蓮ダム管理所長
- 令和4年度 2022年 防災訓練 講演 蓮ダム下流の水害リスク 蓮ダム管理所長

#### 2.3.2 洪水

- 令和3年 2021年 蓮ダム洪水浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき宮前まちづくり版 拡大ハザードマップ試作
- 令和4年 2022年 蓮ダムから受領のデータに基づき 宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ作製
- 令和5年 2023年 同上全戸説明・配布 予定

#### 2.3.3 個別避難計画

- 令和4年 個別避難計画構築 検討 モデル神殿班で検証
- 令和5年 個別避難計画を宮前まちづくり協議会全30班へ展開予定

### 3章 地区の特性

#### 3.1 自然特性

当地区は、松阪市の西部旧飯高町の東に位置し、周囲に1,000m級の山々が連なり、奈良県境の高見山を源流とする榎田川とその支流に沿って集落が点在しています。標高は飯高地域振興局で145m 面積は27.82km²で約90%が山林です。限られた農地では田や茶畑が耕作され、地区内の大半が香肌峡県立自然公園に指定されています。また、まちの中を東西に中央構造線が走り、その断層は荒滝不動尊の庄司川でみることができます。地区内の道路は榎田川沿いに走る国道166号線が唯一の幹線道路です。

#### 3.2 社会特性

##### 3.2.1 宮前まちづくり協議会範囲の人口

最大は昭和25年（1950年）3,733人が記録されています。

72年後の令和5年（2023年）1月1日現在では1,423人であり61%の減少です。

出典：「私たちのふる里」飯高町合併20周年記念誌 飯高町役場 昭和51年8月1日  
：松阪市ホームページ住民基本台帳 2023年1月1日

##### 3.2.2 地区の災害履歴

##### ■ 伊勢湾台風被害 昭和34年（1959年）9月26日

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

##### 3.2.2 地区の災害履歴

##### ■ 伊勢湾台風被害 昭和34年（1959年）9月26日

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

項目	飯高町	宮前地区	川岸地区	森地区	波瀬地区
<b>人的被害</b>					
死者	0	0	0	3	3
行方不明	0	0	0	0	1
重傷者	10	0	0	2	6
軽傷者	4	0	25	3	13
<b>住宅被害</b>					
全壊	4	4	12	20	11
流出	4	7	8	18	11
半壊	14	4	50	13	76
床上浸水	21	35	76	71	35
床下浸水	57	65	170	220	124
一部破損	49	139	136	113	510
小計	1,522	254	402	405	769

宮前地区 死者は無し

全壊 4戸

流出 7戸

半壊 4戸

床上浸水 35戸

床下浸水 65戸

一部破損 139戸

##### ■ 昭和57年8月1日 台風10号 飯高町赤桶地区内で 山崩れ発生 2名の犠牲者

床上浸水9戸 床下浸水50戸 出典：昭和57年9月 広報 いいたか 第275号

### 3.3 防災マップ

#### 3.3.1 地質

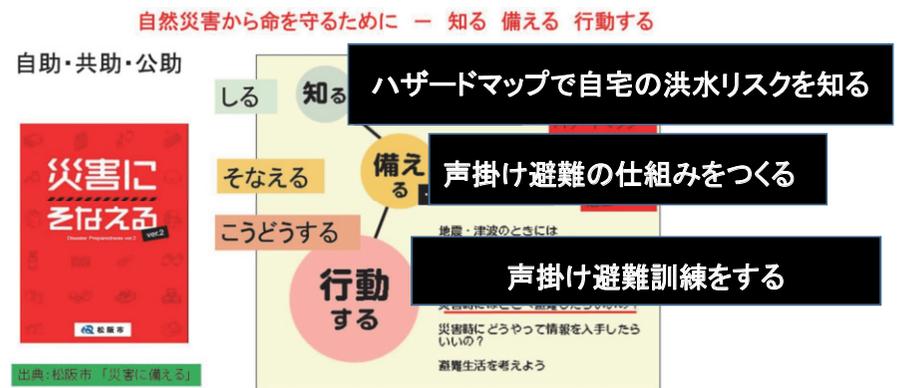


黄緑色は三波川変成岩類 約1億2000万年前—6000万年前に地中深くの強い圧力で形成された三波川変成岩類 宮前まちづくり協議会は榎田川及び国道166号線沿いに住宅が立地している。

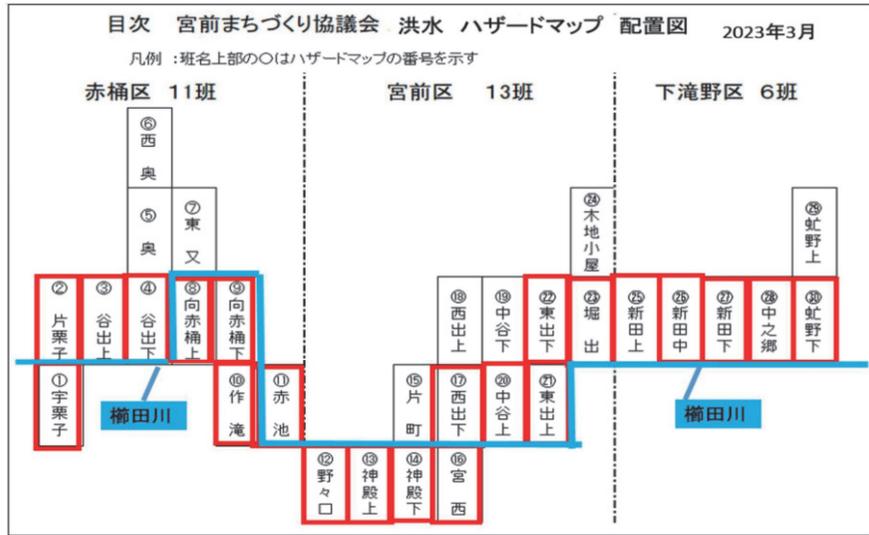
#### 3.3.2 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップ 宮前地区防災計画（土砂災害編）参照

#### 3.3.3 宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ

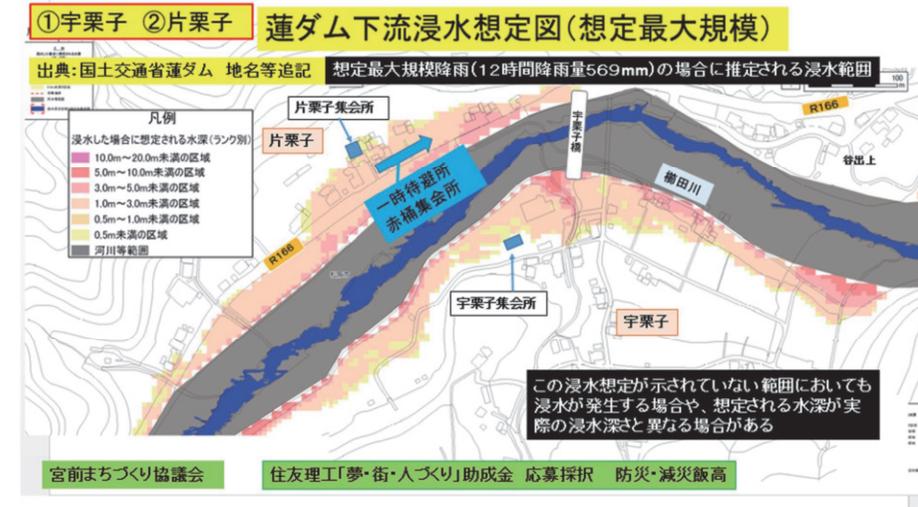
・「蓮ダム下流浸水想定図（想定最大規模）」を基に、地名等を加筆し 住宅が判読できるA3サイズに拡大した「宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ」を作成します。



知る 宮前まちづくり協議会 班配置図



1 宇栗子・片栗子班自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



2 谷出上・下班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



8 向赤桶上・下班 自宅等 → 一時退避所（赤桶集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



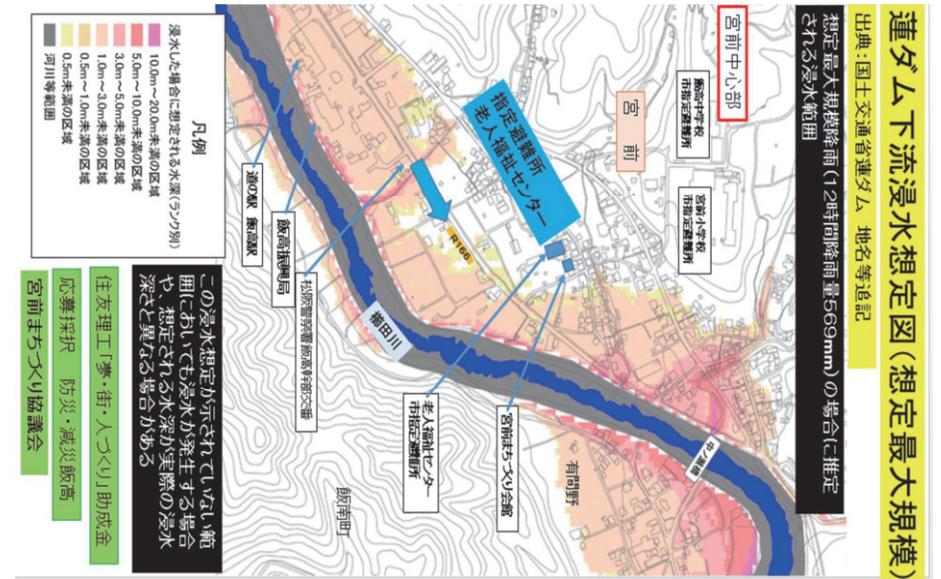
10 作滝・赤池班 自宅等 → 一時退避所（作滝集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



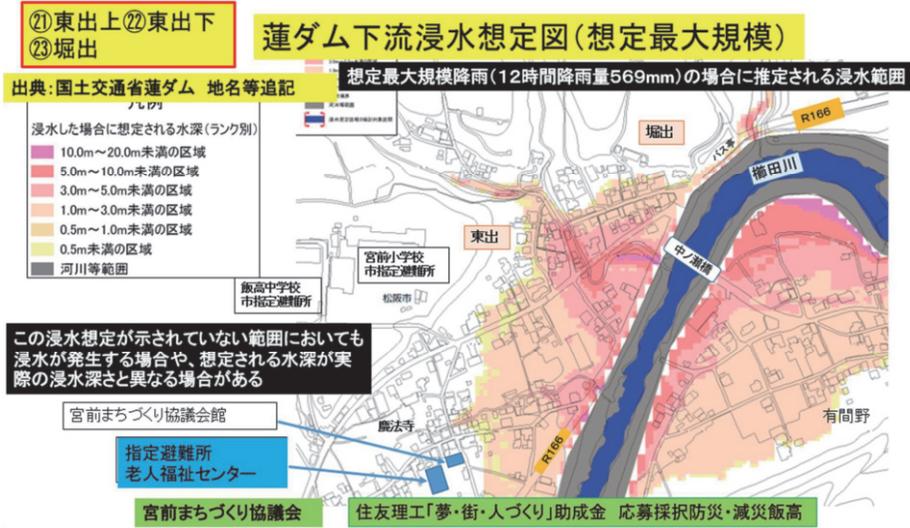
13 神殿 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



12 野々口 自宅等 → 指定避難所（飯高老人福祉センター）

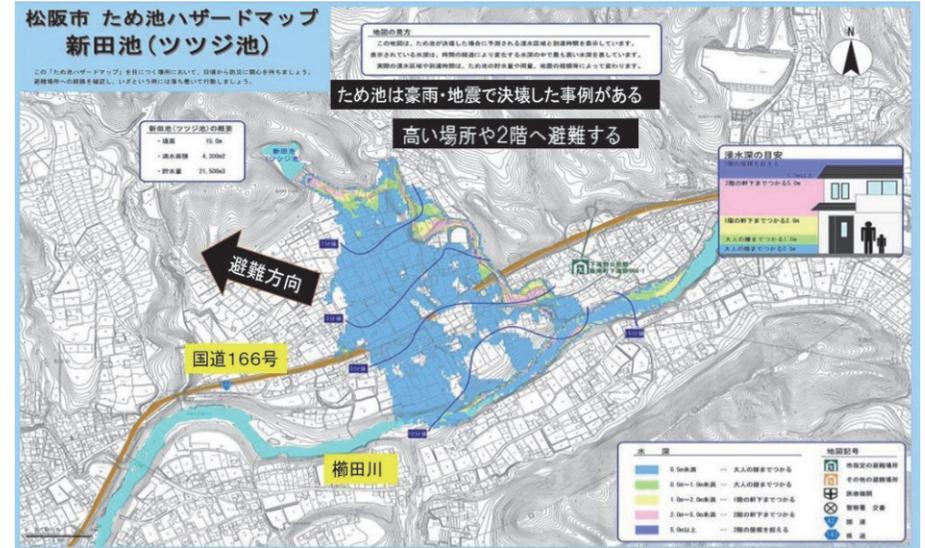


21 東出・堀出 自宅等⇒指定避難所(飯高老人福祉センター)



ため池ハザードマップ(新田池) 自宅等⇒高い場所へ⇒指定避難所(飯高老人福祉センター)

出典:松阪市ため池ハザードマップ 新田池(ツツジ池) 該当班 新田中・下・中之郷班  
 堤高 15m 堤長 78m 貯水量 21,500 m³



25 新田上・中・下 自宅等⇒指定避難所(飯高老人福祉センター)



28 中之郷 自宅等⇒指定避難所(飯高老人福祉センター)



30 虹野下 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



3.3.4 蓮ダム発信の防災情報 蓮ダムの事前放流 台風が近づくと最長3日前から開始

**事前放流**  
 出典:蓮ダム リーフレット

ダム上流で大雨が予想される場合  
 三重県・松阪市・多気町・中部電力等へ通知する

**事前放流は最長で3日前から開始**  
**雨が降り始める前から放流することもある**

事前放流 300万m³

この部分が台風等の3日前から水位を低下させて確保できる容量です

Q3 令和2年度より、蓮ダムでは「事前放流」の制度を始めています。事前放流とはどんなもので、どんな目的でおこなうのですか？

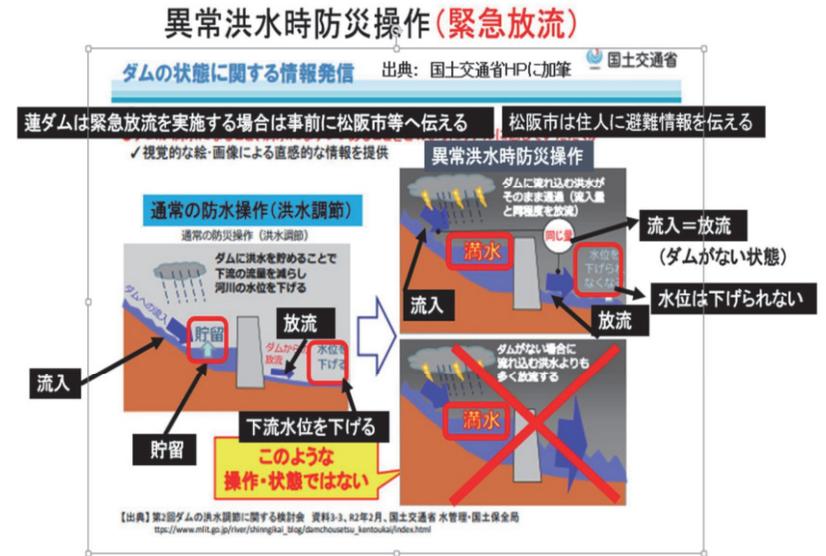
事前放流とは、大雨が降り、緊急放流を実施する恐れがある場合にダムに貯められる容量を最大限活用するために、事前にダムの水位を下げることで、大規模化する洪水被害の防止や軽減を目的としています。

事前放流は、蓮ダムの上流地域で基準となる雨量を上回る大雨が予想された場合等において実施の判断とし、実施する場合には、三重県、松阪市、多気町、中部電力ほか関係団体に通知されます。

また、事前放流は最長で3日前までの予想雨量をもとに放流を開始するため、雨が降り始める前(天候が少し晴)から放流を行うことがあります。

自由貯水容量	2,840万m ³	洪水調節容量	1,700万m ³	緊急放流容量	3,000万m ³
事前放流容量	1,240万m ³	緊急放流容量	3,000万m ³	緊急放流容量	3,000万m ³

3.3.5 蓮ダム発信の防災情報 異常洪水時防災操作（緊急放流）



3.3.6 蓮ダム発信の防災情報 飯高道の駅の浸水深さ

**想定最大降雨時に想定される浸水想定(イメージ)**  
 出典:蓮ダム 説明文加筆

○飯高道の駅では約1.3mの浸水が想定されている。  
 ○駐車場は完全に浸水してしまう。

平常時 想定最大降雨

車は水没、動けない  
 車内の人は閉じ込められ、外に出られない

車は水没 動けない  
 車内の人は外に出られない

飯高道の駅 約1.3mの浸水想定

想定最大規模の降雨により櫛田川が氾濫した場合の浸水状況

○公表時点の蓮川・櫛田川の河道、ダムの整備状況を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水状況を予測したものです  
 この浸水想定図に示されていない範囲でも浸水する可能性があります、また想定される浸水深が実際とは異なる場合があります

浸水想定図外の範囲で浸水する可能性がある。浸水深さが実際と異なる場合がある

3.3.7 蓮ダム発信の防災情報 放流通知 サイレンとスピーカー 出典：蓮ダムリーフレット



3.3.7 蓮ダム発信の防災情報 蓮ダムの情報サイト



3.3.8 蓮ダム発信の防災情報 緊急放流(異常洪水時防災操作)判断水位

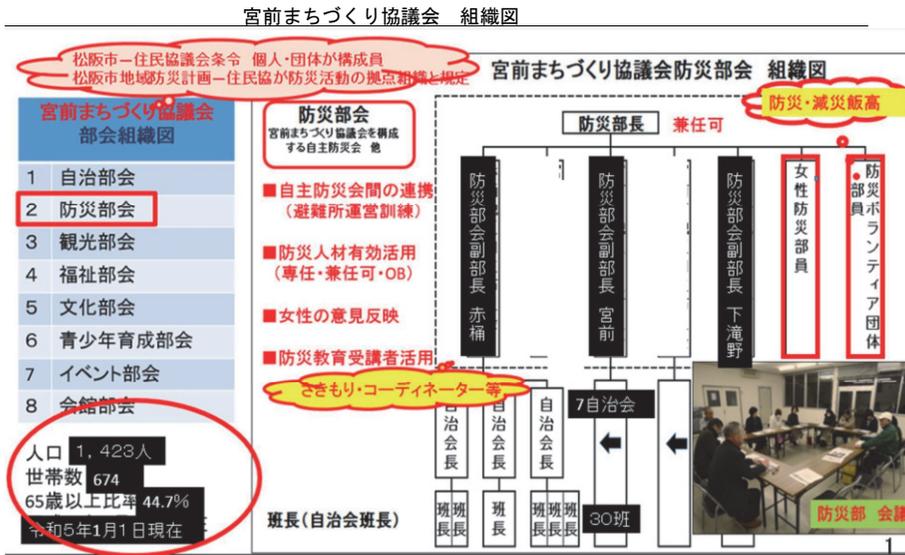
国土交通省HP 川の防災情報 蓮ダム 榑田川水系 蓮川

説明文 加筆



## 4章 防災活動の内容

### 4.1 防災活動の体制 組織図



### 4.2 これ迄の防災活動事例

#### 4.2.1 宮前まちづくり協議会 防災活動

- 平成 25 年 (2013 年) 防災カード制定
- 平成 26 年 (2014 年) 防災カード記入・回収・集計 回収率 91%
- 平成 27 年 (2015 年) 3 地区 (赤桶・宮前・下滝野) 各自主防災会が独自の防災訓練
- 平成 28 年 (2016 年) HUG (避難所運営ゲーム)
- 平成 29 年 (2017 年) HUT (避難所運営体験 初動期)
- 平成 30 年 (2018 年) 松阪市総合防災訓練宮前小学校会場
- 令和 1 年 (2019 年) HUT (避難所運営体験 初動期)・避難行動要支援者支援  
非常用飲料水運搬 缶易トイレ製作体験  
防災対策課職員による松阪市備蓄資機材取扱訓練
- 令和 2 年 (2020 年) 感染症を考慮した避難者受入れ・指定避難所収容人員算定訓練
- 令和 3 年 (2021 年) 宮前地区防災計画 (土砂災害編) 策定

令和 3 年 (2021 年) 宮前まちづくり協議会防災部会 第 1 回 第 2 回 第 3 回

令和 3 年 (2021 年) 11 月 3 日 宮前まちづくり協議会防災訓練

令和 4 年 (2022 年) 宮前まちづくり協議会防災部会 第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回

令和 4 年 (2022 年) 11 月 3 日 宮前まちづくり協議会防災訓練

令和 4 年 (2022 年) 9 月 個別避難計画 着手

平成 25 年度 防災カード制定

28 年度改定

防災カード

平成 25 年度版

防災カード

平成 28 年度更新案

(宮前まちづくり協議会自主防災組織部会)

災害時緊急支援係 (2018年4月1日現在)

住 所	飯高町	幸地	( 姓名 )
電 話	0598-46-		(携帯番号)
名 前	姓 名	性 別	歳 年 齢
	災害主		
			体調の様子等(○で囲む)
			健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

緊急連絡先

名 前	姓 名	電話番号	系・市名	〇〇県〇〇市

緊急災害時、ご協力いただける機材等○で囲んで下さい。

1 重 機	2 ダンプカー	3 チェンソー
4 発電機	5 投 光 機	6 井 戸 水

その他、ご協力いただける機材等がありましたらご記入ください。

※ 防災時には公的機関(警察、消防、自衛隊、行政等)に指示します。取り急ぎには注意をし、他の用途には使用しません。

体調の様子等(○で囲む)  
健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

①要支援事項

②緊急連絡先

③情報開示・用途

## 声掛け避難のしくみをつくる

結論

理由

事例

結論

避難情報はあるが避難をしない人・できない人がある  
なかなか率先して避難はできない

声掛け避難で助かった事例がある

声掛け避難のしくみをつくり訓練をする  
まほうの言葉があるのではない 平時に顔の見える関係をつくる

**防災カード・名簿一覧**

2016年9月1日 現在      2019年5月改訂

宮前まちづくり協議会

**令和1(2019)年**

・災害時緊急支援用に使用する  
 ・発災時には公的機関(警察・消防・自衛隊・行政等)に開示する  
 ・取扱は別紙管理要綱による

住所: 三重県松阪市飯高町宮前      〒:515-1502 市外局番: 0598

平成28年度

改訂箇所(追記)

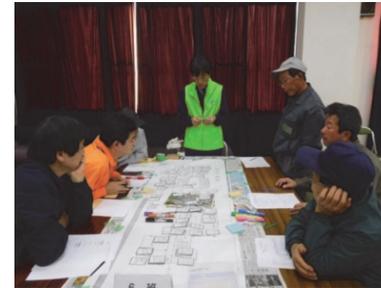
NO	氏名	年齢	性別	住所	電話	携帯	健康(支援)状態	安否	改訂箇所(追記)		
									支援員1	支援員2	支援員3
1											
2	○△ □◎								A	B	C
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

支援員3名追記 (個別避難計画)

まちづくり協議会事務局が作成済

事務局が入力



平成30年10月20日 松阪市総合防災訓練  
避難者受入・名簿作成



「住民主体の避難所運営訓練」宮前小学校会場  
松阪市指定避難所備蓄資機材の取扱訓練



令和2年度11月3日 防災訓練 HUT（避難所運営体験） 感染症対応受付



令和1年11月3日 防災訓練 HUT（避難所運営体験初動期） 避難行動要支援者避難

ボランティア班小学生 車椅子介助



缶易トイレ製作・講話（春告鳥）



令和3年11月3日 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演



令和4年11月3日 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演



令和1年 声掛け避難モデル班（神殿班）個別支援計画 防災部会で報告 2020年3月18日



4.2.2 飯高中学校防災教育  
平成28年度  
タウンウォッチング 新田ため池

生徒 纏め



平成29年度  
6月17日 タウンウォッチング (TW)  
飯高町国土交通省田引雨量観測所



11月18日 HUG 講師  
講師 三重大学水木先生



平成30年度

令和1年度  
6月16日 HUG (避難所運営ゲーム)



6月16日 竹上市長 ワンポイント防災講話



飯高中学校防災教育「マイタイムライン」令和4年5月23日 出典：蓮ダムHP

主宰 蓮ダム 支援 宮前まちづくり協議会

### 中学校におけるマイ・タイムライン作成講座の開催

- 松阪市飯高町宮前の飯高中学校において、地元のボランティア団体「防災・減災飯高」と協力して「マイ・タイムライン作成講座」を実施しました。
- 蓮ダム管理所は、災害時のダムの役割や、大規模な洪水が発生した場合のリスク、マイ・タイムラインの作り方を説明しました。
- 班別ワーキングでは、児童はマップに示された想定浸水範囲や土砂災害警戒区域を考慮しながら、災害時の避難先や避難経路・避難タイミング等を整理した「マイ・タイムライン」を作成し、工夫点等を発表しました。

～開催概要～

【日時】：令和4年5月23日(月)13時～15時15分  
【場所】：松阪市立飯高中学校  
【参加団体】：防災・減災飯高、蓮ダム管理所  
【参加者】：中学生49名

●参加者の感想  
地域の浸水リスクなど、まだまだ知らないことがあった。万が一の時には、今回学んだことを役立てて自ら行動していきたい。

～位置図～

松阪市立飯高中学校  
蓮川  
蓮ダム  
国土地理院地図(浸水地区)に加重

蓮ダム管理所より水害リスク等を説明する様子

班別ワーキング(支援員からの補足説明)

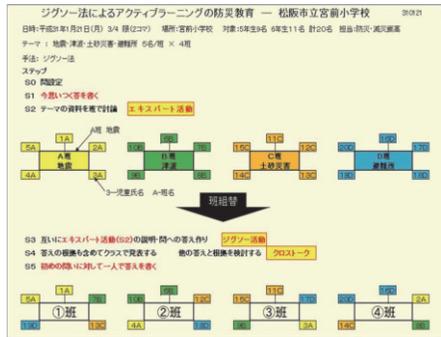
班別ワーキング(避難経路を書き込む様子)

班別発表の様子

【問い合わせ先】  
国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所  
〒515-1615 三重県松阪市飯高町森1810-11 (TEL) 0598-45-0371

国土交通省 中部地方整備局  
蓮ダム管理所

4.2.3 宮前小学校防災教育 ジグソー法によるアクティブラーニング 2019年1月



対象 5年生 6年生のタテ割り班

授業時間 2時限

前半 エキスパート活動

後半 ジグソー活動

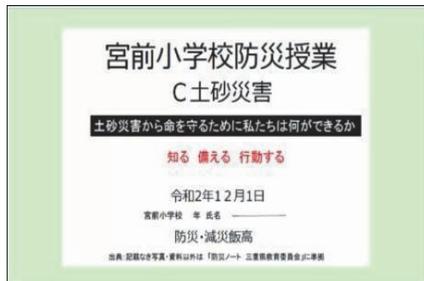
2週間後 ポスターセッション  
5・6年生 学習内容をポスターに纏めて  
4年生へ説明する。

宮前小学校防災教育 2022年11月 20日

ジグソー法によるアクティブラーニング 出典：宮前小学校HP



2019年 ジグソー法によるアクティブラーニング



避難所班教材 地震開錠ボックス 令和2年9月設置松阪市



ひー3



4.2.4 防災人材育成（重複取得含む） 令和5年3月現在

三重のさきもり	4名
みえ防災コーディネーター	7名
防災士	7名
松阪社協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講者	18名

4.3 平常時の活動

- 4.3.1 11月3日の防災訓練 毎年この日に開催します
- 4.3.2 声掛け避難制度・個別避難計画・土砂災害・洪水避難の啓発をします。
- 4.3.3 声掛け避難制度構築進捗管理表に基づき推進します

地区	自治会	班名	地区No.	班人数	班長説明会	班員説明会	2泊1日マシマシ	声掛け避難制度構築	個別避難計画	備考
中野下	7 中野下	30 班 名称	1	14	班員説明会	班員説明会	ハサードマップ配布	声掛け避難制度構築	個別避難計画	
			2	9						
			3	20						
			4	13						
			5	11						
			6	18						
			7	27						
			8	15						
			9	15						
宮前	宮前	30 班 名称	10	17	班員説明会	班員説明会	ハサードマップ配布	声掛け避難制度構築	個別避難計画	
			11	11						
			12	21						
			13	39						
			14	19						
			15	15						
			16	12						
			17	16						
			18	13						
			19	15						
中之島	中之島	30 班 名称	20	19						
			21	19						
			22	12						
			23	21						
			24	12						
			25	15						
北野	北野	30 班 名称	26	23						
			27	22						
			28	30						
			29	18						
			30	21						
合計戸数				532						

4.3.4 個別避難計画

- ・説明会（松阪市飯高振興局・社会福祉協議会飯高支所・宮前まちづくり協議会）
- 令和4（2022）年 10月11日 松阪市飯高振興局
- ・モデルとして神殿班で検証行う



参加者  
飯高振興局長・担当課長  
社会福祉協議会飯高支所担当者  
宮前まちづくり協議会 会長  
防災部会 部員

宮前まちづくり協議会の状況

NO	氏名	年齢	性別	住所	電話	携帯	健康(支援)状態	安全	支援員1	支援員2	支援員3
1											
2	○△ □◎						健康・寝たきり・歩行困難・車椅子		A	B	C
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

松阪市書式の個別避難計画

- 区分**
- 75歳以上 ひとり暮らし
  - 80歳以上のみの世帯
  - 要介護認定 3 - 5
  - 障がい区分 ( )
  - 療育手帳 A1 または A2
  - 重症患者認定 ( )
  - 自ら申し出 ( )

- 身体状況**
- 寝たきり
  - 歩行困難
  - 足腰が弱い
  - 視覚障がい
  - 聴覚障がい
  - 精神障がい
  - 避難判断が困難 介助必要(食事・トイレ・着替え・移動)
  - その他特筆すべきこと ( )

個別避難計画 松阪市書式 令和2年7月版

個別避難計画 (避難支援プラン) [No. ]

作成日: 年 月 日

氏名: 性別: 自治会名: 年齢: 職:

住所: 松阪市 町

自宅電話: 携帯電話: 郵便番号: 郵便:

生年月日: 年 月 日 年齢: 性別: 障がい種別: 障がい区分: 療育手帳又はA2: 重症患者認定: 自ら申し出:

身体状況: 寝たきり: 歩行困難: 足腰が弱い: 視覚障がい: 聴覚障がい: 精神障がい: 避難判断が困難: 介助必要(食事・トイレ・着替え・移動): その他特筆すべきこと:

家族構成: 大人数の世帯: 上記のうち、離れに住んでいる人:

緊急時の連絡先: 氏名: 住所: 電話番号: 氏名: 住所: 電話番号: 氏名: 住所: 電話番号: 氏名: 住所: 電話番号:

具体的な支援内容及び避難支援上の特記事項

避難行動要支援者の支援員 3名

個別避難計画 モデル班検証報告

宮前まちづくり協議会 個別避難計画 モデル 神殿班

日時: 令和4(2022)年10月19日(水)9:30-11:00

場所: 飯高町宮前 神殿集会所

出席: 個別避難計画該当者 社協職員 民生委員 宮前まちづくり協議会防災部員3名

要領

- 1 声掛け避難制度の説明 パワポによる説明
- 2 該当者への説明 民生委員から 地区世話役同席

所感

- ① 該当者は担当の民生委員が説明するのスムーズに説明、書類作成ができた
- ② 民生委員も 社協の担当者が同席しているので 安心して説明できた
- ③ 支援員3名は宮前版声掛け避難制度で選定済みであり 書類が完成した



— 654 —

あなたの情報の提供に関する同意確認書

この確認書の左枠内をご記入の上、同封の返封封筒に同意しない場合であってもご返送ください。

**同意確認書**

災害に備えるため、私に関する以下の情報を、あらかじめ消防や警察、住民自治協議会、自治会、町内会、消防団などの避難支援等関係者へ提供することに、

1 同意し、避難支援を希望します。

2 同意しません。

(理由)  入院または施設入所等により自宅にいません。  
 同様の状況により支援が受けられるので必要ありません。  
 その他 ( )

(または2の理由を詳しくお書きください。この場合はその理由にチェックを入れてください。)

(宛先) 松阪市 年 月 日

住所 松阪市 町 番地

上記住所以外にお住まいの場合 松阪市 町 番地

氏名

あなたが加入している自治会 自治会

※本人が署名できない場合または未成年の場合には、代理人が署名・代筆をすることができます。その場合は、下に代理人の氏名を記入してください。

代理人氏名

※同意される場合には、次の左枠内を記入してください。  
 (該当がなければ記入は不要です。)

あなたの電話番号 (氏名) (住所) (性別)

緊急時の連絡先 (家族や親戚など) (住所) (電話番号)

※可能であれば上記を記入してください。

(氏名) (住所) (性別)

(住所) (電話番号)

「避難支援等関係者へ提供されるあなたの情報」  
 ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④居住する自治会 ⑤上記記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先 ⑥通知簿に記載されている事由 (該当要約)

※ 災害の状況によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあるため、同意することによって必ず支援されることを保証するものではありません。

松阪市 個別避難計画(避難支援プラン) 裏

様式2 (裏面)

避難先 移動手段

避難場所

避難時や避難所での特記事項

避難経路

4.4 発災直前の活動

- ・松阪市の避難情報に基づき 電話連絡網により 声掛け避難をします
- ・個別避難計画該当者に対して民生委員・支援員・班長等が訪問して避難をします。
- ・親戚知人宅等の分散避難も推奨します

- ※ 1 警戒レベル5は必ず発令されるものではない
- ※ 2 警戒レベル3は高齢者以外の人も必要に応じ 自主的に避難するタイミングである

防災部会役員電話連絡網

防災部長・地区代表・自治会長・班長 電話一覧表 令和3年度（2021年度） 富前まわりくり協議会 防災部会

防災部長 携帯電話 123-4567-8910 固定電話 0598-46-1234

令和3年度職位呼称 1 ○○ 地区代表 2 △△ 地区代表 3 □□地区代表

防災部会電話連絡網

地区	地区代表	自治会長	自治会長名	班名称	班長No	班長	班長携帯電話	班長固定電話	副班長	副班長携帯電話	副班長固定電話			
赤松地区	赤松上	氏名 携帯電話 固定電話		片澤子	①	9								
				宇原子	②	14								
				谷出上	③	20								
				谷出下	④	13								
	赤松中	氏名 携帯電話 固定電話		黒	⑤	11								
				西島	⑥	18								
				奥又	⑦	27								
				肉帯柳上	⑧	10								
	赤松下	氏名 携帯電話 固定電話		肉帯柳下	⑨	15								
				作道	⑩	17								
				帯池	⑪	11								
				野々口	⑫	21								
野地区	氏名 携帯電話 固定電話		神野上	⑬	39									
			神野下	⑭	19									
			片町	⑮	15									
			電話番号・防災部長・副部长・自治会長・班長											
			中上	氏名 携帯電話 固定電話		中上上	⑯	19						
						中上中	⑰	19						
						中上下	⑱	12						
						中出	⑲	21						
			下池野地区	氏名 携帯電話 固定電話		木地小屋	⑳	12						
						新田上	㉑	15						
						新田中	㉒	23						
						新田下	㉓	22						
中之根	氏名 携帯電話 固定電話		中之根	㉔	30									
			萩野上	㉕	18									
萩野	氏名 携帯電話 固定電話		萩野下	㉖	21									
			計		30 班	362戸								

#### 4.5 発災後の活動 避難所運営

避難所運営は住民主体で行わざるを得ないと考えています。

避難者・宮前まちづくり協議会防災部会の構成員（防災部長・副部長・自治会長・班長・女性防災部員・ボランティア団体会員等を主力と考えています。

コロナ過までの3年間は H U T 8 避難所運営体験初動期）を訓練してきました。

#### 4.6 各種地域団体との連携

4.6.1 飯高中学校・宮前小学校への防災教育は学校の年間スケジュールに組み込まれています。

4.6.2 松阪市、社会福祉協議会、民生委員と連携して 松阪市避難所運営マニュアルに基づき運営します。

#### 4.7 防災人材育成

防災関連人材の育成として 継続して下記取得を推進します

- ・防災士
- ・みえ防災コーディネーター
- ・三重のさきもり
- ・松阪市社会福祉協議会 災害ボラセン・サポーター養成講座 受講

### 5章 実践・検証・課題・松阪市への要望事項

#### 5.1 防災訓練の実施・検証

5.1.1 過去において 台風・豪雨時に松阪市の避難情報発令された事例では避難者は限定的です

・過去に実施した防災訓練では防災部会から各班に動員をかけているので参加者人数は確保できていますが、松阪市の避難者人数実績報告によると宮前まちづくり協議会の避難者は少ない。

・住民は自宅がどのような洪水に襲われる危険があるかを明確に認識していないのも原因と考えます。宮前地区防災計画（土砂災害編）では 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップを作成し 住民説明会・全戸配布が済んでいますが、タウンウォッチングが開催できていない。

・令和5年度で宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップを配布して 啓発します。

5.1.2 令和2年度は感染症対応の防災訓練を計画しました。指定避難所老人福祉センター1階を発熱がある避難者 2階を健全な避難者と計画しましたが、動線が交差するという課題を指摘されました。宮前まちづくり協議会は近くに宮前小学校と飯高中学校の2つの指定避難所があります。

・宮前まちづくり協議会が管理している 宮前会館で受付をして 発熱者は隣の指定避難所である飯高老人福祉センターへ、健全者は指定避難所である宮前小学校・飯高中学校へ避難をする計画です

#### 5.2 課題

- ・令和5年度は個別避難計画を松阪市書式で策定します
- ・コロナ過で住民参加の防災訓練が3年間開催できていないのが課題です。
- ・住民の高齢化と人口減

#### 5.3 松阪市への要望事項 進捗状況 宮前地区防災計画（土砂災害編）提案済

- 松阪市指定避難所飯高中学校・宮前小学校へ安全なアクセス道路を要望



現在、工事を進めて頂いている、土砂災害警戒区域を回避した、指定避難所への避難経路整備については、松阪市が、国土交通省の承認を経て、事業化に至りました。

## 5.4 計画の見直し

- 5.4.1 防災カード・個別避難計画は毎年更新・改善をします
- 5.4.2 飯高中学校 宮前小学校の防災教育は継続します
- 5.4.3 防災人材育成は継続します。

### 本計画策定に向けての検討過程

平成31年4月22日	防災部会「声掛け避難制度」のモデル班として神殿班選定
令和2年3月18日	防災部会 同上報告書受領
令和2年6月29日	第1回防災部会 「声掛け避難制度」各班へ水平展開すると決定
令和2年8月5日	防災部会役員会「声掛け避難制度」⇒「地区防災計画」へと提案
令和2年8月20日	第2回防災部会 「地区防災計画策定」着手 承認
令和2年9月1日	地区防災計画策定説明会 宮前まちづくり協議会30班の班長対象
令和2年10月16日	第3回防災部会
令和2年11月3日	宮前まちづくり協議会防災訓練 地区内30班の班長対象
令和3年3月9日	第4回防災部会
令和3年3月16日	松阪市防災会議にて宮前地区防災計画（土砂災害編）提案・採択
令和3年3月16日	第5回防災部会 宮前地区防災計画（土砂災害編）採択報告
令和3年7月8日	蓮ダム 打合せ 洪水
令和3年7月29日	蓮ダム 打合せ 洪水
令和3年11月3日	宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演
令和4年4月15日	蓮ダム 打合せ 飯高中学校防災教育
令和4年10月6日	蓮ダム 打合せ 緊急法流
令和4年11月3日	宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演
令和5年2月15日	蓮ダム 打合せ 宮前版洪水ハザードマップ
令和5年3月14日	第5回防災部会 宮前地区防災計画（洪水編）説明報告

制定 令和3年（2021年）3月 宮前地区防災計画（土砂災害編）

改訂 令和5年（2023年）3月 宮前地区防災計画（洪水編）